

会 議 録

令 和 4 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和4年12月 1日
令和4年12月16日
(16日間)

小 海 町 議 会

第4回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託）	
招集あいさつ・報告	6
同意第3号	11
議案第34号～35号（規約）	12
議案第36号（事件）	14
議案第37号～44号（条例）	14
議案第45号～48号（補正予算）	23
陳情・請願等	31
第6日（一般質問）	
第6番 的埜美香子 議員	34
第12番 篠原 義從 議員	48
第3番 篠原 哲雄 議員	53
第2番 鷹野 文則 議員	62
第8番 品田 宗久 議員	66
第5番 渡邊 晃子 議員	81
第1番 黒澤 敦史 議員	98
第16日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
議案第36号（事件）	112
議案第37号～44号（条例）	112
議案第45号～48号（補正予算）	118
陳情第8号～発議第7号	120
議案第49号（事件）	124
小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会設置	126
署名	128

**令和 4 年 第 4 回
小海町議会定例会議事日程**

開会年月日時	令和4年12月 1日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和4年12月16日 午後 4時42分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第12番議員、第2番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和4年12月 1日 至 令和4年12月16日 16日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第3号	小海町農業委員会委員の任命同意について	原案同意
議案第34号	東北信市町村交通災害共済事務組合格約の変更に	原案可決
議案第35号	南佐久環境衛生組合格約の変更について	原案可決
議案第36号	字の区域の変更について	原案可決
議案第37号	小海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	原案可決
議案第38号	小海町公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定について	原案可決
議案第39号	職員の降給に関する条例の制定について	原案可決
議案第40号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第41号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について	原案可決

議案第42号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第43号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第44号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第45号	令和4年度小海町一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
議案第46号	令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第47号	令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第48号	令和4年度小海町水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
陳情第8号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	採択
陳情第9号	最低制限価格の設定に関する陳情書	継続審査
陳情第10号	要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行すること等についての意見書提出に関する陳情書	採択

《追加議案》

発議第6号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	原案可決
発議第7号	第9期介護保険制度改正に関する意見書	原案可決
議案第49号	財産の取得について	原案可決
	小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会の設置について	設置・選出

会議の顛末	令和4年12月 1日 午前10時00分に始め
	令和4年12月16日 午後 4時42分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出宗則
	副町長 篠原 宏 子育て支援課長 井出智善
	教育長 中島行男 教育次長 井出直人
	総務課長 黒澤五雄 観光交流センター所長 小池 司
	町民課長 井出知之 やすらぎ園所長 宮澤賢司
本会議に職務のため出席した者の職氏名	産業建設課長 吉澤君雄
	議会事務局長 小平弘恵
	書記 柳澤武彦

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏名	12/1	12/6	12/8	12/13 民生文教 委員会	12/13 予算決算 委員会	12/14 総務産業 委員会	12/14 予算決算 委員会	12/16
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	—	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	○	○	—	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	○	○	—	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	—	○	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	○	—	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	—	○	○	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	○	○	—	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	—	○	○	○	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
第12番	篠原 義従	○	○	○	—	○	○	○	○
計		12	12	12	7	12	6	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第12番 篠原 義従 議員							
		第2番 鷹野 文則 議員							

令和4年第4回	
小海町議会定例会会議録	
「第1日」	
* 開会年月日時	令和4年12月1日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和4年12月1日 午後 2時53分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和4年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>さきの臨時議会でも触れさせていただきましたが、長野県及び佐久保健所管内での新型コロナウイルス感染者の数が、全国的に見ても高い水準で推移をしています。佐久保健所管内では、医療機関や高齢者施設で集団感染が確認されています。また、感染により亡くなる方が11月以降に急増しており、その9割以上の方が基礎疾患のある65歳以上の高齢者であると報告されています。</p> <p>私たちの力ではどうすることもできない問題ではありますが、現在、町で行われています新型オミクロン株対応2価ワクチンの接種などにより少しでも感染拡大が収まり、できることなら新型コロナが現在の第2類から第5類となり、検査キットや経口薬の市販などと併せて自分自身の判断において新型コロナやインフルエンザなどに対処することができる、そのようなときが来ることを強く望むところであります。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。</p>
<u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長におい</p>

	て、第12番 篠原義從君及び第2番 鷹野文則君を指名いたします。
<u>日程第2 「会期の決定」</u>	
議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る11月18日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長 的埜美香子君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 本日招集の令和4年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は条例関係案8件、事件議案1件、規約変更案2件、同意議案1件、補正予算案4件、陳情3件の合計19件であり、会期は本日より12月16日までの16日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。ただし、質疑が5時を超えた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力のほどお願いします。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば8日午前10時から、合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おきください。なお、本日の昼休み、12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から12月16日までの16日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 「町長招集あいさつ」</u>	

議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>時の流れは早く、本日から師走、今年も残すところあと1か月余りとなりました。何かとお忙しい中、令和4年第4回小海町議会定例会をご案内申し上げましたところ、全議員の皆様の皆様のご参集を賜り開会できますこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>令和4年を振り返りますと、2月27日に町長選挙が行われ、挑戦、新鮮、実行の元気な小海町を掲げ、コロナ対策、流入人口の増加、健康長寿などの公約を示し、再度小海町の町政を担わせていただくこととなりました。私の持てる力全てを町政、町民の皆様に尽くす所存でございます。そして、コロナ、ロシアのウクライナ侵攻を起因とする物価高騰に明け暮れた年でもあったと感じております。コロナ感染症にあつては、度重なる感染拡大の波の中で、社会経済活動との両立、ウィズコロナ、感染対策を取った中でのコロナとの共存に取り組んでおります。物価高騰に対する町民の生活支援と経済支援はP-ねっと券を活用し町民の皆様の生活支援を行い、消費を地域に求め、商工業者の支援と町内循環型の施策を実施してまいったところでございます。</p> <p>幸いにして、今のところ大きな自然災害はなく1年が過ぎようとしておりますが、当町の基幹産業の1つでもあります農業にあつては生産量の増加や消費の低迷などに加え、物価高騰による経済の増加によりなかなか芳しい成果にならなかったと聞いております。行政報告で担当課長から詳細を報告しますが、予期しない物価高騰による経費の増大、不測の事態に対しまして、先日の臨時議会で提案いたしました補正予算などにより対応しているところでございます。</p> <p>そして、11月19日には松原湖高原スケートセンターがオープンしました。大勢の小中学生や高校生が滑走し、南佐久地域の本格的なスケートシーズンの到来でございます。スポーツの基礎でありますバランス感覚を養うとともに、厳寒の中でのトレーニングによる精神的成長、町の伝統であるスケートを通じ子供たちの健全な育成に注力するものでございます。</p> <p>それでは、続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案にきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。</p> <p>同意第3号 小海町農業委員会委員の任命同意につきましては、令和5年1</p>

月31日で任期を迎える農業委員を新たに任命することの同意をいただくものでございます。

議案第34号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更につきましては、事務所の位置を長野市から東御市へ変更するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 南佐久環境衛生組合規約の変更につきまして、組合の共同処理する事務を南佐久公共下水道並びにし尿処理等受入れ施設の設置及び経営に関する事務と規定するとともに、組合の名称を佐久環境衛生組合に変更するなど所要の改正に当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、3件につきましては本日審議の上、ご決定いただくようよろしくお願いを申し上げます。

議案第36号 字の区域の変更につきましては、現在造成中の村上団地におきまして字界が造成地の中にありますので、外周へ変更するに当たり、地方自治法第260第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 小海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第38号 小海町公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。個人情報保護法が令和5年4月1日から運用されるのに伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第39号 職員の降給に関する条例の制定について、議案第40号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第41号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例等の整備に関する条例についてであります。現在60歳の職員の定年が段階的に引き上げられ、令和14年度に65歳となる地方公務員法の改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第42号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年12月期の期末手当を0.05月引き上げ、令和5年6月と12月の期末手当を均等にする改正でございます。

議案第43号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第42号と同じく令和4年12月期の期末手当を0.05月引き上げ、令和5年6月と12月の期末手当を均等にする改正でございます。

議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、令和4年12月期の期末手当を0.1月分

引き上げ、令和5年6月と12月の期末手当を均等にする改正と、若年層を中心とする給料表の改正のほか、定年年齢が段階的に引き上げられる地方公務員法の改正に伴う改正でございます。

議案第45号 令和4年度小海町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億365万1,000円を追加し、総額を5億3,865万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方消費税交付金で500万円の増額、地方交付税のうち特別交付税907万5,000円の増額、国庫支出金では民生費関係を主に1,055万1,000円の増額、県支出金も民生費関係を主に585万2,000円の増額、寄附金で50万円の増額、繰入金では財政調整基金から5,900万円、森林環境譲与税基金から100万円の繰入れを計上しました。また、諸収入では、県有林関係で952万8,000円の増額でございます。

歳出の主な内容につきましては、総務費の財産管理費でJRから土地と建物の財産購入費として3,500万円を計上し、企画費では村上団地造成工事の道路舗装工事用地交渉等による附帯工事を2,400万円計上、子育て世代住宅建設費用補助金事業を精算見込みにより800万円減額しました。民生費では、心身障害者福祉費において自立支援給付費を1,542万円、衛生費においてコロナワクチン接種費用476万2,000円をそれぞれ増額しております。農林水産費では、農地費において県営事業の事業料増加に伴い負担金を637万円の増額、林業振興費では景観整備事業は県における事業採択により200万円減額、商工費においては住宅リフォーム助成事業、店舗新築等助成事業などで790万円の増額、土木費では道路改良工事に伴う地中埋設管移設補助費458万8,000円の増額、教育費ではコロナ対策バス借り上げ料234万円の増額などであります。その他、人事院勧告に伴う職員人件費の調整と電気料の値上げによる費用を関係科目で計上してございます。

議案第46号 令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に11万4,000円を追加し、総額を7億3,746万9,000円とするものでございます。主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

議案第47号 令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から321万4,000円を減額し、総額を7,837万2,000円とするものでございます。主な内容は、保険料の本算定に伴う減額でございます。

	<p>議案第48号 令和4年度小海町水道会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出額から4万円を減額し、総額を9,151万3,000円とするものであり、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、概要を説明申し上げます。よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。</p>
<p><u>日程第4 「諸般の報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げますので、ご確認のほどお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方はお願いいたします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>2件について報告をいたします。</p> <p>1件目は、県知事が県内全ての市町村を訪問し、順次対話集会が行われております。小海町は来年2月18日土曜日、役場において開催する予定であり、テーマに沿って町民の皆様と対話集会を行うものであります。防災無線などを通じ周知してまいりますので、よろしくお願いをいたします。また、今後の行事ですが、コロナの影響により1月3日に予定しています二十歳の集いと1月7日に予定しています消防団出初式につきましては、来賓の招待は控えさせていただき、縮小して開催する予定です。1月4日に予定していました新年祝賀会につきましては、密集を避けることから、3年続けてではございますが、行わないことを決定させていただきました。いろいろの意見があろうかと思いますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、2件の報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>総務課長 【長期振興計画審議会の報告】 【特別職報酬等審議会の報告】</p> <p>町民課長 【交通政策審議会の報告】</p> <p>生涯学習課長 【小海町高原美術館協議会の報告】</p> <p>産業建設課長 【野菜、花卉の生産販売状況】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の条例をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意第3号から議案第35号につきましては上程から採決まで、議案第36号から陳情第10号につきましては上程から付託までといたします。</p> <p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第6 「同意第3号」</u></p>	
議 長	<p>日程第6、同意第3号「小海町農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平議会事務局長。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>黒澤町長。</p>
<p>(町長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p>

	これから同意第3号を採決します。 本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第7 「議案第34号」</u>	
議長	次、日程第7、議案第34号「東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。 これから議案第34号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第35号」</u>	
議長	日程第8、議案第35号「南佐久環境衛生組合規約の変更について」を議題と

	<p>いたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>井出町民課長。</p>
(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
6 番議員	<p>6番、的埜です。お願いします。</p> <p>資料つづりのほうの3ページのほうで、中段、14条の3項のところ、予算額の案分のことについて書いてありまして、そこで、次のページの4ページのところで別表というところに負担割合とかが書いてあるんですけども、この計算で今の分担金とかは変わらないということになるのでしょうか。その辺お願いします。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>資料つづりの4ページの別表でございますが、この負担割合についてですが、上段のほうに書いてあります中の小海町以南5か町村に関する事務のところの負担割合ということで、均等割10%、人口割10%、処理量割が80%と書いてございますが、こちらにつきましては佐久平環境衛生組合への委託期間だけということですので、新しいし尿処理施設ができますれば、今度はこの表の一番下になりますけれども、割合が均等割3%、処理量割97%ということで負担金を各市町村に請求するというような形に変更することで各町村の合意を得ております。</p> <p>以上です。</p>
6 番議員	<p>その説明は分かるんですが、今のその分担金、今日、長振のローリングが配られまして、ちょっと見て、私、今日、長振持ってこなかったんで分からないんですが、この分担金というのは今までどおりということになりますか。すみません、お願いします。</p>
町民課長	<p>分担金につきましては、新処理施設が令和9年度稼働予定でございますので、その間まではこの率でいくということでございます。</p>
議 長	<p>ほかに質疑のある方はございませんか。</p>
(質疑なし)	

議長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第35号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第36号」</u>	
議長	日程第9、議案第36号「字の区域の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第10 「議案第37号」</u>	
議長	日程第10、議案第37号「小海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。

	<p>本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。</p>
	(総務課長説明)
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより11時10分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時56分)</p>
<u>日程第11 「議案第38号」</u>	
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに11時10分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第11、議案第38号「小海町公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。</p>
	(総務課長説明)
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<u>日程第12 「議案第39号」</u>	
議 長	<p>次に日程第12、議案第39号「職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。</p>

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
11番議員	11番、篠原伸男です。 21ページの下から3行目のアの欄で、職員の能力評価または業務評価の実施権者による確認が行われ、全体評語が最下位の場合である場合ということで、全体評語とあるんですけども、事前にこの資料を頂いてあれば、私も私なりに調べてきて理解できたと思うんですけども、この全体評語という意味の説明をお願いします。
総務課長	全体評語、勤務評価の内容だと解釈しておりますが、改めて精査をしまして、委員会で報告をさせていただきたいと思います。
11番議員	これ、多分職員の給与等に関する条例は総務のほうに付託されると思うんですよ。我々民生のほうでは委員会では協議しないですから、午後にでもひとつ説明をお願いいたします。私の解釈では、全体評価ではないかなというような気もするんですけども。 それから、あと、能力評価、業績評価、実施権者ということで、たしかこれも義務づけられているんじゃないかと思うんですけども、名前は付して、これの実績、実施したものを議会に、全協なり何なりに提示することはできますか。
総務課長	名前を付して資料として提出するという内容でございます。申し訳ございませんが、検討させていただきたいと思います。
11番議員	じゃ、端的にお聞きします。やっていますか、やっていませんか。
総務課長	人事評価については年度初め、5月、6月頃、それぞれの職員がその年の目標、相対評価ではなく絶対評価、隣の人と比べるのではなく自分の目標、そういうものを掲げたペーパーを出していただく。そして、年度末にそれを自分なりにはよくできたか、できなかったか。そして、上司がそれを判断し、任命権者へ報告をするという内容でございます。
11番議員	目標に対してどうのこうのじゃなくて、その本人のそれぞれの目標は当然そうだと思いますけれども、職務それぞれが決まりに、規則に定められているわけですから、その中のものに基づいて実施権者、評価、それ、無理

	<p>なら無理でそれは構いませんですけども、目標に対してどうだったか、こうだったかというんじゃないくて、あくまでも能力評価、業績評価というのは、規則等々のものに基づいてやるべきことを実施権者が評価するということですので、そういったものが今のところで不備だというんなら、出されないなら出されないでそれは構いませんですけども、そういうことをお尋ねしているわけです。</p>
総務課長	<p>いずれ、今ご指摘いただいたような内容、また条例、規則に反しないよう対応してまいりたいと思います。</p>
11番議員	<p>あえて職員の降給に関する条例というものが出てきたからお尋ねしたわけですから、こういった条例にそぐわないので、ひとつ対応していただきたいと思います。</p>
議長	<p>ほかに。</p>
6番議員	<p>6番、的埜です。お願いします。 資料つづりの7ページの、今ご説明受けたんですけども、給料月額70%ということと、(4)番の6級から5級へ降格ということは今、説明いただいたんですけども、この5級というのは今で言うと、そうすれば、係長クラスになるのか、課長、課長補佐。お願いします。</p>
総務課長	<p>資料つづりの一番最後の28ページをご覧くださいと思います。 一般職の給与の関係で用意した資料でございますが、ここに給与表を提示をさせていただいております。まず1級から、主事、主任、主査、係長、課長補佐、課長等ということでございます。そして、6級、管理監督職からは外れるということで、5級以下へ降格をするという内容です。 議案44号におきまして、一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正するという内容の中、資料の27ページをお願いします。 資料が前後して申し訳ありませんが、資料の27ページによりまして、4級に係長、また、主幹というような、左側であります。改正をし、5級に課長補佐、また、参事というような改正をこの後ご提案させていただきまして、そこへ降格を位置づけられるという内容になります。</p>
議長	<p>いいですか。ほかに。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>いいですか。これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第13 「議案第40号」</u></p>	

議 長	次に、日程第13、議案第40号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
11番議員	11番、篠原伸男です。 ちょっとお尋ねしますが、定年延長、60歳以降から順次延ばしていくということでありまして、その適用を受けた者は給料が100分の70、7割と、そういうことの解釈でいいわけですね。そうすると、例えば今度はその人たちは最終的には5年間延びるからいいかもしれないけれども、退職金は、そうするとその分、100分の70ということで、現在あれしているよりも減るという解釈でいいのかな。今回頂いた予算書の中の35ページには、35年勤続の者、47,709、これは多分最終給料のものを基準としてやっているかと思うけれども、これが延びていった場合には、100分の70、3割カット、給料、されたものが退職金となるという解釈でよろしいわけですか。
総務課長	退職金の算定につきましては、60歳の定年時の給与をベースに計算をします。そして、支給については退職時に精算をします。精算というか、支払いをするという内容でございます。
11番議員	だって、定年制、延長したじゃない、65まで、最終的には。それで、退職金の勘定だけは60歳です。それで、退職金というのは、だって、退職するときに出すもので、退職しないのに退職金だけそこで決めておくというのは、じゃ、例えばこれは、どこかこの条例の中に、どこに定められているの。普通は一般、退職するときのものがベースになってくるはずだから、私もこれ見たときに、退職金減るなど。そのほかに、多分、国とのあれでもって加算措置等があるから、そのことは、今は質問もしませんけれども、35年以上はしっちゃったもので、退職金というのは、退職金のときのベース、退職年齢は延びたけれども退職金は60歳となると、退職年齢延長した意味があるんだか。その辺はどうなの。

<p>総務課長</p>	<p>退職金については共済組合ですか、そちらのほうへ委託をしているということで、そちらの制度によって対応してまいるということでありませう。そして、65歳に延長になるということでありませうが、これは制度の中によりまして、いずれ再任用が65歳、それから制度が改正されまして、定年年齢を65歳まで段階的に引き上げるという法の改正に伴って改正はさせていただきますという内容でございます。</p>
<p>11番議員</p>	<p>共済組合が出すからといったって、その部分の負担は町が負担していくんだよね。5年間延長して、今はだって、この辺の近くのところの企業でも、まだそこまで進んでいないと思うよ。だけど、その退職金については共済のほうにお任せするから町はタッチしないといったって、その分のものは町が全部負担していかなくやならない。それから、また給料も負担していかなくやならない。これ、町民の皆さんが聞いたときに、どういうふうに思うかね。退職65歳まで延びた、その間、7割、3割カットで5年間は最終的にはずっと5年間もらえると。退職金だけは60歳が基準の一番ピークの時、皆さん方は直接、利害関係者という言い方おかしいですけども、それはそのほうがベターかもしれないけれども、その辺のところはちょっと検討しておく必要があるんじゃないですかね。ただ、これ、今日は質疑ですから、これ以上のことは言いませんけれどもね。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですか。ほかに質疑のある方はございますか。</p>
<p>5番議員</p>	<p>5番です。お願いします。 まずもってこれだけのボリュームのものを今朝出していただいて、これで質疑をかけるというのは本当に困難だなというのを感じておりますという感想をまず述べさせていただきます、それで、この条例改正によって、都市部と全然小さいこの町とで影響が違おうと思うんですけども、その辺の影響をどうお考えなのか、お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>全国的に法律というものの内容、そして、人事院勧告の内容に従って、それを尊重してまいりました。そういうことでもありますので、都市部との差、それについては金額、お金で言いますと地域手当、そういうもので都市部、加算もございます。そういう中でありませうから、地方公務員法に沿った形で進めていきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに質疑のある方。</p>
<p>6番議員</p>	<p>6番です。お願いします。 国の制度に準じてということで、労働者保護という観点では分からなくもないんですが、今、渡邊議員も言ったように、このボリュームのものをど</p>

	うやってそしゃくすればいいのかとちょっと戸惑っているんですが、この8ページの表、これを町に当てた場合、どのようになるのかというシミュレーションがなかなか目で見えないというか、一体、じゃ、これ令和15年のときに何人の方が、暫定ですが、勤められているのかというところも、人数的なものもこの表では見えない。これ、全国のあれを載せているんだと思うんですけども、左の何歳、59歳、53歳とずっとあるんですけども、これが町でいうと何人になるのかというところの表はできないものですかね。お願いします。
総務課長	町の具体的な職員の数ということだと思います。まず、年度の列の38年4月2日生まれから、定年が令和5年、60歳という升であります。ここは職員はございません。そして、その下は2人、その下、40年4月2日、このところに4人、そして、41年4月2日、ここへ1人、その下、42年4月2日、ここへ2人、一番下に2人ですか。現在の職員体制は今申し上げたとおりでございます。
6番議員	そうすると、暫定の人数が相当、15年より先というか、15年にならなくてもか、相当増えてくると思うんですけども、じゃ、新規採用というのはこれに合わせてどうなっていくのか、その辺はどうお考えかお願いします。
総務課長	その点につきましては、職員の定員、そういうものもございしますが、シミュレーションの範囲ですと、それをクリアしながら退職者の、今申し上げた人数の退職者の補充、そういうことを行って、組織の新陳代謝を促していくというつもりでおります。
議長	ほかに質疑のある方はございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
日程第14 「議案第41号」	
議長	次、日程第14、議案第41号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。

	<p>本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。</p>
	(総務課長説明)
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。 ここで1時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時58分)</p>
議長	<p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に、先ほど12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長 の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告を 願います。 議会運営委員長、的埜美香子君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審 査日程が決定しましたのでご報告いたします。 12月13日火曜日午後1時より民生文教常任委員会、視察なし、午後2時より 予算決算常任委員会民生文教関係の審査を行い、12月14日水曜日午前10時 から総務産業常任委員会、視察なし、午後1時より予算決算常任委員会総 務産業関係の審査を行います。また、午前中も申し上げたとおり、一般質 問が1日で済めば、現地視察及び全員協議会を12月8日、合同で行います。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>では、議事に入ります。その前に、黒澤総務課長より発言を求められてい ますのでこれを許します。 黒澤総務課長。</p>
総務課長	<p>では、議案つづりの21ページ、先ほど全体評語という言葉はというご指摘 がございました。この言葉の内容でございますが、評価の結果を表す言葉 としまして、評価の結果をランクづけするということをお願いしたいと思 います。以上でございます。</p>
<p><u>日程第15 「議案第42号」</u></p>	

議 長	では、次、日程第15、議案42号「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第16 「議案第43号」</u>	
議 長	次、日程第16、議案第43号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第17 「議案第44号」</u>	
議 長	日程第17、議案第44号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第18 「議案第45号」</u>	
議 長	次、日程第18、議案第45号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第6号） について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	ここで、2時10分まで休憩とします。 (ときに13時49分)
議 長	(ときに14時10分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 一般会計補正予算（第6号）についての説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入。 8ページ、款6法人事業税交付金。款7地方消費税交付金。款11地方交付税。 款13分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産費分担金、8ページ。 次、9ページ、項2負担金続き、目2民生費負担金。款14使用料及び手数料、 項1使用料、目4農林水産費使用料。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、9ページ。

	<p>10ページ、項2国庫補助金、目1総務費補助金、目3衛生費補助金、目5教育費補助金、項3国庫委託金、目1総務費委託金。款16県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金、10ページ。</p> <p>次、11ページ、項2県補助金、目2民生費補助金、目4農林水産費補助金、項3県委託金、目1総務費委託金。款17財産収入、項2財産売払収入、11ページ。</p> <p>12ページ、款18寄附金、目1一般寄附金。款19繰入金、項3基金繰入金。款21諸収入、項3受託事業収入、目1県有林受託事業収入、12ページ。</p> <p>13ページ、項4雑入。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>14ページ、款1議会費。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、14ページ。</p> <p>15ページ、一般管理費続き、目2財産管理費、目4企画費。</p>
11番議員	<p>11番、篠原伸男です。</p> <p>財産管理費の公有財産購入費の中のJR土地購入2,700万、これに908平米ということですが、以前たしか図面を頂いたと思いますけども、この図面、はっきりと買う部分を分けしたものを予算決算常任委員会までに提出していただきたいと。それから、併せて駅舎の分もありますから、併せて提供をお願いいたします。</p>
総務課長	はい、準備させていただきます。
議長	15ページ、ほかにありませんか。
	(質疑なし)
議長	次、16ページ、企画費続き、目5地域振興費。
11番議員	<p>委託料についてお尋ねいたします。</p> <p>自治体DX推進事業ということで、当初予算では行政手続オンライン化が1,030万、それから自治体システム標準化・共通化で270万6,000円ということで、自治体DX推進事業ということですが、今お聞きしましたら、自治体システム標準化・共通化は皆減ということですが、これ予算組むときに、補助金の内示とか見込みとか、ほかのところもそうですけれども、皆減というような例が多いんですけど、その辺のところの、普通ある程度補正予算というシステムがあるんだから、確定したとこで補正予算組めばいいわけですけど、当初予算から組んできて、ここにきて皆減というようなことで、見込みとか手続はどうなっているんですか。</p>
総務課長	自治体DX推進事業でございます。今回の減額分、これにつきましては当

	<p>初予算の部分の一部でございまして、ちょっと当初予算比べていなくて申し訳ないですが、外字の部分が国の仕様が変わったということで、その部分、275万6,000円が減額、その部分については皆減という表現をさせていただいたと思います。</p> <p>そして1,050万、これについては子育て・介護26手続と言われておるそのもののインターネット、またマイナンバーカードでの申請システムの構築、それを令和4年度に実施をしているという状況でございます。</p>
11番議員	<p>例えば当初予算の説明の中で、自治体DX推進事業につきまちはあれであって、それで行政手続オンライン化1,030万、そして自治体システム標準化・共通化で270万6,000円という形で、説明資料の中にはっきり載っているんだよね。</p> <p>そういうところにきたのが、ここへきてこの270万6,000円、大きい捉え方で予算書では自治体DX推進事業で載っているけれども、説明資料では行政手続オンライン化と自治体システム標準化ということで、分けて説明資料だからしてあって、こちらのほうがそっくり皆減。内示があったというものが簡単に消えるの。国や県からの内示というものが。</p>
総務課長	<p>予算書の説明欄の表記の仕方、そういうものにも多少影響しているということを理解しております。当初予算で申し上げました説明資料、その事業の項目、内容によりまして、それを常に引き継ぐ形で補正予算を編成をしていく、そういうことが分かりやすい予算書の作成の方法と感じております。</p> <p>そういう中で、今後内容が継続して見えてくるような説明欄の表記の仕方、そのような形で努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
11番議員	<p>ある程度こういう予算に乗っているときは、補助金だとか負担金だとかというのは、確信があって乗ってくるもんだと思うんですよ。いくら予算であらかじめ定めるもんだから、これは変更はあり得る、そのために補正予算というシステムもあるんですから、国や県がある程度の内示なり承諾を出したものでなければ、あとはまた補正とかそういうことでやればいいんじゃないかなと私は思いますよ。</p> <p>後でもまた質問しますけども、森林のとこ200万が減額になっていますよね。それが、今度は森林譲与税が何だの100万でやるとかというような話もありますけども、これも当初出てきた200万が皆減になっていると。</p> <p>それで、これは今度の委員会まで結構ですので、行政手続オンライン化</p>

	<p>1,030万、これは委託ということですが、どのような内容でやっていくか、資料を提供していただきたいと思います。</p> <p>行政手続オンライン化、もう一つは自治体システム標準化というような形で当初予算では説明を受けていたけれども、実態はこの自治体システム標準化の270万6,000円は皆減ということですので、行政手続オンライン化というものはどのような内容で委託してあるか、分かりやすい資料の提供をお願いいたします。</p>
総務課長	資料を用意させていただきます。
議長	16ページ、目5地域振興費、目7総合センター運営費、16ページ、ほかに。
5番議員	渡邊です、お願いします。戻って16ページ、4目、14工事請負費なんですが、すいません、そもそもなぜ舗装この間のときに入れていなかったのか、なぜでしたか、ちょっとまた教えてください。
総務課長	<p>工事の予算額、当初2億1,000万予定をしておりました。そして、開発行為等の許可の段階で、あの場所は平均で30センチ程度地盤を上げるということが条件で示され、それを当初設計に盛り込みました。そういう中において、現在の契約議決いただいた工事内容、舗装を除いたもので発注をさせていただいたという内容であります。</p> <p>それともう一つ、繰越事業について、交付金を財源に3,000万ほどありますが、していると。その事業に繰越しが認められないというような条件が付いていますので、舗装工事は冬の寒さ、また春先の陽気にもよりますので、できるかどうか分からない、そういう背景もありまして別工事にさせていただいてございます。そういう中で、今回舗装、表層工、4センチの舗装厚であります、全体の面積を算出しまして1,800万計上をさせていただいたという内容でございます。</p>
6番議員	6番です。今の関係でちょっと分かりにくいんですけど、8月31日付で県からの全ての許可が下りたというふうに前説明であったと思うんですけど、その申請の中にも舗装ということはなかったのか。未舗装で申請されたんですか、すいません、その辺ちょっと分かれば。
総務課長	当然、出来上がりはこういう形になります、当然舗装が打ってありまして、そういうものであります、実際に工事に入る段階で、それを区分けをして発注をしていくということでありまして、最初の契約議決の2工区、これについては舗装工事を除かせてもらったという内容です。
6番議員	すいません、ちょっと分かりにくいんですけど、そうすれば、もともとというか、今国庫補助の話もありましたけど、その国庫の補助対象にもなって

	いなかったのか、舗装が。
総務課長	国の交付金3,170万については、当初の2億1,000万について対象にしてあるという内容です。舗装は対象から外してあるということです。
6番議員	もう1点、その下の段の付帯工事のほうですけど、先ほど支障木の伐採と除石というような説明あったんですけど、これの内訳の金額はどうなりますか。
総務課長	内訳、どこの部分に幾らというものは。 では、予算決算の委員会で資料として出させていただきます。
議長	16ページ、ほかにございませんか。
	(質疑なし)
議長	次、17ページ、総合センター運営費続き、項2徴税费、目1税務総務費、目2賦課徴収費、項3戸籍住民登録費、17ページ。
6番議員	個人カードのマイナンバーのことがさっき説明されましたけど、カードケースをプレゼントということだったんですが、これは国からのそういう例があつてのことなのか、誰かが考えたんですか。すいません、お願いします。
総務課長	いろいろの自治体でいろいろな工夫をしております。そしてこの部分については、職員が発案をしたという内容でございます。
議長	17ページ、ほかにありますか。
	(質疑なし)
議長	次、18ページ、戸籍住民登録費続き、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、目2参議院議員通常選挙費、目4長野県議会議員一般選挙費、18ページ。 次、19ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目2老人福祉費、目3やすらぎ園運営費、目4心身障害者福祉費、19ページ。 次、20ページ、心身障害者福祉費続き、項2児童福祉費、目1保育所費、目3児童館運営費。
6番議員	6番です。1目の保育所費のところでは児童図書購入というのがありますが、なぜこの時期に児童図書購入なのか。すいません、お願いします。
子育て支援課長	それでは、大変お疲れさまでございます。それではお答えさせていただきます。 先ほど収入の部分で18款寄附金の関係がございました。こちらについては一般寄附金ということで、遠藤章雄さんのほうから寄附金を50万円頂いているということでございます。そして、この寄附金を頂いた関係といたしますかお金で、保育園のほうのこちらの備品購入ということで、図書のほう

	<p>を購入していきたいということでございます。 以上です。</p>
6番議員	<p>そうしますと、これは一般財源というより寄附金ということに財源のほうはなってくると思うんですけど、私もこの間公民館報のを見させていただいたら、遠藤氏から50万の寄附を頂いたというふうにあって、町長と一緒に写真を撮られたやつがあって、福祉・教育・子育てなどに使わせていただきますというふうに載っていたと思うんですけど、歳入のほうで、12ページのほうで一般寄附金というふうにあるんですけど、補正の2号や補正の3号、それは指定寄附金や企業版ふるさと寄附金というふうにされていたと思うんですけど、一般寄附金でそれでいいのでしょうか、お願いします。</p>
総務課長	<p>補正予算書12ページの上段であります一般寄附金という内容であります。この方、平成16年から毎年のように寄附をされております。そして、その年その年によりまして、強い意向で何に使ってほしいという状況のときと、こんな感じで役立ててもらえたらありがたいというようなイメージで寄附をされる。極端に言えば、2種類に分けたような感じで気持ちを持っておられる。</p> <p>今回は、先ほど議員さん発言ありましたように、館報に掲載をしたような形で寄附をされた。そういう趣旨から一般寄附として受けさせていただきました。そして、用途は寄附者の希望に沿うような形で、保育所費に充当させていただいたという内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>目4結婚推進・子育て支援費、20ページ。</p>
議 長	<p>次、21ページ、結婚推進・子育て支援費続き、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費、21ページ。</p> <p>次、22ページ、予防費続き、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費、目2塵芥処理費、目4住宅管理費、目5町営バス運行管理費。款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、22ページ。</p> <p>次、23ページ、目2農業振興費、目3畜産振興費、目4農地費、目5山村振興事業費、23ページ。</p> <p>次、24ページ、項2林業費、目1林業振興費、目2県有林受託事業費、24ページ。</p> <p>次、25ページ、款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費、目2観光費、目3国際交流センター運営費、目4松原湖高原観光交流センター運営費、25ページ。</p>

	<p>ージ。</p> <p>26ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、26ページ。</p> <p>次、27ページ、目2道路改良舗装費、項3都市計画費、目1都市計画事業費。款8消防費、目1非常備消防費、27ページ。</p> <p>次、28ページ、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、項2小海小学校費、目1学校管理費、28ページ。</p> <p>29ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、目3美術館運営費、目4音楽堂運営費、29ページ。</p> <p>30ページ、項4保健体育費、目3スケートセンター運営費、30ページ。</p> <p>次、補正予算給与費明細書、31ページから35ページまで。</p> <p>31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
日程第19 「議案第46号」	
議長	<p>日程第19、議案第46号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(町民課長説明)
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>歳入。</p> <p>4ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金(日常生活支援総合事業)、目4地域支援事業繰入金(日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)、款9繰越金、4ページ。</p> <p>歳出に移ります。</p>

	<p>5ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費、項3包括的支援事業任意事業費、款6予備費、5ページ。</p> <p>次、補正予算給与費明細書、6ページから10ページまで。</p> <p>6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第20 「議案第47号」</u>	
議長	<p>日程第20、議案第47号「令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(町民課長説明)
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入。</p> <p>4ページ、款1後期高齢者医療保険料。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、目2保険基盤安定繰入金、4ページ。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>5ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。款2後期高齢者医療広域連合納付金、5ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第21 「議案第48号」</u>	

議 長	<p>日程第21、議案第48号「令和4年度小海町水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
(産業建設課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>補正予算書、1ページ。</p> <p>2ページ、収益的収入及び支出、2ページ。</p> <p>補正予算給与費明細書、6ページまで。</p> <p>3ページ、4ページ、5ページ、6ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<u>日程第22 請願・陳情等</u>	
議 長	<p>日程第22、「陳情第8号から陳情第10号について」を議題といたします。</p> <p>今定例会で受理した陳情等は、お手元に配付をしたとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。</p>
<u>○ 質疑終了</u>	
議 長	<p>以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。</p>
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議 長	<p>本日議題としてまいりました議案第36号から議案第48号、陳情第8号から陳情第10号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議</p>

	ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議長	<p>以上で本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>一般質問は、6日午前10時から行います。</p> <p>本日はこれにて散会といたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時53分)</p>

令和4年第4回	
小海町議会定例会会議録	
「第6日」	
*	開会年月日時 令和4年12月6日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和4年12月6日 午後4時29分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。本日の一般質問は7人の議員の皆さんにより行われます。</p> <p>先月30日に佐久広域連合の議会運営委員会において、一般質問について協議が行われました。協議の内容は一般質問の基本的な規則、規約に対する確認でした。一般質問の範囲はその町村の行財政全般であること、そしてその範囲内の質問については、議長の許可を行うことと示されています。</p> <p>一般質問は通告制でありますので、定められた期間内に議長に対しその要旨を文書により提出すること、事前に提出された通告後の変更は原則認められないこと、そして、通告書以外の質問に対し行政側は答弁を要しないこと、また、同一内容の質問通告がある場合も、議会運営委員会や議長において調整を行うことがあるとしております。</p> <p>これらは基本的なことであり、皆さんも承知をされているところであります。そのような協議の内容でしたが、この機会に私も議員必携をおさらいとして見直しましたが、一般質問に当たっては、質問のほかに要望や願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきであるとも示されています。併せて、一言申し添えましてお願いをいたすところであります。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各</p>

	課長、教育次長、所長であります。
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
<u>第6番 的埜 美香子 議員</u>	
議 長	初めに第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6番議員	第6番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問をいたします。 早速質問のほうに入っていきたいと思えます。 1つ目、来年度、令和5年度予算と施策に向けてということで、①令和5年度はどのような事業を考えているかということで、黒澤町政2期目スタートからはや6か月が過ぎ、2年目の予算編成の時期にきています。町長が掲げた町民誰もが幸せを感じ、安心して暮らせる元気なまちづくりに向けていよいよ本格的稼働をさせる時期にも来ているかと思えます。今後のまちづくりをどのように進めていくのかという観点で議論していきたいと思えます。 まず初めにお伺いいたします。 2期目、2年目の来年度、令和5年度はどういったことに重きを置いた事業を考えているか。先週、長期振興計画のローリング、配っていただいたので、ざっと目は通しましたが、重点的と考える事業をお答えいただきたいと思います。お願いします。
町 長	ご苦労さまでございます。 ただいまご質問ありました令和5年度、どのような事業を考えているか。 まず、私はこの今年2月26日に再選されましたときの公約をまず果たさなければいけないと思えます。それは基本的に思っております。皆様が幸せになるウェルビーイングの精神にのっとり、そして、挑戦、新鮮、実行を掲げた中で、我々が元気に力強く町を推進していくということでもあります。 長期振興計画の実施計画により、町の皆様の要望を反映し、地方自治法第2条、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない

	<p>いと示されており、この条項を基本に、それぞれの事業を予算化しております。具体的には、障害者が安心してこの地域で生涯暮らせるグループホームの整備、令和4年度改修工事を行っています温泉へのバイオマスボイラーの設置、本間地区に造成中の村上団地の最終工事として、緑地公園整備などのほか、道路整備や町営バスのデマンド化の試験運行など、インフラの整備、そして、何といたってもコロナ、物価上昇対策でございます。</p> <p>長期振興計画の基本理念でございます町民の皆様誰もが充実感を味わい、喜びを享受できるまちづくりという目標に向け、進めてまいる覚悟でございます。</p>
6 番議員	<p>ただいま町長述べられました重点事業ということで、町長、力を入れていきたい事業だと理解しました。福祉政策を中心にとということで、皆さんの要望を反映して、町民福祉を充実するといった中身というご説明を受けました。問題はやはりその中身に町民の意見がどのように反映されて、合意がされてきているか、そして、それに当たりどのようなプロセスが図られてきているかという点、そういったことをもう一度すみません、お伺いしたいと思います。</p>
町 長	<p>町民の皆様のご意見につきましては、各種審議会、それから民生委員の皆様、区長の皆様等々を通じまして、幅広く受け入れているという実態だと思います。私も直接、希望等々をお聞きする場合もございますけれども、聞いたことは漏らさず、あるいは必要のあることはそれが町の反映につながると思いますので、積極的に物事を聞き、そして是非を広く問うて、これを進めていくというのは基本中の基本だと思いますので、その基本にのっとり、全てのことを進めていきたいという考えでございます。</p>
6 番議員	<p>各種審議会、またちょっとこの後触れたいと思いますが、幅広く聞いたことは漏らさず、積極的に聞いていくと、それが基本だとお答えいただきました。長期振興計画を作成するに当たり、壮大なアンケート調査をされたと思います。その結果を私も改めて見まして、やっぱり町民の意見が反映するにはここに立ち返らなきゃいけないんじゃないかなというふうなことを感じた次第です。町民誰もが幸せを感じ、安心して暮らせるまちづくり、この事業、やっぱり皆さん望んでいることかなと思います。</p> <p>そこで、そのアンケートの中で、町の長期振興計画に掲げる取組に関して、どの程度重要かという質問があります。今後の重要度ということで、重要であると答えた方が50%以上、またあるいは、50%ぐらいの上位1位は健康に暮らせる医療、福祉環境が向上する取組、これが66.7%で、一番多かったで</p>

	<p>す。2位、子育てや教育の環境が充実するための取組58.8%、3位、安心して暮らせる防災、防犯への取組58.4%、4位、働きやすい環境を向上させるための取組、これが54.2%でした。5位、移動を便利にする、道路や公共交通整備の取組ということで、先ほど交通整理という話もありましたが、これが48.7%と、せっかくこの大がかりなアンケートを町民に対して行われたわけですので、やはり今、さっき言いましたけれども、こういうところに立ち返って施策をつくっていくと、そういうことが大事ではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。</p>
町長	<p>それは基本中の基本であるというふうに考えており、そうした中で進めている実情でございます。決してその意見、アンケートの結果等々軽視することは、本当に僅かでもございません。したがって、そういったご意見というのは、やはり我々が基本理念として持っている幅広く町民の皆様のご意見をご査収するという部分ですので、それは議員おっしゃる以上に、我々はそれを重視していかなければいけないという方向で進めてまいります。</p>
6番議員	<p>ちょっと言い方が悪かったのか、軽視していると言ったつもりはありませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>この質問の中でちょっと注目したいのは、6位なんです。住民と行政が協力してまちづくりを進める取組、そういうことに重要性を感じておられることに、私は今回注目しました。「まあ、重要である」と、そういうことを含めるとさらに高くなり、5位というふうになってきます。そして逆に満足度はどうかというアンケートの結果、「あまり満足していない」「満足していない」という率が高くなっています。そして、今後、まちづくりの活動にどの程度参加できますかという質問があります。それには30%の方が制約はあるが、できるだけの範囲での参加、協力はしたいと回答しています。改めて、このアンケート調査結果を反映することが施策を進める上でも重要ではないかと思います。</p> <p>去る11月26日に佐久穂町議会の主催の町民との意見交換、佐久穂町の未来を語ろうという、そういうものが開催され、議会運営正副委員長ということで、篠原哲雄議員と一緒に参加をさせていただきました。基調講演では、みんなで作る佐久穂の未来と題し、元県副知事の中島恵理さんが講演をされ、まちづくりの進め方、問題解決には幅広い多様な住民による地域活動や政治参加の重要性や意義があることを、中山間地域でのまちづくりの事例を紹介しながらお話をいただきました。</p> <p>どの事例も興味深いものばかりで、そのポイントは、まちづくりを身近に捉</p>

	<p>えるためには、地域の未来像、そして地域のビジョンを地域住民がどう描けるかと、その仕組みづくりについて、どのように行政がバックアップ体制をつくるかということでした。</p> <p>1つ例をご紹介しますが、島根県邑南町の地区別戦略事業、そういうものが町の中にありまして、そこで公民館エリアを中心に、人づくり、地域づくりの拠点に夢づくりプランを策定ということで、地域住民のいろいろな問題を解決するために、住民主体でNGOを立ち上げ、デマンド交通を始めたり、草刈りや除雪の代行をやったり、農業事務代行でふるさと米を販売したりと、問題を自分ごととして捉え、アイデアを出し合って解決していく、まさにコミュニティー創生戦略のよい例ではないかと思います。</p> <p>この地区別戦略事業、小海での集落支援事業とよく似ているかなと思いました。集落再生支援事業もこのように取り組めば、身近な地域づくりからまちづくりへと発展するのではないかと思いました。そういう仕掛けづくりができないものだろうかと思いますが、町長その辺いかがでしょうか。</p>
町長	<p>大変いい事例をありがとうございます。</p> <p>それにつきましても、町の予算を使うことであります。したがって、これは効果的なものでなければいけないというふうに思っておりますし、そして、ただいま例を挙げていただきましたけれども、それが我が町にとってそぐ合っているものかどうかというものを検証する必要もございますし、十分に参考にはさせていただきますけれども、その辺をしっかりと精査することが重要ではないかというふうに思います。全国津々浦々、すばらしい例はたくさんあるかと思いますが、そういったものも参考にさせていただき、よりよい、充実したものにしていくということがまず基本でございます。</p> <p>そして、町民の皆様参加の施策ということでございますけれども、やはり現在の中で、生きがいか、やる気とかいうものの中に、行政への協力ということもあろうかと思えます。それはゆとり世代と申しますか、時間のある方に時間を使っただくということ、それから、もっと広げていけば、いろんなもので町への協力をお願いすることという部分があろうかと思えますけれども、それが逆に、それを受けた皆様が生きがいになっていただければということは、町としても推奨しているわけですがけれども、こういったものを、今、議員おっしゃるように立ち返ってもう一度検討ということも必要かと思えますので、先ほど挙げていただいたいい例等々ございますから、そういったものが再度また町のために必要か、あるいはこれから進めていくものに適合しているかという検討は十分にさせていただきたいというふうに思</p>

	っております。
6 番議員	<p>佐久穂の今回の取組は議会の呼びかけで行われたもので、私たちもまた見習って、そういう会をやっていきたいなというふうにも思ったわけですが、中身は子供から年配の方まで、本当に男女問わず多くの町民が参加されていました。そして多くの町民が町の未来のことに関心を持たれ、分科会では本当に熱心な議論が交わされていました。本当に正直驚きました。駅前検討委員会での山浦先生のワークショップでもやはり同じことが言われました。役場主導ではなく、どれだけ多くの町民がまちづくりに関わられるかどうか、そういったことでまちづくりは構築されると。住民参加型のまちづくりをどうやって構築するかということだと思います。今、町長も述べられました、やはり生きがいややりがいにつながるような行政参加、行政に協力していただきたいと。</p> <p>では、町の重要な施策、町の今後の方向性を決めていく各種委員会や審議会、そういったものを見たとき、先ほども話がありましたけれども、多くの町民の意見が反映されている場になっているかどうか、私はちょっと十分だと言えるかなというふうに思うわけですが、委員の選定はどうか、いろいろな団体の役員の方々が充て職で委員になっているのがほとんどで、幾つもの委員会、審議会を受け持っている方も多く、顔ぶれがあまり変わらないというようなことも多く見受けられます。審議の内容も町からの提案を受け、承認という形がほとんどです。このような委員会や審議会の形式、黒澤町長になる前からのことで、私、新井町長のときにも議論させていただきましたが、なかなか変わってこなかったのが現実です。</p> <p>そのようなやり方で町民は町と一緒にまちづくりを進めていっているという感覚になるのかどうか、審議会の在り方、町長の考えをお伺いしたいと思います。</p>
町 長	<p>的埜議員、各種審議会の長もやり、そして長い議員生活でございますので、その在り方等々を体験しているという中でのご意見かと思えます。私も町長になりまして、審議会というものに全部出席しています。したがって、その内容等々は、私なりに把握しているという自負もございます。</p> <p>そうした中、委員が適正であるかどうかというものにつきましては、やはりいいからそういった皆さんをご推挙申し上げるという格好になっているのではないかなというふうに思えます。また、おっしゃるマンネリ、あるいは町の提案がほぼほぼそのとおりじゃないかというこの意見に関しましては、審議会の委員さんは必ずお考えを持って来ていただいているものであり、たま</p>

	<p>たま町の考えと合っている。それら、様々な意見はこれは出ますよ。委員長をやってもらっている的埜議員には分かるかと思いますが、本当に町の皆さんの様々な意見、これ出ます。そういうものを精査するのが審議会であり、そして、そこで諮問をし、答申をいただいたものをこの議会に上げてくるという仕組みになっているので、その部分につきましては、中身の精査、そういうことはこれから時間をかけてやっていく必要があるかと思いません。</p> <p>私も少々物足りなかったりという部分は正直ございますけれども、やはり広く皆様のご意見を拝聴して進めていくということに関しましては、その審議会の重要性というものは大変重きものであり、また、審議会委員の皆さんも信じるというのは私の姿勢でございます。したがって、今おっしゃいます審議会の中身の議論というものは再論させていただくつもりではございますけれども、今のところ、一生懸命出てきていただいている審議委員の皆様には、私とすれば敬意を表しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>決して委員が悪いということではなく、やはり町のいろんな委員会、専門的な委員会ございますので、そういう専門分野でいろいろ皆さん委員として出てこられますので、やはり町長おっしゃるとおりいろんな意見、様々な意見出ると思いますが、でも、なかなか出しにくい、私も委員長やっていて、どうやって皆さんの意見を引き出すかということにかなり苦慮します。</p> <p>問題はやっぱり住民参加型のまちづくりをどうやって構築するか、私は施策をやっぱり決定していく過程で一番大事なことではないかと思っています。それを抜きにして町民誰もが幸せを感じ、安心して暮らせる元気なまちづくりは進まないと思います。まちづくりに関心を持っている方、アイデアをたくさん持っている方、たくさんいると思います。ぜひ多くの町民が参加できる仕組みをつくり、町民参加型のまちづくりを進めていただきたいと思います。</p> <p>では、次の質問に移ります。</p> <p>2番として、町内の零細業者やフリーランスを守る物価高騰対策についてということで、通告をいたしました。</p> <p>物価高騰、原油価格の高騰が町民の生活に重くのしかかってきています。最近はお金を払うたびに、びっくりするほどの金額になっているよねとか、ガソリン代が高いからできるだけ車に乗らないようにしているとか、ガソリンがまた高くなっちゃったねと、これから本格的な寒さになる</p>

	<p>のに灯油代が高く本当に大変だと、こんな会話が日常的になってしまいました。</p> <p>物価高騰に加え、社会保障費の新たな負担がさらに追い打ちかけ、病気にもなっていられないと、本当に先行きを心配する声ばかりです。仕事はどうか、資材高騰があらゆる業種に及び、経営にかなりの影響が出てきています。物価高騰で町民の生活は困窮していないかいろいろ対策も打っているわけですが、どのような声を聞いておられるか、まずお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>お疲れさまです。</p> <p>どのような物価高騰に対する町民皆さんの声ということなんですが、これについては、日本中、同じような報道をされているとおりに、議員さんおっしゃられた、そのとおりだと思います。私たちもしみじみそういうものを感じておるところでございます。この高騰が早く収束はしてほしいわけですが、これに何とか現状を持ちこたえて、それぞれの生活なり、経営なりを継続していただきたい、そういうことでして、報道をよく聞くということが町民の声を聞くことと同様だと思って考えております。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>物価高、原油価格の高騰はこの先またしばらく続きそうです。この間、国からの臨時交付金もあり、町としても様々な支援策を講じてきているわけですが、これからますます寒くなり、燃料費もさらにかさむ時期になります。そして、食料品の値上げも次々と品目が増えています。飲食店の方にお話を伺いますと、仕入れに物すごくお金がかかると。一般の家庭とは違って、少しでも安く仕入れるためにロットがどうしても多くなっちゃうと。だから本当に大変だといって、だからといって、簡単にこれ以上値段も上げられないと、そういうふうに嘆いておられました。P-マネーが使われているかという、特段お客さんが増えているとも思えないとの声です。町民の方もP-マネーはありがたいけれども、ガソリンや灯油ですぐに使ってしまうという方がほとんどです。やはり、事業者に対してもう少しきめの細かい直接支援が必要ではないかと思いますが、先ほど経営継続していただきたいという産建課長の話もありましたが、今後の対策、いかがお考えでしょうか。お願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>小海町内におきましても、様々な業種の事業者がおります。今、飲食店を例にご意見を伺いましたが、電気関係の工場であるとか、農業者も事業者であります。様々な業種、業態の皆様がおり、燃料、またエネルギー関係の価格</p>

	<p>高騰についての影響はとても大きなものがあると承知しております。ガソリンでも1年前の価格よりリッター当たり7円とか、灯油でも18リットル当たり1年前と比べて百二十数円、そういうことを超える値上がりをしている。どの業種で、どのくらい利用、使用されるか、それは規模の違いですとか、設備の違いですとか、本当に様々であろうと思います。</p> <p>これを把握することはなかなか難しいわけでありましてけれども、こういったもののほかにも先ほど言われました仕入れにかかる費用、こういうものについても経営を大きく圧迫するわけですがけれども、受ける影響についてはやはり個々の事業者がそれぞれに違って来ようと思っております。こういったところで、国や県は施策を、例えば燃料であれば、原油であれば元売りのところで調整してくれる、そういうこともあるわけですがけれども、一自治体とすると財源をなしに、なかなか大きな施策というものは難しいなという考えでおります。</p> <p>各事業者が対応すること、今対応することになるということになると、今まで利益を得ていたものを圧迫、圧縮すること、それから商品や製品での価格の転嫁、なかなか実施はし難いというふうにおっしゃられていたとおりでありますが、そういう方法。そして、運転資金など、融資制度の利用、こんなことが上げられ、いずれも経営を圧迫して顧客の減少になることではありますが、まずはこういったところを経営相談、そういったものを利用されるように案内をしていきたいと、そんなふう考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>政府は国民がこのような大変な状況の中、軍事費の増額には躍起になっていきます。今朝もニュースでやっていました。さすがに懸念の声も多く、企業や家計の負担増に直結する増税はすぐには行わないということですが、財源があるなしにかかわらず、実行すべきことに取り組むと、安定財源が定まらないにもかかわらず、防衛費増額が先行と、昨日の信毎にも1面で報道されておりました。</p> <p>今政府が進めようとしているインボイス制度も消費税の課税対象を広げる増税です。インボイス制度が導入されれば、あらゆる業者に負担がのしかかってきます。大きい企業でも事務負担だけでもかなり大変になるでしょう。取引先にインボイスの登録もお願いしなければなりません。免税事業者は取引先から排除される可能性があるため、登録をするか単価を値下げるかということになります。誰も得する制度ではありません。</p> <p>仮にこのインボイス制度導入になった場合、町内業者の営業はどうなっていく</p>

	<p>るでしょう。特に零細企業やフリーランスの方たちにはかなりの影響が出てくると思います。廃業せざるを得ない業者も出てくるのではないのでしょうか。町の経済にもとても影響が出てくると私は思います。こういったことにも危機感を持って今後対応していかなければならないと思います。</p> <p>そこで、例えば小規模農家ではということで、通告をしましたが、1,000万円以下の免税農家、結構いらっしゃるのではないのでしょうか。補正5号で、農業資材等価格の高騰に対する対策、支援策というものを取っていただいたわけですが、もちろん資材費の5%でも支援していただければありがたいと思いますが、消費税は8%です。資材費高騰価格どころか、消費税にもならない。回覧にありました国と県の補助事業はかなりハードルの高い内容になっています。これでインボイス制度が導入されてしまったら、小規模農家はやっていけなくなっていくのではないのでしょうか。</p> <p>例えば小規模農家という話をしましたが、その辺、いかがお考えでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今、インボイス制度の件、こちらの紹介がありました。インボイス制度については、国が定めた制度ということで、ただいま準備をしておるところでございます。登録申請を受付している現状にあると。そして始まるのは来年の10月1日からとご承知のとおりです。こちらにつきましては、国の制度ですので、特別、行政とすればそれを必要な方へ知らせる、そういったことを、商工会を中心に行っていくのが役割であると思っております。</p> <p>そして、農業資材の価格高騰につきましては、ランクを定めながら、そのかかった費用の5%というようなことで、上限はありますけれども、支援をしていく、そのような考えで予算議決いただいたところでありまして。現状は申請を受付始めまして、まだ10件には満たないですけれども、JAを通じて広報もしておりますので、申請の受付が増えてくると思われます。</p> <p>議員さんおっしゃられた物価も高騰するし、大変な状況が来ているんだよというようなことなんですけれども、いずれできるだけの支援、そういうことを考えて農業資材のこの支援も実施しているわけです。これがない、ある、この違い、これはこの価格の高騰部分を全て補っているものではありませんが、少しでも経営継続につながればという考えで実施をしております。</p> <p>置かれた環境というのは大変厳しいものがあると思いますが、小海町にとってもできるだけ財源があれば、それを有効に活用していく、そういう考えは持っておりますので、これからも状況に注視していきたいという考えでおります。</p>

	<p>以上です。</p>
6 番議員	<p>少しでも経営継続をということでの支援ですので、ぜひこれは漏れなく当たるように周知徹底していただきたいなと思います。</p> <p>やはり町民の営業と暮らし、それと先ほどありました個々の事業者の実態をしっかりとつかんでいただいて、きめの細かい支援策を取っていただく、それと同時にこのインボイス制度は所得のない人からない人へ回すという、あるべき税収の姿ではなく、税を納めたら仕事ができなくなる、生きていけなくなるという、本末転倒な結果をもたらすことも目に見えています。インボイス制度導入の根拠として複数税率の下で適切な課税を行うために必要なものと言ってきましたが、消費税を一律減税すれば、長引くコロナ禍や物価高騰などで疲弊している国民生活を守るばかりか複数税率もなくなり、インボイスの導入の根拠もなくなると思います。</p> <p>町民の暮らしと営業を守るためにも、国へ消費税減税とインボイス中止をぜひ求めていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>3番の介護保険についてということで、介護保険制度が始まり、21年余がたちます。この間、政府による介護費用抑制目的の改正が繰り返され、本来の誰もが安心して介護を受けられるはずの制度が分かりづらく、使いにくい介護保険制度に変わってきました。当時から懸念の声もありました。現在、8期2年目、来年は町でも9期目に向けて作成の年になります。</p> <p>それに先行して、2024年に向け、今、国では介護保険制度の見直しの議論がされているところです。10月31日、厚労省は介護保険制度改定に向け、厚労省の諮問機関である社会保障審議会の部会で、見直しの論点を正式に提示しました。私、今回、資料に示しました7項目が主立ったものです。</p> <p>一つ、介護保険サービスの利用料、2から3割負担の対象拡大。一つ、要介護1、2の保険給付外し。3、ケアプランの有料化。4、老健施設などの相部屋、多床室の有料化。4、保険料の給付年齢の引下げと利用年齢の引上げ。6、補足給付の資産要件に不動産を追加。7、高所得者の保険料引上げと、負担増と給付減がずらりと、そういった7項目なわけですが、この中身を受け、専門家や関係団体からは利用控えが起こり、重度化を招かないかという懸念の声が上がり、指摘がされています。</p> <p>7項目のうちの2つ目、ケアプランの有料化と要介護1、2の保険給付外し、地域総合事業への移行については、ケアマネジャーの職能団体や、介護支援専門員協会や生協、農協関連団体の反対を受け先送りとなりました。しかし、</p>

	<p>ほかの項目については進める方向で議論が続いており、その中身は負担は増えるが給付は減らすというもので、このまま施行されれば町の介護事業にも相当影響が出てくるのではないかと思いますが、どのように認識をされ、どういった影響を想定されているか、お答えください。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>確かに現在、国の社会保障審議会の介護保険部会におきまして、第9期介護保険事業計画に向けての制度改正の議論がされているところであります。議論につきましては、いろいろありますが、給付と負担の在り方、介護ニーズの増大と労働力の制約の対応、制度の持続化の確保など様々な議論がされているところであります。この中で、今、的埜議員おっしゃられたとおり、いわゆる給付と負担という部分で、利用者、被保険者に大きな影響が出てくる改正部分というものではないかというふうには思っております。</p> <p>今現在、的埜議員おっしゃられましたこの資料の中でも、私どもの情報の中ではやはり介護要件の1、2の保険給付費外しとケアプランの有料化、これについては先送りだよということで情報を得ております。あと、その他の項目につきましては、まだ詳しい情報等が入ってきておりませんので、そこら辺どのように対応していくかということで、今、また考えを巡らせているというふうなところがございますが、これにつきましても、やはり国のほうとしては介護人材の確保や処遇改善の実施に向けて、幾らかでも必要な財源確保というような形で、そこに狙いをつけて議論をしているということではないかと思っております。</p> <p>いずれにしましても、高齢者の生活を支える重要な社会保障制度というものはありますので、介護保険を持続可能な安定的な制度として進めていくということを検討して、小海町としましても今のところ国の審議会等の動向を注視して、その中の情報を得た中でまた協議をしていきたいというふうには思っております。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>国の動向を注視したいということですが、一応、こういう論点で議論はされていますので、こういったやっぱりシミュレーションを町でしていく必要があるかなと。それが今後の対策につながっていくのではないかと思います。</p> <p>まずは現状の実態もしっかりとつかみ分析をしていく、今ある問題は放置しないということがまず大事なかなというふうに思います。そして、やっぱり現場の声をよく聞き、介護にたどり着かないような事態をつくらない、そういったことが大事かと。利用者や家族に寄り添える体制づくり、そのためには保健師を増やすことも必要じゃないかなというふうに私は思います。その辺</p>

	の考えはいかがでしょうか。
町民課長	その件につきましては、やはりそういう部分も大事ではあると思いますけれども、その部分につきましても、議論をしていくということが重要だと思いますので、その点につきましては、やはり介護保険懇話会等ございますので、そういう中で、やはり皆さんの意見を聞いた中での実施とか、そういうふうに向けていかなければいけないと思っております。
6 番議員	また懇話会のほうでということなので、私も委員ですので、その中でも述べていきたいと思いますが、町が9期作成でできることは、じゃ一体何だということで、給付を抑えて負担を増やすということが政府の狙いなわけなので、これ以上の負担は抑えなければなりません。やはりそのためには、私は基金を取り崩して保険料を下げるべき、そういうふうに、それが一番の対策ではないかと思いますが、その考えはあるか否か、いかがでしょうか。
町民課長	やはり利用者負担の軽減ということではありますが、その中でやはりその部分で基金を持ち出しての利用者補助というような形でございますが、やはり基金というものも限られた財源でございますので、その中で有効に使っていかなくちゃいけない部分もございます。ですので、これにつきましても、やはり基金の動向を見たりしながら方向性を決めていかなければいけないので、これもやはり懇話会等の議論が必要ではないかと思いますが、利用者の軽減という1点だけに基金を使うという部分はちょっと難しい部分もあるかとは思いますが、今後の基金の動向を考えた中での利用ではないかというふうに思っております。
6 番議員	介護保険の準備基金ということで、介護保険の準備基金というのは、やはりほかの基金とはちょっと性質の違うもので、介護保険制度の性質上3年間の計画期間ごとにその期間を通じて、同一の保険料を介護サービスの見込み料に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しています。介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度が一定程度の剰余金が生じることが想定されていて、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費基準基金を設けることができるというふうにされています。 計画期間の最終年度において、残高がある場合には次期保険料を見込むに当たり、準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっています。要するに基金残高の発生は保険料が高過ぎたということです。そういった性質なのだということをぜひ共通認識で持っていただきたいと思います。また懇話会のほうでもこのことは議論させていただきたいと思います。いずれ介護保険制度の矛盾、ますます鮮明になってきています。保険あって介護なしのこんな

	<p>制度改悪には反対を表明していただきたいと思います。</p> <p>それでは、最後の質問です。</p> <p>介護予防にも関連することですが、認知症の予防対策の一つとして、4、補聴器の補助制度の新設をということで、①として、その後、検討は進んでいるのかということですが、補聴器の購入に補助をということで、私、これまでの一般質問でもお願いをし、検討をされてきていると認識をしております。これまでも身体障害者支援法に基づく補助制度では、重度の難聴者支援にとどまり、軽度の難聴者には当てはまらず、今の補助制度では無理があるのではないかと。全年齢を対象にした補助制度をということをお願いしてまいりました。その後、前向きに検討は進んでいるのかどうか、まず、その点をお伺いしたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お答え申し上げます。</p> <p>補聴器の補助制度ということで、的埜議員のほうからご質問をお受けしております。その中で、認知症の要因の一つにというようなことも言われておりますが、今のところ確固たる因果関係が証明されてはおりませんというような部分もございます。ですが、今回、町といたしましては、第9期の介護保険事業の計画策定に当たりまして、アンケートを実施いたします。その中で、対象が基本65歳以上の高齢者、260名ほどということがございますので、こちらのほうにアンケートとしまして、高齢者難聴についてというような部分のアンケートを同封いたしまして、町民の実態を調査したいというふうに思っております。</p> <p>このアンケートの結果に基づきまして、高齢者難聴に対する補聴器の導入補助等の関係を結果の有無等を検討した中で、実施するかどうかということを考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>6番議員</p>	<p>介護保険の第9期の政策に向けての高齢者アンケートということで、それは本当に実態をつかむということではいいことではないかと思えます。私だけでも高齢者だけではなく、全年齢に広げたらどうかということも検討で加えていただきたいと思えます。</p> <p>南牧村では、今、2件、20万円の実施があったということで、これをどう受け止めるというのは、この制度の重要性の受け止めだとも思いますが、そういったことも、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。</p> <p>認知症予防のためにもということに、以前にも認知症予防につながるのではないかという議論もしたわけですが、今町民課長のほうからもお話がありま</p>

	<p>した。</p> <p>この認知症予防にどれだけつながるのか、まだ分からないという話もありましたが、さらに研究は進んでいるようです。国立病院機構東京医療センター感覚器センター聴覚障害研究室室長、神崎晶さんが、高齢者への補聴器装用は脳を変化させて認知機能を改善させるのかという、そういう題する研究報告を発表しました。2017年のアルツハイマー国際会議では、難聴を放置することが認知症の最大リスクと報告されました。認知症の9つのリスク、今では12のリスクと言われていますが、その要因のうち、難聴は最大のリスクとなっています。予防できない認知症は60%ですが、予防できる認知症は40%と。この40%のうち難聴が8%と、65歳以上の研究をされました。</p> <p>結果、補聴器を装用することで、認知機能と鬱に対する効果が表れました。難聴が軽度であればあるほど、認知機能低下を予防できる。早期の補聴器の使用が必要であると結論づけられたとあります。語音、言葉です、聴力検査では49%が改善し、変化なしを含めると76%以上が維持、ないし改善することが分かったとあります。</p> <p>補聴器の装用が聴覚的な刺激を増やし、装用しないときの、今度視覚による代償の必要性を結果的に低下させた可能性が考えられると、そういった視覚に関する脳への負担の軽減に寄与しているという可能性まで示されたわけです。</p> <p>以前、議論したときに、補聴器をつけることにより、社会参加の意欲につながり、それが認知症予防につながるのではないかと、そういう議論をさせていただきました。今度の研究は、聴覚の刺激が視覚にもつながるという画期的な研究結果だと思います。こういったことで、やはり社会参加の意欲につながり、認知症予防にもなると。そして、それが軽度であればあるほど効果的だと、そういうことです。前回の質問とはまたさらに一歩進んだということですが、そのあたりどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>お答えします。</p> <p>ただいま的埜議員のおっしゃられた研究結果、その他を参考にいたしまして、また、補聴器の補助につきまして課内でも議論を重ねていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
6 番議員	<p>私、最近、『長生きできる町』という本を読みました。町の環境があなたの寿命を決める。転ぶ人が多いまち、鬱の人が多くいるまち、認知症になる人が多いまちがあった。こんなまちは危険ということで、その中の一つで、サーク</p>

	<p>ルが少ないまちというふうにあります。端的に言えば、サークル活動などに積極的に参加している人が多いまちは認知症が少ないと、その本にもそういうことが書かれていました。聞こえの問題、やはり軽度のうちにぜひ補聴器の装用を勧めていただきたい。</p> <p>しかし、高いんです、やはり。だから、そのためにも補聴器の購入に補助制度を再度お願いしたいと思います。9期の計画ということですが、町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>今、的埜議員から様々な事例の紹介、それから研究結果というふうなものが述べられましたが、先ほど町民課長申すとおりの、実態を把握した上で、そして、これはお金を使うことですから、やはりどこを見ても納得のいくというような施策にしなければなりません。それにはやはり議論が必要であり、調査が必要であると思います。今後、議員申しました件につきましては、私どもも、もう少しという言い方は失礼ですけれども、深掘りしたのも精査して、その中で結論を求めていきたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>まだ検討を続けるということですが、まずは調査ということですので、私も介護保険の懇話会の委員長もやっていますので、その中でぜひ検討ということで、またお願いしていきたいと思います。</p> <p>今回はこれで私の質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で、第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p> <p>これより、11時10分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時56分)</p>
<p><u>第12番 篠原 義従 議員</u></p>	
議長	<p style="text-align: right;">(ときに11時10分)</p> <p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>次に第12番 篠原義従議員の質問を許します。篠原義従君。</p>
12番議員	<p>12番、篠原義従です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。20分ほどお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>2年前でしたか、質問させていただきましたが、前政権のときに副町長をトップに新海誠監督を町挙げてしっかり支援、応援し、町の活性化につなげていきたいとの話でしたが、その話は、一回答弁はもらっていますが、再度、どういうふうな、今、現況になっているのかお聞きしたいと思います。お願いします。</p>

<p>総務課長</p>	<p>お疲れさまでございます。町を挙げての支援、新海誠監督への支援ということですので、私のほうからお答えをさせていただきます。</p> <p>美術館におきまして、平成20年から5回の展覧会を行いまして、延べ4万人を超える皆様がお越しになっております。全国に幅広く新海監督を小海町から発信ができた、このようなことを感じております。そして、14年以上にわたりまして関係を構築してまいりました新海監督の所属事務所であります株式会社コミックス・ウェブ・フィルムからは多くの関係資料を寄贈いただき、そして、美術館での展覧会をはじめとしまして、いろいろな形で活用をさせていただいております。</p> <p>そして、平成28年公開されました「君の名は。」の際は、役場、そして楽集館、また駅、清流ふれあい橋、このようなところへ横断幕を掲げた経過もでございます。現在、公開をされました「すずめの戸締まり」これにつきましても、新海監督の所属事務所との掲載のタイミングを、今、調整をしております。そして、一番いいタイミングのときにしっかりと応援する、そんな検討をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>12番議員</p>	<p>当時は町も相当力を入れて、入れ込んでおったようですが、何か今、総務課長の話がなかなか表に出たり、町民の皆さんに伝わっていないということで、少し残念でなりません。</p> <p>昔からよく耳にした言葉ですけれども、新しい仕事を始めても役場内で人事異動があったり、担当者が代わるとそこで話が途切れると、前の話が続かない。あの話はどうなりましたかと聞くと、担当者が代わりましたから分かりませんとかいうような返事が来るという話を多々聞くんですけれども、そこら辺の認識は総務課長ありますか。町長、お願いします。</p>
<p>町 長</p>	<p>新海監督への支援ということで、そのお話が出たと思います。篠原議員ご承知のように、新海誠さん、正直申し上げまして、我々の手の届くところにおる方ではなくなりました。今や世界の新海ということで、今回の新作も世界中で好評を得ているようであります。前回、「君の名は。」の大ヒットのときにも、横断幕等々を考え、始めたわけですけれども、やはり、新海さんの意が一番だと思います、あるいはご家族。そうした中で要らないよという話になれば、これはどう考えればいいのかというのは大変難しい問題になろうかと思えます。</p> <p>我が町では本当に彼は宝物でありますし、私たちとしても、本当に名誉なことだというふうに思いますが、彼の一番は努力による結果だと思いますの</p>

	<p>で、今後の成長、あるいはあれ以上ということは、大変てっぺんの人ですから、なかなか言えないわけなんですけれども、先ほど総務課長言いましたコミックス・ウェブ・フィルムに所属しており、東宝株式会社というのがスポンサーになっていようかと思えます。そういったところのお話等々をよく連携を取り、我々も働きかけているんですが、なかなか小さな自治体では、正直言って相手にされないという部分もございませう。しかし、町の宝でございませうので、地道に、あるいは粘り強く交渉しながらいきたいと思えます。また、係が代わったからどうのこうのということ、これは行政としてあるまじきことございませう。引継ぎ等しっかりしているつもりではございませうが、また何かご指摘があれば言っていただければというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>12番議員</p>	<p>総務課長、町長、どうも分かりやすい答弁、ありがとうございました。昔からのことわざに、継続は力なりとの言葉があります。結果の成果はともかく、日々努力していくことが肝要かと思われませう。前回、大阪の御堂筋の一方通行の話をさせていただきましたが、これこそが継続の力だと思えます。</p> <p>最後になりますけれども、新海誠監督です。なかなか世界の監督になってしましまして、手の届かないようなところになってしましましてけれども、この監督に小海町民栄誉賞というのですか、とか、佐久市でも誰か一般質問で『北斗の拳』の原作者、佐久市民栄誉賞を与えたらどうかというような話が出たらしいけれども、もし、小海町もそういうことができるようであれば、またそれも検討していただきたいと思えます。</p> <p>それでは次の質問に移らせていただきます。</p> <p>馬流元町に取得しました土地利用で、何かお考えはあるのか、いろいろの考えがあると思えますが、私の考えを述べさせていただきますと、私は、馬流公民館の建て替えをしたらと思えます。3年前に修理し、金がかけてあるのもったいないとか、少子高齢化の時代に新築公民館は要らないという意見もあるようませう。また、宅地分譲との話も聞いております。でも、宅地分譲は本間村上団地で大規模造成をしていますので、宅地はそちらのほうに任せるのが賢明かと思えます。そして、馬流公民館は、宅内の水回り、トイレ等のインフラ整備が迫っております。500万円、600万円との金額がかかることが想定され、そこで私は少子高齢化に見合った建物、そして、寂れた馬流商店街のオアシスになるような外構工事をし、駐車場は第2分団との共用で使</p>

	<p>えるよう設定をする。</p> <p>以上の考えから、取得土地の利用について、どういったお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。お願いします。</p>
総務課長	<p>馬流の農協と交換した土地、どう使うというご質問であります。</p> <p>去年、皆様にご説明を申し上げまして、そして現在の形となっております。</p> <p>そういう中で、先ほど議員様からもありましたが、消防第2分団、鑑掛、馬流、杉尾、五箇と、管轄が非常に広いと。そして、招集のときはほとんどの皆さんが自動車でおいでになる。自動車を止めるところがない。ですから、駐車場としてどうかなというお願いをされております。</p> <p>そして、もう一つは地区との調整の中で、協議もさせていただいたということでございます。そして、手前の交差点の付近は、先ほど申し上げました駐車場として、そして、奥については、宅地として分譲したらどうかという考えで、ただいまはおります。そして、また全員協議会でご説明をさせていただく予定でございますが、長期振興計画、令和5年、令和6年の実施計画に計上をさせていただいておるという内容でございます。</p> <p>その中であります、今、地元として公民館とか、そういうものの利用をしたらどうかというご提案でございます。町の計画は、先ほど申し上げたとおりであります、公民館どうかなということがもし地元のほうであるようでしたら、やはり地元の皆さんと協議し、そしてお互いが理解納得し、地元へ受け入れられる、そういう施設を計画することが大切だと感じております。</p> <p>大変申し訳ございませんけれども、区長さんから一日も早く区の意向をお伝えいただきまして、そして改めて調整というか、協議、そういうことをしていく、そして、方向付けをする。それで地元の皆さんに理解、納得をさせていただくという形、結果はどういう形であろうとも。そういう手続で進めたいと思いますので、また区長さんのほうへよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
12番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>私ももちろん馬流の一等地の土地のことですから、心配して区会にもぜひ顔を出させてくれと。私は私なりの考えをそこで述べて、皆さんがどう考えているかということをお願いしているんですけども、なかなか私が出ることが煙たいかどうか知りませんが、いい返事がもらえなくて、なかなか立ち話くらいはするんですけども、私も思うようにいかないというところなんですけれども、一応私の考えとして、宅地分譲で売っちゃうよりも少子高齢化に見合った公民館、今、言ったように寂れた商店街の中にきらりと光</p>

	<p>るような空間。外構工事にお金を変えてもらって、そういったものを造ってもらえればと思います。</p> <p>馬流に入ってきたら、おお、すばらしいところがあるじゃんと言えるような建物、施設がいいんじゃないかと思います。そういうことでひとつ頭の隅に置いておいていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>馬流の空洞化が進む中、馬流の中心地に元馬流劇場の跡地が売りに出ております。この件に関しましては何年か前に私が買ったかどうかと提案した記憶がございますが、もろもろの何か縛りみたいなものがあって、なかなか思うようにいきませんでした。</p> <p>馬流の中心地でもありますので、この土地を利用し、馬流の空洞化を防ぐ試みをする。これ行政の大きな仕事のひとつだと思いますけれども、何か構想、お考えがあるかどうか、お聞かせ願います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>具体的な構想というものはございません。そういう中でありますが、令和2年の第1回定例会において、篠原議員から今のようなご質問をいただいた経過がございます。そして、そのとき、町のほうから平成30年8月の臨時会の全員協議会におきまして、町が購入したらどうかということを議会の皆様に協議を申し上げたところ、具体的な目的、また、使用、利用方法、そういうものが定まっていないものは取得はいかがなものかなということをご意見としていただいた、そういう経過がございます。そして、その後、所有者の方、直接連絡も取っていないということが現実であります。議員さんからは時がたてば何かチャンスが巡ってくるかもしれない。だから、そのときはチャンスが巡ってきたら、そのままにしないで何とかというお話をいただいております。</p> <p>そういう中でありますが、先ほど議員さん申し上げられたとおり、馬流地区の中心地であります。そして、いろいろな利用が考えられます。そういう中、不動産をお持ちの所有者の方、そして、いろいろな権利を設定されている権利者の方、このような皆さんと整理ができるようであれば、効果的な利用を目指して、また議員の皆様、そして地元の区長さんはじめ区民の皆様、その皆様にご相談を申し上げたいという考えでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>12番議員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>いわゆる、先ほども申しましたけれども、継続は力だと、その努力達成のために頑張っていたいただきたいと思います。</p>

	<p>今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、私の質問、これで終わります。</p>
議 長	<p>以上で第12番 篠原義従議員の質問を終わりにします。</p>
<p>第3番 篠原 哲雄 議員</p>	
議 長	<p>次に、第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。</p>
3番議員	<p>3番 篠原哲雄です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、ゼロカーボンシティ推進にということで、6月定例会一般質問で、小海町ゼロカーボンシティ構想について質問したわけですが、その中で、再生可能エネルギー、太陽光発電設備及び蓄電池システムの町内の住宅への設置に対し、小海町独自の補助金を出したらどうかという質問に対して、町長の答弁は、ゼロカーボンに向けての主力だと私は認識しておりますので、前向きに検討させていただきますという答弁がございました。先日配付されました長期振興計画に、令和5年、6年の実施計画が予定されています。早速対応していただいたようでございます。</p> <p>太陽光発電に関しては、東京都が2025年4月の太陽光パネルの設置義務化の条例制定を2030年までに都内の温室効果ガスの排出量の半減に向けた施策が発表され、大手住宅メーカーに新築住宅への設置が義務づけられているようであります。これに関しては賛否両論いろいろあるようですが、近隣市町村の太陽光発電設備、蓄電池設備の独自の補助金を調べてみますと、6月の定例会の中でも一部紹介をいたしました。</p> <p>佐久市では、新築住宅1年未満に対し1kw1万円、上限10万円、完成1年以上の住宅には1kw3万円、上限20万円、蓄電池設備については支出額に対して上限10万円。隣の北相木村では、1kw27万5,000円、上限100万円と、蓄電池システム設置については、設置費の3分の1、上限15万円ということになっております。それで、もう一つ、立科町なんですけど、太陽光発電10万円、蓄電池システム10万円、両方の場合は15万円、電気自動車給電システムが10万円、クリーンエネルギー自動車購入10万円、両方で15万円というような形で例を挙げさせていただきます。</p> <p>議会初日に配付された長期振興計画実施計画に5年、6年度の計画に、省エネ住宅建設と電気自動車購入費用とありますが、住宅に関しては新築のみなのか、1年以上の住宅へも太陽光発電設備、蓄電池システム設置も補助金が出るのか、あるいは住宅だけの補助金ということなのかお聞きしたいと思いま</p>

	すので、説明をお願いいたします。
総務課長	<p>ゼロカーボンシティ、これにつきましては、全国各地におきまして一気に加速化が進んでおります。そして、脱炭素社会に向けた動きでございます。</p> <p>町でも令和4年3月、2050年にゼロカーボンシティを目指しますという表明をさせていただきました。長い歴史を持つ水力発電を生かしたクリーンエネルギーの活用、そして企業の健康経営など、現在、憩うまちこうみ協定企業との協議を進めているところでございます。そんな中、憩うまちこうみ協定企業の三井住友海上火災保険株式会社、この会社からの企業版のふるさと納税を活用しました電気自動車の購入、そして充電器の設置のご提案があり、ただいま事業を進めているところでございます。再生可能エネルギーの利用を推進し、そして温室効果ガスの排出を抑制する環境への負荷の少ない循環型の社会を構築する、そういうことが非常に大切なことで、重要でございます。</p> <p>先ほど議員さんからありましたが、住宅への太陽光パネルの設置、そして蓄電池の補助、そういうものについて、長期振興計画へ計上をさせていただいてございます。具体的に、どういうケースの場合は幾ら補助するというものは、制度設計は今している最中でございます。そういう中ではありますが、取りあえず分かっていることは、住宅リフォーム事業、この事業としっかり調整をしまして、それで環境に配慮ということでありますから、新築住宅のみでなく太陽光を改めて設置をする、そういう皆さんを対象にできるような制度、そして蓄電池も当然同じようなことであります。そして、また、電気自動車を購入した際は、上限を定めて補助金を出す、そういうことを行いまして、ゼロカーボンへ向けた自治体として頑張っていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>着々と、これから条例等いろいろ設定していただいて、今の時代の流れに沿った補助金をお願いしたいと思えます。</p> <p>それと、今、電気自動車の購入ということもございましたが、先ほど言いました立科町の場合には、電気自動車と充電器、給電システムですか、設置補助も併せて補助があるということですので、その辺も、電気自動車プラス給電システムの設置補助というのを併せてどうでしょうか、答弁をお願いしたいと思えます。</p>
総務課長	電気自動車購入、また充電器、そういうものについては一式というような捉え方ができるかどうかということでございますので、要綱を制定する中で検

	<p>討させていたいただきたいと思います。</p>
3 番議員	<p>じゃ、そういったことで、ここの中で十分検討していただきたいと思います。昨今、円高及びウクライナ等で燃料が高騰している中で、電気代も大幅な値上がりをしており、今後太陽光発電利需要はますます増えていくと思いますので、蓄電池システムに関しては災害の停電時にも役立つと思われますので、今後の移住定住促進アピールにもなるかと思っておりますので、令和5年度からの、先ほど答弁ありましたように、積極的な予算編成に取り組んでいただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、空き家の有効活用及び廃屋対策にということでございますが、まず1番は、小海町の空き家状況と空き家対策補助金の交付状況についてということになります。</p> <p>近年、全国的な人口現状や既存の住宅、建築物の老朽化等により空き家が大幅に増加しており、社会問題になっております。全国では平成30年住宅土地統計調査の結果、空き家数は848万9,000戸、過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めているようです。長野県の空き家は19万7,000戸で全国3位となります。空き家率は14.8%になります。</p> <p>そういった中で、小海町の現状はどうかということで資料を出しておりますので、資料をちょっとご覧いただければと思います。ちょっとこれを朗読させていただきますが、小海町空き家調査概略ということで、平成29年度、現地調査を実施し、182戸の空き家を確認しました。</p> <p>内訳としては、使用可能が5%、修繕小から修繕大が60%、取壊し推進が35%になります。その後、コンサルによる追加調査を実施し、本間区にある住宅を小海町空家等対策協議会において特定空き家といたしました。これは別紙を見ていただいて、まず約5年ぐらいの前の写真になっております。現状はもっと非常に形態が変わっております。調査以降、新たな空き家も確認されましたが、賃貸、取壊しが進み、全体として減少傾向にあります。令和4年11月現在、町で把握している空き家は173戸ありますが、詳細調査は実施しておりませんが、令和6年度に空家等対策計画の計画期間が満了となるため、計画の改定に併せて再度実態調査を行うようであります。</p> <p>その下に、現在の小海町空家等対策事業補助金交付要綱というのがございませけれども、取壊しということで、取壊し費用の2分の1で上限50万円、整備として片づけ費用の2分の1で補助率は上限50万円で、補助利用実績を見ますと、平成30年から令和4年11月現在の中で、取壊し件数が39件、整備件数は6件ということで、補助総額は総額で1,979万6,000円ほどになっているわけで</p>

	<p>す。</p> <p>こういった中で、小海町空き家等対策事業補助金交付により解体件数が年々増加して、解体撤去が進んでいるのは補助金の効果の現れと思います。整備に関しては年1件程度で推移していますが、この整備が進んでいくことが、これからの空き家の有効活用につながると私は思います。</p> <p>現在、整備空き家は有効活用されているのでしょうか、お聞かせください。</p>
総務課長	<p>資料の説明をしていただきまして、ありがとうございます。</p> <p>そういう中で、整備された空き家、片づけられた空き家、今どのような利用があるかという内容でございます。</p> <p>やはり空き家として、都会なりに住んでいた方が出られて、そしてまだ壊すにはもったいない、さりとて、またこっちへ引っ越してくるわけでもない、そういう方が片づけ、そして短期間利用できる、そういうことに寄与しているということでもあります。本当に1年中、あそこに家があったんだけど、そこにはほとんど行かないということではなく、冬は寒いですからお盆とか、そういうときに帰ってきて使える。また、もしかしたら使いたい人がいたら、あそこはこうだよというような形で有効に使われているという状況だと感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
3番議員	<p>こういった空き家に関しては、今、課長おっしゃったように、夏のちょっとした別荘代わりに使われたりということで、貸すのが今のところ非常に、なかなか進まない要因もあるようでございますけれども、また、空き家の情報等は区長会等にもお願いをしているわけですが、私の区長のときに、職員の皆さんと区内の空き家を調査し、賃貸できるか本人確認、あるいは親戚での確認をお願いして、1件、空き家バンクに登録して賃貸に至り、つい最近まで賃貸という形で利用させていただいていました。</p> <p>個人情報等もありますが、今後も区長の皆さんからの情報、一番地元のことを分かっているのは区長さんだと思いますので、そういった区長さんからの情報、親戚の皆さんからのお願いも必要で、今後の町の取組について、こういった区長会との、もう少し密接なつながりとか、そういう方向で区長会の席で空き家があったら言ってくださいということではなくて、もっともっと区長会の中で、区長さん個々と密接なつながりを持っていていただきたいと思いますが、その辺の取組についてどういったお考えでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>区長会を通じてということでもあります。</p>

	<p>長期振興計画審議会の折も、同じようなご質問がございました。そのとき、今、議員さんおっしゃられたように、区長会を通じて、また区長さんを通じて、このような呼びかけを行っているというお話もさせていただきました。そういう現状ではありますが、実際にはそれぞれの地区にまだ使える、そういう空き家が存在することが、防犯上もあまりよろしくない、それは事実でございます。</p> <p>そういう中で、いろいろなケースを利用しまして、そしてその空き家を扱わせていただけるか、直す気持ちがあるか、そういうことを調査をする。しかし、個人的に当たることがなかなか難しい状況にあります。最終的には区長さんなり親戚の人、そういう人にご紹介をいただくということではありますが、いずれにしても、積極的にその空き家の利用、そういうことに手がけて、環境整備等に寄与していきたいということで、この件につきましても長期振興計画に計上をさせていただいております。また、長振の説明のときにご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>3 番議員</p>	<p>そういうことで、区長さんとか親戚の皆さんと十分こういった情報交換をしていただいて、防犯上もあるでしょうし、いろんな面で何とか貸していただくというような形で、町としても進めていっていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、2番の通告のコロナ禍で地方移住の関心が高まる中で、空き家の有効活用について、NPOふるさと回帰支援センターとの取組はされているのでしょうかという質問でございます。</p> <p>11月4日、長野県地方自治政策課題研修会が長野市で開催され、私も出席をいたしました。その中で、都会の回帰、ふるさと回帰支援センターの取組から、NPO法人ふるさと回帰支援センター副事務局長の稲垣文彦先生の講演があり、全国の移住動向、都会からの回帰、3番として移住定住と持続可能な地域づくりについてということで講演が行われました。ふるさと回帰支援センターは、44都道府県、1政令都市が専属相談員相談窓口スペースを設定して移住者の相談に対応しており、小海町も回帰支援センター負担金5万円を納付しております。そのほかに移住セミナー等について、約76万円ほどの予算計上がされております。</p> <p>この講演会のデータで移住者の動向を見ますと、Uターン・Iターンが90%、20代、30代、40代が、約80%がセミナーの相談に来ている。地方移住者のニーズとしては、まず仕事があること、それから住宅があること、地域とのふれあい、そういった中で、住宅に関しては中古、一戸建て、あるいは空き家</p>

	<p>が欲しいという方が60%を占めているわけです。都会の人々の田舎暮らしの住宅には、まず中古、空き家等を見つけて住みたいというニーズが強いようです。そこで農業をするとか、勤め人をするとか、そういった形で移住者の要望に応えるには、今言いましたように空き家等の確保が大事だと思います。</p> <p>もう一つの資料のほう、小海町空き家等所有者の意向に関するアンケート調査という結果がございますが、小海町空き家等所有者の意向に関するアンケート調査資料によっても、上から3番目ですか、売却をしたい、または賃貸で貸したいという人が約40%あり、解体したいというのが17%あるわけですが、こういった40%もあるわけですから、これを有効利用しない手はないと私は思います。</p> <p>今度のふるさと回帰支援センターのセミナー取組はされたのか、されたのであればどういった高価がありましたか、教えていただきたい。今までの取組の状況も教えていただいて、佐久地域の町村との連携も必要ではないでしょうか。そういったところも教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ふるさと回帰支援センターとの取組ということであります。</p> <p>この支援センターは、今年で創立20年であるということでもあります。先ほどご案内がありましたとおり、全国の自治体と連携しまして移住の相談を無料で行い、移住セミナー、ふるさと回帰フェアなどを行いまして、地方への移住を希望する皆さんの支援を行っておるといふ組織だと。</p> <p>そういう中で、当町としましては、コロナ前、センターが開催します移住フェアや県・町村との合同な相談会、こういうものに参加をしておりました。先ほどのこの地域で連携としてという形の中で、合同で参加をしておったという状況であります。しかし、コロナによりまして、いろいろな状況が変化をし、そして感染状況を見ながら各種のセミナーへ今後参加をして、そういう中で、移住定住施策、そういうものを推進をしてまいりたいというようなことを考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、コロナが非常にということで、なかなかこういったセミナーも開くこともままならないようなこともありますし、職員の方が出張するというのも具合悪い部分もあるかと思いますが、今後こういった支援センター等があるので、有効活用していただいて、佐久市なんかですと非常に今人が</p>

	<p>回帰というか、地方へ移住という中で、佐久市等とも連携を取りながら、佐久穂町、全体の中でのこういった取組をお願いしたいと思います。</p> <p>3番に行きますけれども、空家対策補助事業の補助金の拡充についてということで、空家対策事業補助金の内容は、空き家解体撤去費、上限50万円、片づけ・清掃費用20万円になっておりますが、小海町空家等所有者の意向に関するアンケート調査にも、この中にありますけれども、解体するにも、一番下の部分ですね、解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できないとか、荷物、仏壇等を片づけなければならないというようなことがアンケートの中で載っておるわけですが、こういった困り事、心配事を少しでも解消するために、空家対策事業補助金交付をもっと拡充する必要があるかと思えます。</p> <p>これは私が今回の議会、選挙出馬の中の公約の一つに、空家対策事業補助金の拡充と空き家バンクの充実を図り、移住定住促進施策の強化を図るというのを乗せております。また、2月の町長の公約のほうにも、空き家のさらなる有効活用に向けた新たな補助制度を創設とございます。</p> <p>一番最初の左側の資料の中ですね、その中で空き家の状態の内訳ということで、すぐに使用可の空き家が5%、修繕小から修繕大が60%ある。この約65%の空き家に補助金を十分に投資すれば、かなり空き家の確保になると私は思います。今までの補助金額は解体撤去で上限50万円、荷物の片づけ・清掃に20万円ですが、新たに水回り等、あと雨漏り等の改修工事等に100万円、荷物の片づけ・清掃に20万円プラス、こういった改修工事費100万円、両方で100万円ぐらいの補助を新たに創設してもいいのではないのでしょうかと思えます。</p> <p>先ほど長期振興計画の中にも、これは令和5年度から補助金増額を予定しているようではありますが、ただいま私が提案したことも令和5年度の予算計上に反映させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか、町の考え。</p>
<p>総務課長</p>	<p>空き家の有効な利用という観点でございます。</p> <p>長期振興計画実施計画の具体的には42番に示してございますが、空き家を活用する事業を取り組んでいきますという内容でございます。そして、先ほど申されますように使える空き家、そういうものも、所有者が、もう小海には行かないから片づけてしまう、そういうことではもったいない。そういうものについて、今言われるような使途で補助制度が設計できるかどうかは別としまして、何とか活用をする方法で補助金を交付をする、そういう制度を構築したいと考えております。そして、その補助金で改築した空き家、改修し</p>

	<p>た空き家、そういうものについては、今度は町、また宅建業界、そういう団体と協力をしながら次へ使っていただける、そういう方へつなげていく。そして所有者、使用者の中で相談をして、家賃、そういうものを決めて有効に使ってもらいたい、そういうことを感じております。</p> <p>そういうことによりまして、小海に興味がある方が試験的にその空き家を有効に使っていただき、そして小海を気に入っていただく、そうしますと、宅地分譲、そういうところの区画、そういうものにも興味を示していただける可能性が出てくるということでもあります。制度の内容については、水回りとかいろいろありますが、そういうことはともあれとして、今、議員さんおっしゃられる、そういうものをまた空家対策協議会、そういうところへご提案申し上げて、説明をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>質問の途中ですが、質問がこの1問になりますので、続けていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、3番、篠原哲雄君。</p>
3番議員	<p>続けてよろしいですか。</p> <p>予算等、ちょっと私も申しあげましたけれども、そういうのも参考にさせていただいて、今後の中で、私も空家対策審議会のほうへも入っておりますので、そういう中で、また議論をさせていただきたいと思えます。</p> <p>佐久穂町の大日向小学校など、特徴のある学校等がこの近辺にできているわけですね。そういった中で、空き家の需要もあるし、宅地造成地の需要も多いと思えます。空き家バンクへ積極的に登録をしてもらうことが重要かと思えます。佐久穂町でも空き家が足りない、そういったことも先日お伺いしましたので、佐久穂との連携を取りながら進めていくことも重要かと思えます。</p> <p>最後に、空き家の廃屋対策についてお聞きします。</p> <p>資料3の一番最後のこれが、今、本間区にある特定空き家の現状でございます。本間区の特定空き家ではありますが、道路から、皆さんご存じのとおり中部横断道路を抜けて、高速を下りて小海町へ入ってきた途端に、この廃屋が目に入るということで、非常に景観等も悪いですし、周りの住民に不安を与えていることも確かであります。地元本間区からも町へ対応の要望がまた出されており、町空家等対策協議会でも議論されておりますが、いまだ現状のままであり、外観はますます悪くなっておる現状であります。</p> <p>この特定空き家には、多くの相続人がおりまして、町が弁護士にお願いして</p>

	<p>粛々と相続人の絞り込みをしているところでありますが、現状の状況はどのように進んでいるのか教えていただきたいと思います。</p>
町長	<p>篠原委員、再度の質問でございまして、私個人といたしましても、国道を通るたび苦になっている案件の一つでございます。</p> <p>そうした中、平成26年に制定されました空き家対策の推進に関する特措法というものができまして、特定空き家等に対する措置の促進が市町村の役割としてうたわれました。ただし、この法律は第一義的には、空き家等の所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提とされており、先ほど議員から、町もその域を超えているので、弁護士の先生にお願いし、数多い関係者をだんだん潰してきたということでございます。</p> <p>現在、本間区の特定空き家については、行政手続上の助言をもって相続者を特定し、1件ずつ相続放棄の確認を行っている段階であります。百数十件という数でございますので、かなりの時間がかかっておりますが、今後も小海町空き家対策協議会にお諮りしながら、適切な対応をしてまいりたいと思います。</p> <p>なお、特定空き家の行政代執行につきましては、助言、指導、勧告、命令という手続を経て、最終的にやむを得ない場合において執行されるということになっており、仮に行政代執行を行った場合、国税滞納処分の例により、個人の財産まで差押え可能となる強い手続であることから、その適用は極めて厳格に判断すべきだと考えております。また、費用の回収見込みが立たないことが多く、回収の見込みがない条件に税金を投入して代執行することに必ずしも町民の皆様が賛同するとは限らず、後に問題となるかの声もありまして、町民の皆様、議会の皆様のご理解をいただかながら進めていきたいと思っております。</p> <p>いずれにしても、やはりあの案件は好ましくない状況にございます。一日も早い解決を目指してまいります。</p>
3番議員	<p>ちょっと時間過ぎましたけれども、ありがとうございます。</p> <p>今、町長のほうから代執行ということもありましたけれども、これも今続けて質問しようと思っていてことなんですけれども、町長のほうから今答弁がございましたけれども、平成26年の空き家等対策推進に関する特別措置法というのがあり、行政代執行が行われるということがあります。先日の信濃毎日新聞の中にも、上田市特定空き家、初の解体ということで、長野県内では駒ヶ根市、辰野町、天龍村に続いて4例になるそうです。</p> <p>そういった中で、今、町長おっしゃったように、いろいろ費用もかかるし、</p>

	<p>こういったものの中で難しい部分もあるわけですが、こういった形の中で、今後の中で十分検討していただいて、本間区の特定空き家も、相続人が確定した後に所有者に助言、指導し、勧告、命令を出しても改善されない場合は代執行等も視野の中で考えていただきたいと思いますので、今後の中の検討課題としてお願いしたいと思います。</p> <p>長くなりましたが、以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。</p> <p>これより13時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに12時07分)</p>
<p><u>第2番 鷹野 文則 議員</u></p>	
議 長	<p style="text-align: right;">(ときに13時00分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に、第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>
2番議員	<p>2番、鷹野文則です。通告に従い一般質問をさせていただきます。</p> <p>新型コロナも第8波ということで、なかなか出口が見えないような状況であります。そんな中、最近テレビのコマーシャルでやっています带状疱疹についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>带状疱疹は、水疱瘡と同じウイルスにより起こる皮膚の病気で、体の神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが多数集まり帯状に生じます。2週間くらいで治癒しますが、神経の損傷により、その後も長く痛みが続くような合併症を起こすこともあります。</p> <p>日本人成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏することによってできる抗体を有しています。抗体は子供のときに感染する水ぼうそうによるもので、ウイルスは水ぼうそうが治った後も症状を出さない状態で潜み続けています。我々はこのウイルスに対する免疫を持っていますが、年齢とともに弱まり、带状疱疹を発症してしまうリスクが高まっています。多くの方が子供のときに感染したウイルスが潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化し、带状疱疹を発症します。日本人成人の90%以上は、このウイルスが体内に潜伏していて带状疱疹を発症する可能性があると言われており、80歳までに成人の3分の1が带状疱疹になると言われています。</p>

	<p>この带状疱疹が、去年あたりから急激に増加しており、皮膚科の先生方に言わせると、コロナ禍による影響があるのではないかとされています。アメリカの調査では、感染症と診断された人は带状疱疹の発症リスクが高い可能性があることが示唆されたという報告があります。</p> <p>本日、資料をありがとうございました。それで、町のほうとして、带状疱疹の感染状況についてどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせください。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまです。お答えいたします。</p> <p>本日お配りしました資料のほうを見ていただければと思いますが、3ページでございます。带状疱疹のワクチンについてということで、ワクチン対象者ということで、年齢がかさむごとに免疫力が低下しましてということで、50歳以上の方というような形であるそうでございます。</p> <p>ワクチンにつきましては2種類ございまして、まず、ビゲンというものがございまして、こちらは1回の接種のみということでございます。これは水ぼうそうのときにも使われるワクチンだそうです。この接種単価につきましては、小海分院のほうで接種する場合の単価ということで載せてございます。1回6,600円ということでございます。</p> <p>もう一つ、シングリックスというものがございまして、こちらのワクチンについては2回接種が必要ということでございます。1回目接種後、2か月以上間隔を空けて6か月以内ということでございまして、こちらのワクチンがちょっと高くなりまして、1回の接種で2万2,000円かかるということでございます。</p> <p>こちら、下の2番になりまして、患者数でございまして、統計の患者数ということで資料をお願いされたんですが、保健所のほうに確認しましたところ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というものがありまして、それに基づきまして、医師から保健所へ届け出る対象指定の感染症というものには、まだ带状疱疹はなっていないようでございまして、統計的にそういう数値を把握していないというようなことでして、そこで、今回ちょっと小海分院のほうにお願いしまして、今回、元年から3年の3年間で小海分院を带状疱疹で受診された方ということでちょっと人数を出していただいて、こちらのほうへ掲載してございます。元年が71、2年が59、3年が79で、小海分院で町民以外も含めまして209人ほどの受診者がいるというような形でございます。2年度は若干少ないんですが、こちらにつきましては、考察するに、コロナで受診控えがあったから、この年度はちょっと少なかったのではないかなという用な感じが読み取れます。</p>

また、隣の肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期接種対象として、町として今行っておりまして、5歳刻みにおいて接種の対象となっております。主要ワクチンにつきましてはニューモバックスということで、これは1回みの接種。それで、過去に上記のワクチンを接種したことがある場合は、定期接種の対象外ということになるようでございます。補助内容につきましては、対象は65歳以上の全ての町民というような形でございます。それで1回の接種ということで、過去に一回町の補助を受けた方は対象外ということでございます。こちらの補助額につきましては、町のほうとしては4,000円の補助を出しているというところでございます。残りの金額につきましては自己負担ということになります。接種金額につきましては8,800円というような形ですので、約半分ぐらいの補助というようになってございます。

過去の実績ということで、町のほう、元年から4年度までということで、補助申請をされた方ということで数値を拾っております。令和4年度につきましては12月1日現在ということの数値でございます。おおむね十数件ほどということでございますが、令和2年につきましては41件ということでございますが、ここだけ突出しておりますが、やはりこれもコロナの影響ではないかということで、肺炎等がコロナで起こるということで、急遽ワクチン接種をしたという方が多かったのではないかなというように形で考察をしております。

町のほうのワクチンについての考え方でございますが、ワクチンにつきましては定期接種と任意接種というものがございます。定期接種というのが予防する疾患、感染力が強く、発病した場合の健康被害が大きくなると。社会や集団で予防する必要があると。それで、国が接種を勧奨し、市町村が接種を行わなければならないもので、公費負担、一部自己負担というような形になります。任意接種のワクチンは、国が使用することを認めておりますが、予防接種法に規定されていないワクチンのことになりますので、個人が接種したほうが良いと判断したときに接種するワクチンですので、費用は原則自己負担というような形になってしまいます。

今回のご質問の帯状疱疹のワクチンは任意接種のワクチンになってしまいますので、今、とはいえ、国のほうでは審議会等で帯状疱疹の発症頻度やワクチンの効果の持続性など、接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについて議論が行われており、定期接種化に向けて検討が進められているというような情報を得ておりますので、町といたしましても、こうした国の定期接種に向けた動向を見ながら、また近隣町村等の動向も踏まえまし

	て検討していきたいというところが考えてございます。
2番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、課長のおっしゃるとおり、ワクチンが免疫強化を図るためには非常にいい手段というふうに言われておりまして、50歳以上が発症リスクが高くなる傾向にあるので、ワクチン接種は带状疱疹の予防の選択肢の一つになりますけれども、今言ったように任意接種であり、費用が高いという問題があります。</p> <p>今、課長が説明したとおりワクチンには2種類ありまして、ビケンの生ワクチン、それとシングリックスという不活化のワクチンと2種類あります。生ワクチンは6,600円で、さほどの金額ではないんですけども、シングリックスのほうが1回2万2,000円ということで、2回接種になりますので4万4,000円、ここら辺の金額の壁というものがあって、なかなか接種が進まないというような状況にあると思います。</p> <p>ただ、全国でもいろいろな自治体がワクチン接種について助成しております。名古屋市ですとか渋川市ですとか文京区ですとかが行っております。聞くところによると、これで南牧村さんも助成を開始するというような話を聞きました。</p> <p>2種類あって非常に、先ほどの肺炎球菌と比較した場合、生ワクチン接種のほうが安価なわけで、補助対象としてはいいわけですがけれども、どうも今の医療の現場の皆さんに言わせると、不活化ワクチン、このシングリックスのほうが予防接種後の予防率というものが非常に高いということで、こちらを進めているということでした。その人その人、それからかかりつけ医によってどちらを打つかというのは変わってくるかと思うんですけども、柔軟的な考え方をしていただいて、今のコロナ禍が収まらない限り、やっぱり带状疱疹は増加していくというふうに思われます。また、コロナが収まったとしても、今のストレス社会の中で、このところ20年の間で带状疱疹は1.5倍になっているもので、このストレス社会の中においても増加傾向ということが言えると思います。</p> <p>つきましては、小海町においても助成制度の検討を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>今、鷹野の議員のおっしゃる中でも、近隣町村の中で南牧村というような声も出まして、近隣町村の中で、今回南牧村さんは始めるよというような形、川上村さん、北相木村さんは検討中というようなことが情報として得ております。</p>

	<p>確かに、この資料に基づきますれば2回接種のワクチンのほうが効果があるということはあるので、ここら辺、近隣町村検討中というようなところもございまして、こちらの町村等ともまた情報を交換した中で考えていきたいと、検討していきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>前向きなご返答をありがとうございます。</p> <p>この带状疱疹の予防接種についても、肺炎球菌ワクチンの予防接種の前例があるわけですから、肺炎球菌、今から十数年前から助成制度が始まったかと思うんですけども、それで数年間は実績が上がってこなかったんで数はさほどではないんですけども、三、四年したところがやはりピークというような状況だったかと思えます。先ほど課長が言ったように、令和2年のところで41件と多い状況で、やはりこれは私もコロナかなというふうには思っていますが、あとはやはり十数件というような状況に落ち着いてまいります。ですから、この助成制度を導入したとしても、最初の数年は金額がちょっと高くなるかもしれませんが、そこから先は数というものは落ち着いてくるので、それほど高額なものにはならないというふうに考えます。</p> <p>これから、どうしてもお年寄りの場合、免疫力が落ちるということもありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思えます。</p> <p>以上、質問を終わります。</p>
議長	<p>以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第8番 品田 宗久 議員</u></p>	
議長	<p>次に、第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。</p>
8番議員	<p>8番、品田宗久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、駅前活性化についてということで、駅前の今までの経過というか歴史を、町長をはじめ、議員の皆さんとか職員の皆さんも詳しく分からないかなと思えますので、そこらを改めて話をしてみたいと思えます。</p> <p>まず、昭和51年に鷹野文彦町長が町長になってから、駅前近代化計画というのが始まりまして、それで、次の53年から商店街再生へということでいろいろ話がありまして、昭和54年には馬流の三つ角のところへ、馬流としての再整備をするということで。それで次の3枚目、小海駅を町の顔にという信毎の記事が58年ですね、小海駅を町の顔にということで、いろいろ近代化構想とかSSNCとか言われてやってまいりました。それで、元々が県の事業で、</p>

歩道をつけるという形の中からこの事業は始まりまして、歩道で店舗が確保できないお店が駅前へ集まって、駅とショッピングセンターとカルチャーということで始まっております。

それで、駅前のことにつきましては、これだけいろいろ公民館報として記事に載っているのですけれども、パロの問題は一つも載っておりません。我々が60年ぐらいからSSNC方式ということで、松川村などに視察に町のバスで、町長をはじめ課長さんとか、みんなで行きまして、我々の先代というか、親父さんたちの構想が主で始まってきていまして、我々はまだ30代ぐらいだったんですけれども、そういう町の熱意に、ぜひ我々も町の活性化のために一役買おうという熱い思いがあったのを今でも覚えております。

それで、そういう中で、パロは我々がつくるよりも早くつくろうということで、我々は国の8割無利息のお金を借りようということで、かなり、夜も徹して報告書をつくったり、いろいろやってみりました。その中で、例えば1年間の1世帯の、その業種による消費金額などが表になっているのがあるんですけれども、都市部と郡部ということで、郡部の数字でやっていったところが、小海町はまだ郡部の7掛けだとか言われまして、当時駅と農協のあそこは坪68万だったんですけれども、40万切らなければお金は貸さないよという形の中で、我々39万7,000円という形でやったんですけれども、それなら我々は末広館のほうへ行って、簡単な建物を造ってやろうという話をしたんですけれども、駅前、時計塔もあるし、跨線橋もつけるという中では、ぜひくっつけてやってくれということで、この事業は始まっております。

ちなみに、パロは、我々は8割無利息でやったのに、急いでやったもので、農協さんから、当時8.3%の利息という形の中で3億円ちょい借りたと思いますので、毎年2,500万ぐらい利息を払っているという話もありまして、二、三年、町が半額とか補助した経過もあります。

そういう中で、駅前活性化協議会をやりまして、10ページですけれども、山浦先生を招いてワークショップとかいろいろやって、その表にあるとおり、町民誰もが憩い集まれる拠点づくりとか、小海の魅力の発掘、発信、アルル、駅前の商店街継続のための再構築とかいろいろやりまして、それでその次のページにあるように、短期とか中期、長期でこういろいろやって、次の誰が担当してやるかというところまで話は進みましたが、そこで頓挫してしまいました。それから先は、皆さんご存じのとおりいろいろやってきたわけでありまして、とにかく、やはり駅前、町長の1期目からの構想でもありますし、元気にしていかなくちやいけないかなと思っております。

そういう中で、提案なんですけれども、13ページのA I時代、求められる柔軟性と、遊びを軸にした教育をもっとということ、教育に関して言えば、農耕文明以降、子供の自発性や活動意欲を押さえつけることが必要になってきます。単調で労苦の多い仕事を我慢させるためと、兵士として命令に服従させるためです。もし人間の遺伝子が単純労働と服従に合わせてできているなら、それでもいいでしょう。しかし、人間の遺伝子はそのようにできていません。400万年とも600万年とも言われる人類の歴史に対して、農耕、牧畜が始まったのは約1万年前です。人類の歴史の99.8%狩猟採集生活なので、人間の遺伝子はほぼ狩猟採集時代のままです。

そういう中で、時代が大きく動きつつあります。A Iの発達のため、今後10年から20年で、今の職種の半分が消えてなくなるだろうと言われています。現在のままでサラリーマン養成所のような学校では将来に対応できません。これからの時代に必要なのは狩猟採集民の持っているような柔軟な知力、工夫する能力、協力する力です。心配ありません、それらの力は遺伝子組込みであって、ちゃんと子供の遊びとして現れてきます。教育はもっと子供の遊びと調和すべきです。あるいは、子供の遊びを主軸にした教育を創出すべきですということ、次の荒井英治郎先生のあれが、4段目ぐらいなんですけれども、私たちは自分の頃の基準で今を理解しがちだが、予測困難な時代を前に子供に学び続けることを求めるなら、地域住民も、また地域を磨き続けることが求められると。地域の将来像は、次世代の生涯設計の議論と無関係ではない。現在の当事者による地域の論理を重視した議論は、結論を得やすい反面、現状維持思考に陥りやすいと。

そういう中で、非効率で手間も暇もかかり根気も要する、しかし、未来志向で種をまき、世代を超えて地域をともに耕していく経験を積んでいかなければ、居心地のよいこれまでの生活さえも手放す公算が一举に高まると。多様性と寛容性を盛り込んだ物語こそ、未来の読者、地域住民を引きつけ、長く読み継がれる不朽の作品となると。

それで、古山先生のあれでいきますと、子供が学ぶというのは、結局のところ子供が食らいつくか、食らいつかないかなんですと。幾ら傲慢な哲学を掲げても、幾ら教材をそろえても、子供が食らいつかなければ全て空振りです。その子供はどういうことで動いているかということ、おもしろいか、つまらないかによってですと。3段目から、おもしろい、つまらないを無視した教育は、おいしい、まずいを無視した料理と同じではないでしょうか。レストランが、まずいものでも客に食べさせるにはどうしたらよいかと考えますか

と。ところが学校教育は、つまらないことでも与えられた課題はやるようにすることに全力を挙げています。さらにその原因を言うと、検定教科書と集団一斉授業に固執しているためです。その地域の一定の年齢とittedだけで集めた子供たちを、静かに座って先生の言うことを聞くようにさせるですって、叱責とお説教を使わなければ成り立つはずがないのです。学校は修業義務の上にあぐらをかいています。学びにおもしろい、つまらないを取り戻しましょう。

山内先生は、先日、文部科学省から令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告が発表された。この調査は、平成3年に生まれた2万人以上の子供と、その保護者を18年間にわたって追跡した大規模な縦断調査である。報告書によると、小学生の頃に様々な体験を多くしていた子供は、高校生になったときに、自尊感情や外向性、精神的な回復力などの得点が高くなる傾向があることが分かったという。ここで言う体験活動には、キャンプや川遊び、登山などの自然体験、農業体験やボランティアなどの社会体験、博物館、美術館見学、音楽、園芸鑑賞などの文化的体験が言われます。4段目に行きまして、今回の調査で特に注目されるのは、家庭の収入の多寡にかかわらず子供時代の体験が多ければ多いほど、上に挙げられたような様々な生きる力を押し上げることが分かったことである。

これまでの研究でも、豊かな体験が子供の育ちによい影響を与える傾向があることは分かっていたが、実は家庭の経済的な豊かさが陰の要因ではなかったとささやかれてきた。しかし、今回の調査で、家庭の収入水準を3段階に分けて分析したところ、どの水準の家庭でも体験が子供によい影響を与えることが明らかになったのである。なぜ体験が子供の生きる力を高めるのだろうか、同調査で行われている自然体験指導者へのインタビューからは、子供が自分の意思で何かに取り組み、自分の力でやり遂げたという経験が自身や精神的な強さにつながるが見えてくる。そこに欠かせないのは、子供の挑戦を見守り、失敗も含めて頑張ったプロセスを褒めたり認めたりしてくれる大人の存在である。全ての子供が自信を持って人生を力強く歩んでいけるようにするために、子供の豊かな体験の場を社会全体で用意することも必要だろう。日本の子供の自己肯定感は、諸外国と比べるとかなり低いと。

次のページ、荒井英治郎先生、学校は信頼の貯金をしているだろうか。今回は信頼に関する方程式、信頼イコール信用掛ける親近感割る不安感を紹介したいということで、一番下で、信頼貯金は、専門能力の発揮を通じてもたらされる信用、適切なコミュニケーションによって得られる親近感、困り事に

寄り添い、不安感を低減させる姿勢によって貯まっていく。信頼はあらかじめ、常にそこにあるものではない。時間をかけてともに紡ぎ育てていくものなのである。

次の内田先生は、文部科学省は10月27日、2021年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を発表しました。今年、注目を浴びたのは不登校の急増でした。長野県では小学生が16.9%増の1,596人、中学生は27.7%増の3,111人、合計は4,707人で、1,000人当たりの児童・生徒数は29.8人となり全国4位です。4段目に行って、学校は戸惑う母親に、子供の人生と仕事のどちらが大切ですかと迫る学校の話の話を聞くと、怒りに体が震える思いがします。先生、あなたは、学級運営と指導が怖くてこの子は学校へ行けないのですよと抗議したくなりますが、最近多くの保護者は先生の指導に物申すことを避ける傾向がありますと。

次に、秋山先生のところへ行きますけれども、知識注入型、教師独演型の教育を続けていると、将来の日本は危ないと幾度となく教育改革を叫ぶ声が上がった。しかし、入試がネックとなり改革は思うように進まなかった。日本ではペーパーテストが学力を公平に評価できるものと広く信じられていたから、このような入試が絶対視されてきた。しかし、これからの社会が必要とする能力は、深く考える力や課題を見つける力、不信を感じる力、批判する力、様々な人と協働する力、コミュニケーション能力、多角的な視野に立てる力などであり、これらはペーパーテストで判断することは難しい。

最近、多くの大学が従来の一発勝負の筆記試験に対し、総合型選抜、AO入試を導入している。この動きは従来 of 偏差値教育を根本的に打破する可能性があると思う。総合型選抜では、志望大学で学びたい意欲と学ぶ資質を備えていることを証明する活動記録が合否のポイントとなる。体験型追求活動で取り組んできた成果、科学系オリンピックや科学甲子園、ロボコンなどで成績、論文や短歌、俳句、小説などのコンテストにおける活動、部活動や各種ボランティアなどの課外活動での実績などが挙げられる。

大事なものは、入口の優秀さでなく大学での教育です。私たちがどういう教育をするか、それに応えてくれる学生を採るかがこれからのポイントです。東北大学のAO入試は最適解だと思います。ある程度の能力があれば早稲田の授業についていけますし、なおかつ人物がしっかりしていればポテンシャルが高いです。入学してからの学生の伸びしろを考えて、基礎学力とプラスアルファの部分の能力を見る比率をどうデザインするかが重要だと。世間が期待している本当の優秀な若者は、肩書きや経歴をひけらかすだけの若者で

はなく、目の前にある問題に率先して汗をかき、世のため人のために尽くしてくれる人物だ。そんな若者があふれる日本になってほしいということで、今、教育改革がすごいスピードで進んでおります。

そういう中で、私はなぜこれを読んだかといいますと、たまたまこの前の中学校組合のときでも、今度、小海高校と駅の直通バスを運行するという話があった中で、ぜひ小海高校の存続も危ぶまれているという中では、やはり駅へ連れてきて放課後の大人との触れ合いを大事にするような場の提供をしてほしいなと思っております。

そういう中で、この前も山口県の宇部市で小児科医をやっている金子先生という女医さんのお話をちょっと聞いたんですけども、彼女は今、宇部市のほうでこども食堂なんかをやって、今、300人ぐらい集まってきたり、いろいろそういう地域活動をしているんですけども、彼女が申しますのに、やはり今の子供は、大人になるまでに親と先生以外の話ができる大人は2人必要ですよと、今の子供たちは、とにかく学校とうちの往復で、親と先生以外の大人との触れ合いが少ないと。そういう中で、2人以上の話ができる大人が必要ですよと。それと、例えば小・中学生が高校生でも違う大人になるということで、やっぱりそういう場づくりがこれからは絶対必要だということでもあります。

この前、たまたまテレビを見ていましたら、福岡の女子高生が、起立性調節障害という病気で朝起きられないという形で非常に悩んでいて、その子が友達と2人で本を書いたと。そうしたら、その本が非常に好評だったもので、じゃ、映画化しようということで、友達というか、今の若い子だからネットか何かで誘ったところが、福岡なんですけれども、大分の子だとか、女子高生だけが28名でつくった映画が、今、非常に評判がよくて、アメリカでも放映されているということで、今、中高生の活躍というか、エネルギーが物すごいなと思います。

先般も、私、美術館で小海高校生が出した作品見せてもらったり、話を聞いたんですけども、やはり感性がすごいということで、今、高校生たちは本当に、今、私がいろいろ読んだみたいな教育改革されている中で、小海高校もぜひそういう、昼間の授業は今までどおりやらなきゃいけないんでしょうけれども、午後、さっきも話が出たとおり、おもしろい、楽しいという興味を持って時間を過ごせる場、そういう場があれば必然的と大人が集まってきて、そこにいろいろつながりができていくんじゃないかと思っております。

	<p>そういう中で、例えば佐久穂の大日向小学校なども、非常に今、これからの時代に適しているということやっておりますけれども、そういうのも含めまして、小海高校の生徒は、本当に豊かな感性を育まれるような場にするように、今の駅前を再構築していただければなと思いますけれども、そこらの考えを町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
町長	<p>品田議員には、昭和59年からの駅前の進捗、進めてきたことを説明していただきまして、私も存じていない部分が多々ありました。</p> <p>一般質問の通告書の中で、品田議員、駅前再整備についてということでしたので、そのことを非常に考えていたら、多岐にわたる説明、それから提案ありましたけれども、こういった長い歴史を経て現在に来ているわけでございます。そして、私どもに課せられている問題は、これからどうするかという問題ではないかというふうに思います。高校生の問題、それからそこを中心とする学習の問題等につきましては、ちょっと私は専門分野ではないのでお答えできませんけれども、今回のアルルの無償譲渡による町営化というような形につきましては、これは私の選挙の公約でもありますし、そしてこれを行うことが、アルルだけではなくてやはり小海の商業の発展に寄与するものと信じております。</p> <p>そういった中で、この方策をどうやって進めていくかということで、今、いろいろな検討をしているわけなんですけれども、時間もたってきました。そして、私も議会のほうで2度の答弁、それから新聞報道等々ございます。そういったものを含めた中で、時期を限定してこれから進めていくわけなんですけれども、やはりそういった経過の中で、駅舎、あるいは駅舎にまつわる土地の問題等々ございまして、議決いただいた部分も含めまして、これをやはり総合的に考えていかなければいけない。それは、官民一体の計画にしなければ、これは決していい計画にならない、そう考えております。</p> <p>したがって、今、品田議員の説明していただいたものをよく含みながら、あるいは参考にさせていただきまして、この計画を進めていきたいというふうに思っております。</p>
8番議員	<p>それでは、次に小海線の活性化ということですが、小海線が小海から小淵沢間が14億円の赤字で、一番赤字の幅が大きいという中で、私やはり小海線という名がついている町、小海町の責任も非常に大きいものがあるのではないのかなと思っております。</p> <p>そういう中で、やはり小海線、何とかして存続して継続していくためには、やはり沿線の市町村が協力してやっていかなければ駄目じゃないのかなと</p>

思っております。そういう中で、特に南佐久が連携して小海線を何とか元気にするべく努力する必要があると思っております。これからの時代、やはり今、アウトドアが非常に盛んになっているんですけども、やはり今キャンプに行くとなると、どうしても、まず車が必要だという形中で、これから都会の若者とか、やっぱり低所得者なんか車がない人たちは、キャンプへ行くとなると、まず、車を用意しなきゃいけないんですけども、今の小海線で、小海線で着の身着のまま来てもらって、それぞれの駅でレンタルすると、それで自然体験してもらおうというようなことを考えると、逆手に取りまして、小海線の活性化を図っていければなと思っております。

それなので、私も駅長さんにもお願いしているのは、2日間乗り降り自由のチケットつくれないかとお願いしているんですけども、2日間乗り降り自由のチケットとなると、小海線の沿線のどこかで止まるということで、宿泊業も潤うという形と、佐久の市長さんなんかとも話しているのは、佐久には酒蔵が13あるんだから、酒蔵巡りとかほろ酔い旅とか、自家用車だと酔っ払い運転というのはいけないんですけども、小海線だと酒蔵巡りしたりとか、それと小海線沿線には美術館も非常にたくさんあります。そういう文化的な要素もありますし、自然体験もできる。また、龍岡城の五稜郭などは、函館とは違いますけれども、日本に2つしかない五稜郭ということで売りに出してもいいだろうし、小諸動物園なんかも、旭山動物園とか上野動物園というわけにはいかないですけども、昔懐かしい動物園というか、小海線らしい動物園にして、本当に、北杜市もありますけれども、北杜市と南佐久と佐久市と小諸がつながれば小海線はつながるという形の中で、ぜひ地域を上げて小海線の活性化に取り組むべきだと思っております。

その中で、やっぱり小海線を活性化するために、今言った高校生の活用やなんかも、例えば高校生に小海線を活性化する案を出してもらって大人と一緒に議論したりとかして、みんなでこの地域を盛り上げる。やはり高校生、いろいろな体験してもらったり、冒険心とか、チャレンジする心というのはこれからの時代、必要だと思うんですね。それで今の若者は、能力はあるんですけども、やはり体験していないから打たれ弱いということで、やっぱり小さい成功体験をしてもらって自己肯定感を高めてもらうということが非常に大事じゃないかなと思っております。今は本当に、職員をはじめ若い人たちも、教育というのは非常に難しい時代になってきていまして、働き方改革等々もある中で、厳しくやってもなかなかついてこられないという形の中で、いかに自己肯定感を高めてやるかということが必要じゃないかなと思っ

ておりますので、ぜひ小海線の活性化とつなげてやっていただければと思います。

そんな中で、佐久穂が、今あそこの道の駅をいろいろ進めております。その中で、昨年、モンベルと包括協定を結んだということで、モンベル主導で何かやっているみたいなどころもあるんですけども、道の駅だけじゃ駄目で、この2ページにもありますとおり、佐久穂と南佐久の持つ豊かな自然の魅力と恵みを実感し、未来に向けて生かすための場にとということで、4枚目、5枚目にはかわまちづくりということで、国交省がかかわまちづくりを推進しているということで、ギャラリー創の小池さんなんか聞いても、問合せが一番多いのは、今、川遊びだよと、川遊びできる場所はありますかという問合せが今一番多いそうです。

そういう中で、私、いつも言っているとおり、駅から5分で行ける相木川、あそこは今、第三発電所が、この前の台風19号で浸水して廃炉にするという話もあったんですけども、今、水力発電は貴重だということで、今、最新の設備を入れていて、令和6年2月に完成します。そうすると、あそこの新津組さんの事務所のところから千曲川の合流の500メートルぐらいは水がほとんど流れないという形の中で、魚のつかみ取りとか、いろいろな体験ができるんじゃないかなと思っております。やはり地域にある素材を生かしたまちづくりということは大事じゃないかなと思っておりますし、このモンベルが道の駅で、今、佐久穂と包括協定組んでいろいろやっているんですけども、大石川とか八千穂近辺の川を使つてと。でも、川遊びしても、多分釣りぐらいとか散歩ぐらいしかできないんじゃないかなと、やっぱりお金にならない部分じゃないかなと思っております。

そういう部分では、やはり川遊びで魚のつかみ取りだとか、いろいろな体験できるということはやっぱり有料でもできるだろうし、いろいろな部分を含めて私が考えているのは、佐久穂の道の駅と小海の駅前開発が、やっぱり違和感があつてはまずいんじゃないかなと思います。せつかく今南佐久が、この前も上田信金と何か地域活性化のための連携したという話もある中で、そういう部分で、やっぱり南佐久が本当に一枚岩になって地域活性化をやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、次のウェルビーイングに行くんですけども、21枚目ですか、藤村コノエさんの脱炭素社会を考えると、日本社会の現状に厳しい目を向ける必要がある。現在の日本は少子化が進み、未婚率も高まっている。1人当たりの労働生産性は経済協力開発機構加盟38カ国中28位と低く、スイスの

国際経営開発研究所の国際競争ランキングでは、日本は34位と多くの主要国に水をあけられている。一方、国連による世界幸福度ランキングでは日本は54位、ユニセフによる子供の幸福度調査のうち、精神的幸福度は38か国中37位と、社会の基盤を構成する分野だけでなくウェルビーイングという心や体の健全さの分野でも、日本の衰退を懸念せざるを得ない兆候が顕在化していると。

次のページに、知事のしあわせ信州への挑戦というところから抜粋をさせていただいたんですけども、知事の12年間の今までやってきたことと、これからどういう方向へ行きたいかという形の中で、これからの長野ビジョンということで、現在、長期総合計画の策定に着手していることもあり、いつも以上に将来の長野県の在り方について考えることは増えていますと。

先日、尊敬する東京大学名誉教授の神野直彦先生をお招きして、県の幹部職員に対してご講演を行っていただきました。そのときのキーワードは、豊かさから幸福へ、ウェルビーイングの追求ということでした。私も物の豊かさを優先してきた社会の価値観を変革していくことが必要であると考えており、総合計画の愛称もしあわせ信州創造プランとしてきました。まさに我が意を得たりとの思いで先生の話をお伺いしたところです。

私が子供の頃は、まだまだ現在ほど物が行き渡っていたわけではなく、カラーテレビが入るとわくわくする、トイレが水洗になって喜ぶというように、物の豊かさで暮らしの満足度が左右されることが多い時代でした。しかし、一定の物の豊かさが実現した今日、所有欲求の充足から存在欲求の充足へと政策の重点も転換していかなければなりません。もちろん経済的格差が社会問題化しているように、経済的な繁栄を目指さないというわけではありません。しかしながら、美しい自然環境の中での快適な暮らしや他者との心の通いあった交流など、GDPではかり切れない幸福な社会を構想し、目指していくことが今求められていると考えています。

私は常々、私たちの信州には、お金に換算できない価値がたくさんあると思っています。そしてコロナ禍で、大都市の暮らしに疑問を感じ、お金に換算できない価値を求めて長野県に移住する方々も増えています。豊かな自然環境やコミュニティーの絆など、長野県には幸福な未来社会を構想し、実現していくための素地があると考えています。先ほども申し上げたように、国民的な議論の下での国全体のシステムの大胆な変革を期待しつつ、県としてもウェルビーイングをキーワードに、これからの社会の在り方を考え、県民の皆様と方向性を共有していきたいと思っておりますということで、小海町は憩うま

	<p>ちこうみ事業で、プラチナ構想ネットワークのウェルビーイング賞をもらったということで、まさに今の社会の一步先頭を行っているんじゃないかなと思っております。そういう中で、さっきの藤村先生の話とか、知事のウェルビーイングを推進したいという構想の中で、私の提案としては、南佐久全体でウェルビーイングのモデル地域にできないかと思っております。</p> <p>そういう中で、最後の藤原忠彦さん、村づくりはアートですということで、私も先般、ロータリークラブで講演をお願いしたいんですけども、81歳にしてまだまだすごいパワーがあります。それで、まだ国・県の仕事をいっぱいいまして、南佐久を一枚岩にするには、やっぱり忠彦さんを担ぎ出して、ぜひ忠彦さんのお力を借りながら、ぜひ南佐久が今の時代の先頭を走れるような、先ほど高校生というか、今の学校の問題も指摘したんですけども、今、世の中は大きく変わるタイミングであります。そういう中で、やはり南佐久が束になって小海線の活性化をはじめ地域の活性化をしていくためには、忠彦さんにちょっと一汗かいてもらう必要があるんじゃないかなと、私は感じております。</p> <p>そういう中で、私、商売やっついていましてよく言われたのが、虫の目と鳥の目と魚の目を大事にしろということで、やはり虫の目で細かなことをチェックし、鳥の目で上から全体を見て、魚の目で流れを読めと。まさに今、時代の変革の真ただ中にいる我々は、時代の先端を走るべく、このタイミングを逃すことは非常に残念じゃないかなと思っております。ぜひ今の時代の流れに乗って、時代の先端を走る、このウェルビーイングで、ぜひ南佐久を元気にするように忠彦さんを担ぎ上げてもらいたいと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>ただいま、小海線から川遊び、そしてウェルビーイングというところに来たわけなんですけれども、小海線存続のための手前どもの努力は、これは惜しまずやらなきゃいけない、そして方策も考えていかなければいけないというふうに思っております。川遊びにつきましては、佐久穂の道の駅の南側になりますけれども、川を利用した計画が出ております。そういう中で、モンベルのカヌーとか、そんなところまでの話がありますけれども、相木川の問題につきましては、これは現場の調査研究等々、まだまだ必要かと思っております。小海駅から5分ということですので、その利点はどこかで生かせるのではないかなというふうに思います。</p> <p>それから、続きまして、ウェルビーイングの件なんですけど、私もちょっと自分の恥を言うようで申し訳ありません。プラチナ構想ネットワークの中で、</p>

	<p>小海町の憩うまちこうみ事業についての発表等々をプラチナ構想ネットワークの中で発表させてもらいました。そして、私はあまり読みが上手じゃなかったんですが、たまたまウェルビーイング賞という賞を受賞いたしました。そのときに、私はウェルビーイングということを知りませんでした。これは本当に恥ずるべきなんです、そしていろいろ調べさせていただきまして、これは本当にすばらしい賞をいただいたんだと、これに応じていくには本当に大変だなという感じがいたしました。</p> <p>そして、人間というものは生まれながらに幸福になる権利があり、そして周辺みんな含めた中で、そういうものを率先してやっていかなければいけない、心と体の健康をまず推進していくことが、この世の中をつくっていくのに大変重要であるということが分かったわけなんです、さて、そこで、憩うまちこうみ事業が、果たしてその域をなしているかという部分につきましては、若干私自体も疑問があるんですが、そういったきっかけをいただいたということで、ここに着目し、進めていくということは大変重要なことではないかというふうに思います。受賞しただけではなく、これからその榮譽に恥じることなく推進していきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、藤原先生の件につきましては、個人的な問題でありますので、私のほうからどうこうという問題ではないように思います。むしろ私のほうが率先してやらなければいけないという、今、空気をいただいたんですけれども、南佐久の中心ということで、小海町が目指す形、まずは小海町をしっかりするということが私の使命でございますので、そうした中で、品田議員ご提案の件、ありましたけれども、一つ一つこれはこなしていかなければならんというふうに感じた次第であります。</p> <p>大変たくさんの資料と提案、ありがとうございました。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>やはりこの前も、佐久市の加瀬清さんとも話したんですけれども、やはり一番になることは大事だよと、よその物まねで二番煎じだと、マスコミとかいろいろなところは宣伝してくれないよと。例えば山でも、日本一は富士山だけれども、2番はどこだというと、えってなるのと同じで、やっぱり1番をやると、マスコミをはじめいろいろなメディアが紹介してくれるから、いろいろ広告しなくても1番になることが大事なんだよと言われた中で、私は今まさに、このウェルビーイングで心と体の健康という方向で行くというのは、やっぱり1番を走れるんじゃないかなと思っております。</p> <p>それと、先ほど来、教育の問題とか高校生の問題も言ったんですけれども、やはり高校生なんかにしても、町としてしっかり旗を揚げると、そういう方</p>

向で行くんだという形で努力したり、協力したりしてくれる部分はあると思うんですよ。

それと、町長、今、まずは小海町だという話もありましたけれども、小海線活性化して継続していくためには、やはり南佐久、東にならなきゃいけないと思いますし、先ほど八千穂の道の駅の問題も出ましたけれども、やはりモンベルが動き出しているという形の中では、南佐久全体をモンベルと組んで、アウトドアの聖地みたいな形に持っていくということもありかなと思いますので、そういう中では、先ほど来、忠彦さんを担ぎ出してくれと言ったんですけれども、これは忠彦さんの本当にパワーをちょっと読ませていただきますけれども、川上村、今こそ小さな町村はどれだけのことをしてきたのか、小さな町村でなければできないことは何なのか、かみしめるべき時期だろう。それにふさわしい事例の一つが長野県川上村であると。今年2月まで同村の村長を8期32年務め、全国町村会会長も務めた藤原さんに、村づくりの歩みを振り返ってもらったと。

川上村はかつての出稼ぎの村から、出稼ぎを受け入れないと回らない村になったということで、川上は今時の農村では珍しく専業農家の多くが後継者を確保している。頭脳産業になったこともあり、後継者や、その嫁さんの7割は短大卒以上という高学歴社会となっていると。

それで、教育は郷育でということで、藤原さんは、最大の地域づくりは人づくりと言うが、川上村の教育は独特である。藤原さんは教育ではなく郷育という言葉を使う。国の教育をないがしろにするわけではないが、それ以上にふるさと郷育を大事にしている。国のカリキュラムに沿った教育だけでは、規格型の人間になります。地域の文化や資源、人材を使いこなす人間を育てていかなければなりませんというわけである。村の学校の先生たちは、郷育を教育理念として掲げ、村独自のカリキュラムを考えるよう求めてきた。職業選択は自由ですが、ふるさと郷育をすれば愛郷精神を受けつけられます。専業農家の子供たちは、将来は農業をやりたいという気持ちになりますと。人が定着したのは村づくりで、教育をはじめ文化、福祉、公共下水道などを整えたからこそであると。

それでも藤原さんは、人づくりさえしっかりやっておけば、育った人間は必ず新しい産業を考えますと信じている。幾つもの前例のない試みに挑戦した経験から、藤原さんは、自治は法を口にすればやれないものはない、自治でやれないものは犯罪ぐらいのものだと確信したという。この村にどうしてもこれが必要だと思うなら、知恵を出せば必ずやれるというのである。金の心

配も無用だという。アイデアさえよければ金の心配は要りません。住民に役立つ事業なら金についてはきますと断言する。ただし、それには住民の合意を取り付けたり、複雑な法令や予算の仕組みの中からやれる道を探し当てたりしなければならない。それは政治や行政の技術というべきものであり、磨き上げれば芸術の域にも達する。藤原さんは、村づくりはアートであり、村長や職員は村づくりのアーティストみたいなものだと感じている。

しかし、このところ自治体の新たな挑戦が乏しくなっている印象もある。藤原さんは、地方がやるべきなのは制度の許容範囲を広げて利用することです。最近、この制度の加工技術が落ちてきたのではないのでしょうかと、技術の衰えを指摘する。最も肝腎なのは、実現を目指す事業が村のためになるものであるか否かである。藤原さんは、小さな村は風土、風味、風習の三風を使いこなさないと駄目ですと、三風を基本にしないと伝統文化が壊れてしまい、日本中同じような村になってしまいますと。人口減少に伴い、小さな町村はやがて立ち行かなくなるという外部からの警告や脅しも強まっているが、藤原さんは動じない。国は自治体の規模を問題視しますが、自治は規模で判断すべきものではありません。どんなに人口が減少しても、人がいる限り自治は存在します。それは原点です。小さくとも自治を守り抜く覚悟であるということで、藤原さんがいろいろ国とやり合ったことが、3枚目の2段目ぐらいから、そこでスクールバスを路線バスにも利用することを思いついたと。しかし、前例のないスクールバスの住民利用を県の教育委員会や文部省は、教育上、好ましくないとして認めようとしなかったと。そこで文部省に行き、義務教育課長と面談したが、やはり前例がないとして一蹴された。それでも諦めず、近くにあった政府刊行物センターで文部省職員名簿から同課長の自宅の住所を見つけた藤原さんは、川上村の交通事情を説明し、住民利用を認めてくれるよう切々と訴える手紙を書いて、同課長の自宅に送った。これは私文書に過ぎなかったが、これは功を奏して、間もなく住民利用の許可が下りた。年間1,000万の赤字だった路線バスは、これで黒字に転換したということで、最後のページに行きますけれども、一番最後の、やはり藤原さんのこの3つの能力、現状分析能力、未来創造能力、人間関係構築能力が大事だと言っております。それで、情熱の対象物がなくなると老化が進行する、常に学び続けることが人間である。学習とは、臨終の朝、あしたまで、人の愛、人の世を幸福と文化を生み出す郷土愛、やっぱり人づくりの原点で、魂、すなわち心があって一人の人間として生命がある。体は心の入れもの、形ある肉体と形のない心が一つになって人間となっている。人口より

	<p>情熱の量だよと。</p> <p>それで、藤原さんのすごいところはここからで、常にロマン、夢を持つ、とてつもない大きな夢が、とてつもないすごい努力となる。夢の現実、頑張ることが不平不満を小さくする。挑戦、逆境が人をつくり、産業を生み出し、人が人を支え、挑戦が人をたくましくすると。私はこの藤原さんの考えに非常に共感しております。ぜひ、町長、藤原さんを担ぎ出していただいて南佐久を一本化し、先ほど知事の4期目のキーワードがウェルビーイングという形の中で、県の協力をいただきながら、やっぱり南佐久の中心として小海町が元気になるように、南佐久の中心は小海だという形で先人が努力してきた、我々はそれを受け継いでいかなきゃいけないと思います。やはり小海線という名がついている小海線の小海駅前再開発は、今言った教育と遊び。</p> <p>それともう一つは、小海線を使った観光客なりを含めた中で、それとこれからは脱都会、やっぱり田舎回帰の時代の中で、交流人口を増やしていくことは非常に大事だと思っております。それで遊休農地も増えてきている中で、やはりこれから食糧難になることはもう確実に見えております。その中で、やっぱり今地元の間人だけでやっていくんじゃなくて、都会の人たちが来て農業体験したり、いろいろする中で交流が深まるような関係を持っていければなと思っておりますので、そんな意味も含めまして、さっきのモンベル、せっかく佐久穂と包括協定を結んでかわまちづくりを進めている中では、南佐久全体が足並みそろえるのが、私は南佐久一枚岩になって、今これだけみんなが下向いている全国の中で、やっぱり自然との関わりの中で元気なまちづくりをチャレンジしていくべきだと思いますけれども、そこで町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>どの部分をどうお答えすればという形になろうかと思っておりますけれども、やはり藤原忠彦さん、大変素晴らしい人であり、我々の鑑でもあり、師でもあります。そういった方をお願いという形だと思うんですけども、まずは自分をしっかり決めるということではないかというふうに思います。私もしっかり考えをまとめた中で相談をさせていただき、藤原氏を動かせるような計画を立てられたらいいかなと思います。</p> <p>それから、モンベルという素晴らしい会社があり、その社長さんとも私もお話をさせていただいた中で、やはりああいったいい会社といいですか、そういう会社は地域の発展を願っていてくれるというのが基本にありまして、今度、プロポーザルにおきましてあそこの建設、あるいは運営までを先日決まったわけなんですけれども、モンベルもそこに、ただ業務を行うというポジ</p>

	<p>ションだそうです。運営は今、八千穂のスキー場を運営している会社が行い、建設のほうは畑八開発が行うということで、先日プロポーザルによる入札が終わったということでございます。</p> <p>希望の持てる場所でございますので、我々あるいは佐久穂を中心に、藤原さんとの協議の中で、小海が中心となれるよう私も努力をいたします。そうした中で、町民の皆様のご協力を得ながら進めていきたいと思っております。あまりにも多岐にわたっているもので、答えになっているかどうか分かりませんが、この辺にさせていただきます。</p>
8番議員	<p>先ほども言いましたとおり、本当に虫の目と鳥の目と魚の目で、本当に今、流れが来ていると思います。本当に今、日本が先行き不透明なこのときだからこそ、やはりウェルビーイングで心と体の健康というキーワードで地域づくりをしっかりと、今あったモンベル、または藤原さん、知事もウェルビーイングをキーワードにしてやっていくということですので、そこらも含めてぜひ大きい視野で南佐久を元気にしながら、ぜひ、今、先行き不透明な日本の先頭を走れるように努力してほしいなと思っております。</p> <p>以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第8番 品田宗久議員の質問を終わります。</p> <p>これより2時35分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時16分)</p>
<p><u>第5番 渡邊 晃子 議員</u></p>	
議長	<p style="text-align: right;">(ときに14時35分)</p> <p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>第5番、渡邊晃子です。よろしくお願いたします。</p> <p>まず第1番目、岸田政権の進める軍拡や原発推進の姿勢についてということで通告をさせていただきました。町政、町の行財政に直接関わる問題ではありませんけれども、町民の命と暮らしに関わる重大問題だと思って、あえて通告をさせていただきました。</p> <p>これまで、どの政権もここまでの軍事力を持つと実際にはしてきませんでした。ロシアによるウクライナ侵略、中国の横暴、北朝鮮の挑発的行為、どれを取っても決して許されるものではありませんが、それを理由に軍事費を2倍にし、反撃能力まで手にする。専守防衛を宣言してきた戦後日本の行く</p>

道を大きく変える大変危険な動きだと思っております。

また、原発は再稼働はおろか、新增設、また最長60年としていた運転期間の延長まで検討すると言っています。福島原発事故は今も続いています。東京地裁は、7月、東電旧経営陣に13兆円超の賠償を命じた判決で、原発事故が起これば、国土の広範囲な地域や国民全体にも甚大な被害を及ぼし、地域の社会的、経済的コミュニティーの崩壊や消失を生じ、ひいては我が国そのものの崩壊につながりかねないと指摘しました。

町長には、これだけコロナと物価高騰が国民、町民があえいでいる中、地方の首長として、様々な支援策、努力をいただいている、その一方で、国は軍拡にはさらなる幅広い増税も辞さない構え、今年度の増税は先送りのようですけれども、年金は削減、75歳以上の医療費窓口の負担2倍化など社会保障は切り捨てるばかりと、そして安全を置き去りで原発を推進という、この今の国の姿勢を4,400人のリーダーとしてどう捉えているかお聞きしたかったですけれども、冒頭の議長のお話にあったように、お答えはいただけないようなので、またどこかで、ぜひ町長の考えを伺いたいと思います。

軍事費倍増を増税で補えば、1人当たり4万円の負担になります。平和国家のはずの日本がこれだけの軍事費や反撃能力を持てば、周辺国はそれを脅威と捉え、軍拡競争は際限なく続くのではないのでしょうか。

中国はGDP比日本の3.7倍です。立ち行かないのは明らかです。岸田首相は、ウクライナは明日の東アジアとおっしゃいました。しかし、かつて紛争が絶えなかったこの地域、今、ASEAN、東南アジア諸国連合をはじめ、重層的な平和構築の枠組みが存在をしています。紛争を絶対に戦争にはしない。その枠組みを広げていくことこそ、日本の、政府のやることではないのでしょうか。国民の命を守るには、戦争そのものを回避することこそが、政治の責任と多くの識者の方々もおっしゃっておられます。

原発に関しては、福島原発事故の折、原子力委員会委員長が福島第一原発から250km圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討し、これは、チェルノブイリ事故の倍の避難区域と同じものです。小海町は新潟の柏崎市刈羽原発、静岡の浜岡原発からそれぞれ約200km、決して人ごとではありません。ふるさとを追われ、家族と引き裂かれ、なりわいを奪われた、人間だけではなく、動植物も犠牲になりました。福島の方々を思えば、原発推進など決してできないはずです。

大軍拡、原発推進は、断固反対だと、地方の一議員として、きっぱりこの意思をこの場で表明させていただき、次の質問に移らせていただきます。

	<p>2、町職員の体制、そして処遇についてということをお願いしました。</p> <p>1番目、コロナ対応、感染で、職員の感染状況は。</p> <p>日本で最初に新型コロナ患者が報告されたのは、令和2年1月16日、3年がたとうとしています。今回の第8派で、町長も少なくない職員の皆さんも感染をされたということで、この場を借りまして、改めて遅ればせながらですが、お見舞いを申し上げます。そしてまた、体調も全快ではないという方もいらっしゃるようですが、皆さんでカバーをし合って、行政を支えていただいていることに、感謝を申し上げて、そして敬意を表します。</p> <p>さて、そういったことを受けて、町の体制大丈夫かと、町民の皆さんからもご心配の声を伺いました。まず、今回、職員が次々と感染をされた、一気に襲われなかったということが幸いかとも思いますが、もし、こういった中で、災害が起こったらどうか、率直に職員体制どうなのか、受け止めをお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>コロナに複数の職員が感染をしてしまいました。当然のこのように、感染の経路、そういうものはお互い分からない、分からないうちに感染をしてしまった。それが実態でございます。数字的には、全体で20名弱の方が感染をし、そして、これは庁舎内だけではなく、全体でございます。そして業務を遂行してきたということでもあります。</p> <p>そして、そのようなときに、複数の職員が休まれて、住民サービスの低下、そういうことがなかったかというご指摘というか、ご質問だということだと思います。</p> <p>やはり、それぞれの職員がいろいろな仕事を経験しております。そういう中で、経験者、そういう者が協力し合って、その場を乗り切る、そういうことで、常に対応してまいるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>職員体制に関しましては、今議会で定年延長の条例などの改正も上がっています。これらに関しては委員会のしっかりとご議論をいただきまして、それを含めて、以前にも、ほかの議員さんも質問されてきました。災害対応など、万全にできるのか。今の職員体制で大丈夫か、改めてちょっと考えていただきたいと思います。</p> <p>さて、コロナ対応や構造改革による人員削減で、全国的に自治体公務員の長時間、過密労働が深刻化している実態があります。小海町ではどうでしょうか。特に、保健師さん、通常業務も多忙な中でのコロナ対応、国の方針、二</p>

	<p>転三転する中で、どれだけ翻弄されて、ご苦勞されているかと思ひます。町の保健師さん、地域包括支援係、保健係と現在何名で、勤務時間、いわゆるコロナ以前と比べてどうなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思ひます。</p>
<p>総務課長</p>	<p>職員の勤務体制、主に保健師についてということでございます。令和3年6月から、ワクチンの接種が始まりました。そしてその準備として、5月頃から徐々に業務が増えてございます。ワクチン接種の通知だとか、予約、そういうものについて、そういう仕事を専門とする会計年度任用職員1名を配置というか、増員しまして、保健師の作業の補佐のような形で行ってまいりました。</p> <p>そして、接種回数が切りがなく、いまだに続いているという状況でございます。先日の10月14日、そこから5回目のワクチンの接種が始まっております。そして、その町のワクチン接種については、県や佐久市などが接種業務を民間に委託をしております、当町も株式会社日本旅行へ接種の業務委託を行っております。コロナに対する保健師の業務量の軽減、そういうものを目的とした方策でございます。</p> <p>そして、ご質問は保健分野であります、役場の仕事全体を見たときに、大きな災害、そういうことによりまして、職を問わず、業務量が膨大に増加をする、そういうことはございます。そのようなときは、会計年度任用職員、そういう方を増加をするということも対応しておりますが、それには切りがない。そして今いる職員で力を合わせ、その場を乗り切るというのが現実でございます。</p> <p>保健師の勤務の状況というご質問であります、ワクチンの接種が始まった令和3年6月、この頃がやはり超過勤務、残業が一番多かった時期ではなかと感じております。そして令和4年4月から、先月11月まで、それは平均しまして、コロナの関係で月に9時間程度、そして相談だとか、いろいろな業務、そういうもので月に2.5時間程度、そんな状況でありまして、また、有給休暇、夏季休暇、そういうものが取得ができない、そういう状況でもこれはまずいわけではありますが、おおよそ、ほかの職員並に、ほかの職員もたくさん消化する人もいれば、それなりという人もいます。ほかの職員並に、夏季休暇は全員3日は取得しています。そういう状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>5番議員</p>	<p>超過勤務についてなんですけれども、ご答弁いただきました。超過勤務、これちょっとこれ保健師さんから外れますが、保健師さんに限らず、超過勤務</p>

	<p>を申告をきちんとされている方とそうでない方が、どこの職場でもあるかもしれないんですが、そういったことがあるのではないかなと思うんですけども、勤務の管理がどういった体制になっているのか、そういう超勤はしっかりと管理ができていないのか、また、そのもし申告していない事態があるとするなら、何が問題なのか、どう解決できるのか、現在の体制とその中で、もし今後改善点があるとしたらどうか、この2点をお聞かせください。</p>
総務課長	<p>超過勤務の管理、これについては、超過勤務をした場合、通常ですと事前に課長の決裁をもらう、これこれこういう仕事であった、土曜日、日曜日の場合は出勤をします。夜会議がある場合は、会議に出席しますという形が基本であります。ただ、ケースによっては、ゆうべこういうことがあったから、作業しましたと、後の決裁もごさいます。そのほうが比較的多いというのが現実であります。</p> <p>そして、超過勤務の申告をする、しない、これについては、通常の業務、例えば、昼間何か用事ができた。だから、思っただけ仕事が進まない。その分、自分はやって帰る。そういうものは超過勤務として扱ってごさいません。通常の業務以外のもので、例えば、ワクチンの接種の組合せを作るだとか、そういうもので時間を費やしてしまった。そういうものについては、超過勤務の対象として行っております。</p> <p>現状は以上です。</p>
5 番議員	<p>分かりました。使用者側、町当局には安全配慮義務というものがあるはずで、全国的にこのコロナを受けて、超勤、そして業務過多というものが大変なことになっていると、過労死ラインを超えているという実態もあるようなので、こういう質問をさせていただきました。</p> <p>町のほうでもきちんと、ご説明ありましたけれども、超勤、長時間労働を回避するということは、ぜひとも徹底をしていただいて、体制のほうもきちんとつくっていただきたいと思います。</p> <p>保健師さんに、すみません、話を戻しますけれども、今年度は保健師さん募集をしても残念ながらということで、佐久病院から派遣で来ていただいているかと思えます。来年度、この体制どうなるのか。私、小海に来て6年ちょっと経つんですけども、この間にも理由様々で致し方ないということもあるんでしょうが、残念ながら退職された保健師さんも複数いらっしゃいます。募集に当たり、何か工夫や努力などをされているのか、来年度どうなるのか、そのあたりお願いします。</p>
総務課長	<p>先ほどの質問、失礼しました。それで、保健師の人数、聞かれておりました、</p>

	<p>保健師は保健係に3名、うち1人は佐久病院からの派遣でございます。そして包括支援センターに2名、これは職員であります。</p> <p>そういう中でありまして、職員の採用の状況という内容であります。職員の採用の状況、これは、保健師については、今年の場合、7月17日と9月25日、2回の試験の期間を、試験のチャンスというかそういうものを設定しまして、募集を行っております。</p> <p>そういう中でありますが、受験をしていただいた方はおられなかった。申し込む方がおられなかったというのが現実です。そういうことでありますが、毎年、佐久大学から看護師の実習に生徒さんがお見えになっております。そういうときには、大概、1回目は教授、またそれ以降は専門の講師というか先生、そういう方が同行されますから、そういう皆さんにぜひここで、実務経験をする、研修をする。今年は募集をしますから、生徒さんに受験をするように促してください、そういうことを毎回のようをお願いをしている。しかし、受験をしていただけない。本当に残念な結果であります、現実はそのような形でございます。</p> <p>そして、令和元年、就職された方が2年間お勤めいただいて、3年度の3月、都合により辞められた。そして、近い過去では、平成の終わり頃、二十何年だと思えますけれども、何年か勤められた新卒の方が辞められてしまった。非常に組織として独り立ちができる、そこまでスキルを磨いてきた皆さんに辞められてしまった。本当に残念なことなんです。そういう中でも何とか、保健行政は進めていかなければならない。</p> <p>そして来年は、このような状況ですから、また佐久病院さんをお願いをしておる。佐久病院さんもなかなか受験をされても3年ぐらいいれば自分の希望がそれぞれあるということが現実のようであります。そういうことでありますが、地域医療という観点からもよろしくお願ひしたいというお願ひをさせていただいているという現状でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>今年も受験していただける方がいなかったということで、非常に残念です。毎回、先生方をお願いしていただいているということですが、本当に町の地域医療を支えるという保健師さん。保健師さんって、看護師資格プラス保健師資格で、本当に大変なご努力もされて、お金もかかると思うんですけども、地域医療がどれだけ魅力的かとか、何というか、もうちょっと対策ができればいいと思います。ちょっと私も考えさせていただきたいと思ひます。</p>

	<p>次に、会計年度任用職員の処遇について伺います。</p> <p>令和元年度から運用が開始された会計年度任用職員制度が今年度で3年目になります。この制度は、自治体で働く不正規職員の処遇改善を目的としてスタートしたわけですが、全国的には制度導入前よりも悪化しているという声が多くあり、日本自治体労働組合総連合、自治労連がアンケート調査を行って、2万2,000人を超える方から回答を得ています。</p> <p>その中で、本当に深刻な実態と切実な声が寄せられていると、回答された86%が女性、昨年の年収は200万円未満が59.3%、会計年度任用職員制度が官製ワーキングプアの労働者とジェンダー差別を生み出す役割を果たしているということを自治労連は言っているわけですが、そういったことを受けて、我が町ではどうなのかということで質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>予算書を見れば、数字は一般職65名、任用職員109名と数字をいつも確認させていただいているわけですが、各課で一体どうなっているかということを確認をしたくて、皆さんとも共有をしたくて、資料を作っていただきました。係ごとまで細かく、示していただきました。これだけの任用職員さんの方もこうやって在籍していただいて、町を支えていただいているということで、改めて、ありがたく思います。</p> <p>それで、基本的な考え方なんですけれども、フルタイムの会計年度任用職員は、3名で小学校の講師さんだけだということで、ほかはパートということになっています。こういったことを聞くのもあれなんですけれども、パートということは7時間ということで、仕事によっては7時間で収まらないということもあると思うんですが、無理にパートにやっているというか、そういうことはないのか、なぜフルは小学校講師だけなのか、その辺の体制というか、基本的なことなんですけれども、教えていただけますでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>では、資料を提出をさせていただいております。資料つづりの4ページをお願いいたします。左側が職員の数、そして右側が会計年度任用職員の内容でございます。</p> <p>まず、職員の一覧表ということでございます。正規の職員、課長、係員、そして一番最後に72名ということでございます。先ほど議員さんからご案内がありましたとおり、一般会計の予算書は65人ということでございます。一番下段に米印で表記をさせていただいております。水道、また介護保険そのような会計で給料を支出しているものは、一般会計の人数に含まれていませんので、72名ということであります。そして、係はここで示してあるとおり、</p>

20ちょっとの係があると。

そして会計年度任用職員、フル、パートの月給、代替という分け方をしてあります。このフルについては、先ほど議員さんからご案内があったとおりでございます。ただ、学校職員につきましては、学校の教諭、先生、その先生の県の配属の関係で、町費として会計年度任用職員として、お願いをしているということで、役場の直接の会計年度任用職員とはちょっと捉え方が変わってくるということをご理解をお願いしたいと思います。

そして、右側の表であります。まず勤務時間、これについては、一番左から2列目、臨時職員、これは令和元年までの制度でございます。そして、右側の2つ、フルタイムとパート、これが令和2年以降の制度でございます。

そして勤務時間、これについては通常7時間45分ですが、パートタイムの場合は7時間ということで、1割ほど短い。

任期については、1年の会計年度を越えない範囲ということですが、現実は継続してお勤めをいただいております。

そして給与、賃金、その関係については、ここのパート職員については、一般事務、保育士、それぞれ記載のとおりです。そして、1年ごとに昇給をします。割り返しますと、臨時職員のとより勤務時間が1割ほど短くなった。その関係で時間給は1割ほどプラスになっているという内容でございます。

また、通勤手当、超過勤務手当等は職員と同じ。期末手当につきましては、一般職に準ずるということでございまして、一般職の期末手当の支給率の適用をしております。退職手当につきましては、フルタイムはありますが、パートタイムはないと。

雇用保険、これはございます。そのほか、健康保険はこの10月1日から市町村の共済組合、一般職と同じ保険に加入をしております。

各種休暇、休暇については、有給休暇、夏季休暇、忌引、結婚休暇、産前産後休暇、そして育児休暇ということで制度を設計してございます。

そして、どうしてフルタイムがないのかというご質問でございます。ここに示しておりますフルタイムという職種の中身が勤務条件、そして給与、期末手当、一般職の正規の職員とほとんど同じ内容の職員でございます。そうしますと、給与は1級の1のほう、給与表の一番最下位のマスから始まります。そういう立場の職員を会計年度任用職員で雇用をする。そういうことより、必要不可欠、必ず必要な人だという位置づけですから、今度は正規職員で採用をしていく。採用計画の中で、不足が生じた場合は、採用をする。ですから、フルタイムの会計年度任用職員は、今、町の関係にはいらっしやらない

	<p>という現実でございます。 以上です。</p>
5番議員	<p>ちょっと単純にフルタイム、パートタイムで、月給など保育士見るとパートタイムのほうが高いですけれども、退職手当がないというのが大きいなと思ひまして、退職手当に関しては、国の制度を変えないとこれは変えられないことなので、ただ、後で保育士の処遇というところでもちょっと触れたいと思つたんですけれども、長年働いておられる先生方や職員の皆さんが、退職手当有り無しで、やっぱり差別を受けているというのがちょっとやっぱり私としては許せないなと思ひまして、ぜひとも国に対し、町からも退職手当はパートタイム会計年度任用職員にも出るようにという声を上げていただきたいと思ひます。</p> <p>それで、ちょっと先ほどご答弁にもあつたんですけれども、先ほど紹介した自治労連の緊急提案の中で、専門的、本格的業務に携わっている会計年度任用職員に常勤職員への採用の道を開くことというふうに提言をされていますけれども、こういったところはどうなんでしょうか。きちんとその辺があるのか。また、保育士のところでもそうなんですけれども、正規と同じような仕事をされる方にきちんとそういった道が開かれているのかどうか。そのあたりお願いします。</p>
総務課長	<p>正規と同じ仕事ということでございます。言葉でいいますと同一労働、同一賃金という内容だと思ひます。保育士の部分のご質問だと承りまして、保育士については、同一労働、これは保育という仕事は同じ内容でございます。ただ、違うのは7時間45分と7時間、1割ほど短い勤務時間であります。同一労働といえるかどうかということ、また、同一賃金、これにつきましては、会計年度任用職員、職員の保育士の初任給、短大卒の初任給が16万1,000円でございます。この者が7時間45分働きますと、月に21日働くということを仮定しますと、月に1日7時間の者が、月に21日働きますと、月額18万6,000円という給与月額になります。</p> <p>この給与月額は、どういうレベルかと申し上げますと、保育士として就職をし、勤続四、五年、この方が会計年度任用職員の賃金とほぼ同じ位置づけだということでありまして、会計年度任用職員、立場が、言葉は失礼ですが、良くないというか悪い、そういう方に、同一労働、同一賃金ということを強いているかという問題については、これは、そういうことではないということと理解をしております。</p> <p>以上です。</p>

5 番議員	次に移りたいと思いますが、その前に、お給料を見ましても先ほど品田議員のご質問中で、ウェルビーイングということがありましたけれども、長野の最賃908円よりはもちろん良いということですし、臨時職員のとときよりも、やはり期末手当も出るようになったというところで、処遇改善はできているかと思うんですけれども、すみません、各種休暇なんですけど、これ書いてあるので全部でしょうか。病気、療養、傷病だとかはないのでしょうか。そこを最初にお願いします。すみません、比較表の中の各種休暇。
総務課長	表記はございませんが、休暇については、一般職と同じ形でございます。
5 番議員	すみません、それで、各休暇は有給休暇以外ですが、お金が出るのか、無休なのか、そこをお願いします。
総務課長	パートタイムの月給の人の表で説明します。 有給休暇は当然お金は出ます。給与月額が削られるということとはございません。夏季休暇、これにつきましても7月から9月の間に3日ですが、これもお金は出ます。忌引、これは対象者によりましてそれぞれ違いますが、お金は出ます。結婚休暇、産前産後までは一般職と同じ有給として支給があります。そして育児休暇、これについては産後8週間以降について、共済組合から一定のルールの中で、一般職と同じ形で給付があるという状況でございます。
5 番議員	無給のものが多いかと思ったんですが、有給ということで。すみません、病気、傷病についてはどうですか。無給でしょうか。
総務課長	一般職に準じていますから、その期間というか、そういうもので変わってくると。
5 番議員	それで、産休育休について、前回9月議会で職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行って、整備もされたということで、すみません、関連なんですけれども、その一部改正された職員の育児休業に関する条例の第22条に、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次上げる措置を講じなければならない。1、職員に対する育児休業に関わる研修の実施、2、育児休業に関する相談体制の整備、3、その他育児休業に関わる勤務環境の整備に関する措置というふうに条例に書いてあるんですが、これどうなっているか、お聞かせください。
総務課長	これは、条例どおりと言えればそれまでなんですけど、条例どおり行っていると。特に、育児休業に関する勤務環境の整備、これについては、いつ以下から誰々さんが休まれるというものに対して、しっかりと代わりの人間と言ったら失礼ですけども、そういうものをあてがう、そういうことで行っておるとい状況です。

5 番議員	すみません、何度もあれですが、そうすると取りたいと思う職員さん、特にお父さんになる方、男性、取れるようになってきているのか。取れるよというお考えか、そこだけ確認をお願いします。
総務課長	環境は整っております。ちなみに、令和3年、これは7人の方が育児休暇を取得をされております。男性1名、女性6名、そして、子供さんが出産直後という方もおりますので、通年通して2人の方が休まれた。令和4年、年度途中でありますが、現在6人の方が取得をされております。全員女性であります。そして、通年取られている方が今の段階で5名いらっしゃいます。以上です。
5 番議員	<p>制度、整っていると。皆さん取れますよということで、若い職員さんもたくさんいらっしゃいますので、本当に心置きなく育休、女性はもちろん産休、育休取るということですが、全国的に見ても男性の育休、徐々に上がってきているとはいえ、やはり小さい町村レベルだと特に人数が少ないので、取りにくい環境がいまだにあるというデータも総務省のアンケートでありましたので、ぜひ、本当に心置きなく皆さん休んで子育て専念も、両方、育児と仕事の両立できるように、これからも後押しをぜひお願いしたいと思えます。</p> <p>すみません、会計年度任用職員制度に戻ります。ほとんど休暇が有給だということで、失礼しました。飛ばします。</p> <p>公募についてお聞きします。</p> <p>先ほど、1会計年度ごとではあるけれども、実際は継続というお話ありましたけれども、総務省の調べによりますと、自治体の38.2%が毎年公募を行っていて、小海町もそれに含まれているということになっています。つまり短期的な業務ではなく、保育園など、最たるものですが、継続して業務があっても毎年公募をかけていると。毎年ハローワークに行かねばならない。ずっと働き続ける保証がないということで、総務省への小海町の答えはこうなっているんですけども、どうなんでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	毎年公募はかけているということではありますが、ハローワーク、職安へ行って応募をする、そういうことではなく、今勤務されている人に来年の勤務の希望があるかないか、確認をさせてもらう。そして、雇用者としては人間に不足が生じる場合は、新たに公募をしなければなりませんので、その準備段階として、公募という形で、継続して勤務いただけるかどうかの調査をさせていただく。それが現実でございます。
5 番議員	引き続き、現職も含めた公募、ハローワークに行かねばならない事態なんて

	<p>いうのも全国ではあるらしいので、あつてはならない事態だと思いますので、業務に専念し、力を発揮していただくためにも、安定した暮らしを保障するためにも、今後ともそういったことはないように、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、3番目、町長との7月個人面談についてというふうに質問を書かせていただきました。町長、全職員と基本約30分、お話をされていると、その姿勢には本当に敬意を表します。</p> <p>全職員というのは正職員のみということでしょうか。それから、もう今年大分たちますが、もちろん内容は秘密厳守ということなんですけれども、その中のお話で、何か今後生かせること、改善できるようなことがあるのかどうか、そのあたりお話できる範囲で結構ですので、お願いします。</p>
町長	<p>私が町長に就任しまして、今年7月で5回目の個人面談ということになります。その間、こういっては何ですが、漏れないといえますか、守秘義務といえますか、貫いているつもりでございます。</p> <p>そうした中で、結構、自由闊達な意見といえますか、要望を出していただいていると思います。そういったことを私はこれ一つのチームとして考えておりますので、発する場がどこかになければいけない。チームのトップとして、それを把握しているということが大切なことだと思いますので、そういう部分のことについては、言いたいことを言えやというような、軽い形の中で聞いたり、それから職員の皆さん、全員がこれは辞令交付というもので、職場配置をするわけなんです、そういったものの不満等々、やはり直属の上司、あるいは課長に言うのも結構なんです、辞令をつくっているというか、それは私と副町長としているというようなことですので、そういった部分の希望があれば、かなうかなわらないは別にして、私は一応聞くようにしております。</p> <p>特に、新卒の若くしてこの職について皆さんは、経験を積むために、3年を目途に動くというような案件でしたけれども、4年でもということになるかと思いますが、管理職になるまでの修行だと、修行であるけれども、やはり町民の皆様の負託に応えていかなきゃいけないという部分ですので、そういった部分のお話をさせていただいております。</p> <p>ときには、世間話で半分ぐらい使ってしまうときがあるわけなんです、そうした中で、私は職員の皆さんとコミュニケーションをまず取るということを第一目標に進めているところでございます。内容については、ちょっと個人の情報もありますし、それから守秘義務ということもありますので、この</p>

	<p>辺にさせていただきます。</p>
5 番議員	<p>分かりました。4の職員の相談体制につながるんですが、私自身も昨年6月議会でも今回と同様の質問をさせていただいたり、その後の12月議会でも黒澤敦史議員や的埜美香子議員も質問をされて、そのたびごと、相談体制というところで、町長は、個人面談やっていますとお答えになっています。この個人面談もやはり相談体制というふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。</p>
町 長	<p>相談のある職員は、遠慮なく相談してくれと。それから項目を毎年変えまして聞いておりますので、答えられる範囲でということやっておりますので、相談のある職員は、そこに明記して、私に出していただいております。</p>
5 番議員	<p>分かりました。4番に移ります。</p> <p>令和3年第4回定例会の予算決算常任委員会での意見要望のところで、このところ療養休暇を取得する職員が多く見られる。職員のメンタルヘルスについて、一人一人の心に寄り添ったケアをされたいと議会でしました。その後、答弁で、体制確立を進めてまいりますとあったんですけども、その後、どうなっているかお聞かせください。</p>
総務課長	<p>心の悩み、そしてストレス、不安、そしていろいろなハラスメント、このような相談の窓口は、副町長が担当をしております。そういう中において、相談窓口が副町長だという周知、そういうことは当然、職員にしておると。そして、相談の内容だとか、状況、そういうものに関しては、副町長が適切に対応をされていると思っております。そういうことでありますが、もしそれぞれの立場だとか、人間関係、そして相談しづらい事案、そういう意見が職員から出てくるようでしたら、それは、ある程度の配慮、そういうことが必要でございます。そういう場合には、心理カウンセラーのようなある程度専門的な知識、そして役場の外にいらっしゃる方、そういう方に相談をお願いすることも必要なことかなと今考えてはおりますが、現実にはそういう事案は発生していないという状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>今、現実には事案が発生していないということなんですけれども、そういうことがあること自体を言えないという場合はどうなるのかと思うんですね。その副町長が窓口ということで、やっぱり副町長だから、失礼な聞こえ方になったら申し訳ないんですけども、副町長だから言いづらいだとか、その職場の人間関係で言えないだとかもあるかと思うので、求めているのは、本当に自分が職場で何も言わずとも何も恐れず、気をもまずに自分が直接相談できる第三者機関の体制をつくってほしいということで、これを本当に早急に</p>

	<p>していただきたいと思うんですけども。今、考えているとおっしゃいましたが、ぜひ、来年度に向けて体制づくりをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。</p>
副町長	<p>相談窓口、私ということで、様々な相談乗ってきた経験から感じたことを述べまして答弁とさせていただきます。よろしいですか。</p> <p>相談窓口、前は私と総務課長といろいろやったんですけども、やはり窓口は固定するんじゃないくて、たくさん窓口があったほうがいいと思いました。相談する内容はいろいろあります。だから、相談窓口は上司であろうと友人であろうと部下であろうと家族であろうと、内容によって全然、相談するところが違うと思います。</p> <p>一番大事なのは、やはり抱え込まないで相談しやすい体制。だから、私に相談したくなければ、もう違うところ相談したりして、何しろ相談できるよ、するということがまず大事で、それ以上に大事なのが、チームで仕事していますので、やっぱりどうしても個人で悩んで、抱え込んで悩んじゃうというケースが多いもので、周りが見ていて、あの人はちょっと仕事が忙しいとか、あの人は何か悩んでいるんじゃないかとか、そういうのを内部告発じゃないんですけども、私に言ってきてもらおうと。それで私が面談をするとか、そういう周りがチームで悩みを解決していくというのですか、そういうこともやはり大事だということ。そこら辺がちょっと一番重要かなということを感じていましたので、以上でございます。</p>
5番議員	<p>今、副町長の見解もそれも本当に大事だと思うんですけども、繰り返しますが、第三者機関に直接相談できる体制もつくっていただきたいということで、この大きな2番は終わりにしたいと思います。</p> <p>大きな3番、子育て環境の整備ということについてということでお願いします。</p> <p>保育園に関しては、何とも信じ難い、許せないような事件が起きてしまいました。保育士の園児への虐待という事態が起きました。絶対にあってはならないことですが、背景には一体何があったのか、園の業務体系もどうだったのか注視していきたいと思います。</p> <p>この頃はバスの事件など、こういう痛ましい事件が本当に多くて辛くなるんですけども、ちょっと通告はしていないんですけども、こういうことがあった場合、園で先生方、きちんと何というか会議をしたりだとか、うちではどうだとか、そういうことはされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。</p>

<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>お疲れさまでございます。それでは、お答えいたします。 ただいま、他の自治体の虐待の件、またはバスの件といった事案が発生しております。例えば、バスに関しますと、事案が発生したたびに、例えば、朝礼ですとか、1週間に一度、定期的な会議を行っておりますので、そのあたりで改めて確認ということと、今回のその虐待の件につきましても、同じく定例の会議で改めて確認、協議をしたところでございます。 以上です</p>
<p>5 番 議 員</p>	<p>今、会議の話が出たので、先にそのことをお聞かせいただきたいんですが、私、去年の6月で質問をさせていただいて、前の子育て支援課長のご答弁だったんですが、会議に関しては基本正職のみで、任用職員や代替の先生の声が広く共有できていないようなことも私ちょっと耳にしたのでその確認をさせていただきまして、そのご答弁で、広く情報共有して保育に生かす体制を作っていくとおっしゃったんですけれども、その後、どうなっているのか、何か変わっているのかをお願いします。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>会議の関係でございます。まず、正職員につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、1週間に一度の定例的な会議、また1か月ごとの定例の会議ということでやらせていただいております。 また、現在、会計年度任用職員さんとの定期的な会議ということで、一月に一度の定例会議を設けておりまして、正職員及び会計年度任用職員さんとの情報共有はしております。 以上でございます。</p>
<p>5 番 議 員</p>	<p>分かりました。では、保育の状況はということで、資料も出していただきました。令和4年の子育て支援事業計画の保育所事業に、安心、安全、信頼の保育の実施とあります。また、一人一人にきめ細かな保育を実施ともあります。子育て支援課長、今年から現場に入られたわけですがけれども、こういった一人一人にきめ細かな保育、実施できているかどうか、どういうふうに捉えていらっしゃるかお聞かせいただけるでしょうか。また改善点など、もしあるなど感じるようなところあれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>保育の状況ということでございます。資料つづりの5ページのほうをお願いしたいと思います。 こちらのほうは、令和4年度の小海保育所、クラス割り表ということでございます。学年別にクラス数、園児数、正規職員、会計年度任用職員の数値をお示ししてございます。本年度につきましては、全体で10クラスで編成されております。学年別で見ますと、一番上ですけれども、年長児クラスですが、</p>

	<p>園児数19名ということで1クラスということで、正規職員1名で対応しております。年中児クラスでございますが、園児数は22名ということで2クラスというふうになっておりまして、1クラスずつ11名の園児数ということでございます。</p> <p>1クラスにつきましては、障害などのある園児がいらっしゃるということから、正規職員に加え、障害などがある園児を担当する保育士1名がついております。</p> <p>また、年少児につきましては、園児数が31名で3クラスというふうになっておりまして、1クラス10名、11名、10名となっております。またそれぞれのクラスに障害などがある園児がいることから、正規職員に加え、会計年度任用職員の保育士がいるということになっております。</p> <p>また、2歳児からゼロ歳児までの未満児クラスの園児数等につきましては、ご覧のとおりというふうになっております。</p> <p>保育の状況ということでございまして、保育サービスの質の確保という観点から、国といたしまして、職員の配置基準というものがございます。ゼロ歳児につきましては、園児3名に対して保育士1名、1、2歳児につきましては園児6名に対し保育士1名、3歳児につきましては、園児20名に対し保育士1名、4歳以上児につきましては、園児30名に対し保育士1名というふうになっております。</p> <p>この資料の表をご覧いただければお分かりかと思っておりますけれども、小海保育所のほうでは、この基準を満たして保育のほうを実施しているということでございます。</p> <p>また、未満児クラスにつきましては、会計年度任用職員を副担任として配置しておりまして、よりきめ細やかな保育のほうを実施していると考えておりますが、引き続き、努めていきたいというふうを考えております。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ちょっと今回はあまり突っ込んだ質問はできないんですが、また改めて、保育の質、よりよい、もちろん国の基準は満たしていますけれども、小さな町だからこそできる保育、次回というか別の機会にまた質問させていただきたいと思っております。</p> <p>2番の保育士の処遇というところで会計年度任用職員の先生方もいらっしゃるということで、先ほど、最初1番目のほうの会計年度のところで、ちょっと聞かせていただいたので、あれですけれども、前も言いました保育士は国家資格を持った完全なる専門職で、私は本来だったらこういった基幹的業務は正職員であるべきだという考えですけれども、様々な考えもあって会計年</p>

	<p>度でいいとおっしゃる先生もいらっしゃるかと思います。</p> <p>でも、正規の職員としても、一般職として一律で扱われている。本当にこの専門職がそれが何とも釈然としないままです。以前、町長も民間は能力のある者が多く、お給料をもらうのは当然だけれども、公務員の世界にはルールがあるのでご理解をということをおっしゃっていました。それは理解をいたします。そのときも提案したんですけれども、まず保育士さん、既存の町の奨学金返済の優遇措置の中に、保育士を入れるということ、以前もお願いしたいんですけれども、これくらいは来年度に向けてやっていただけないかということをお願いしたいんですけれども。</p>
教育次長	<p>今の制度の状況だけ、こちら説明させていただきます。</p> <p>今の状況ですと、公務員は対象から外れております。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>ちょっと時間もあれですので、またにいたします。</p> <p>児童館、保育園の整備、今後はということでお聞きしたいと思います。</p> <p>この間、当初は令和3年、4年度長期振興計画に載っていた保育所の屋根改修が先延ばし、先延ばしとなっていますが、これがなぜだったのかと思います。細かいことはまた全員協議会のところで質問させていただきたいと思いますが、まずこの先延ばしにされている屋根の改修、令和5年度、6年度はやっていただけるかどうか確認したいんですけれども。</p>
子育て支援課長	<p>小海保育所の屋根の改修につきましては、やはり老朽化ということで、改修のほうを予定してまいります。明後日の全員協議会の中の長期振興計画の5年度、6年度の実施計画の中で、お示しさせていただきたいと思うんですが、来年度、令和5年度から6年度、7年度、3か年かけて、保育所の屋根の改修のほうを実施していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	<p>また、全協のところでやりたいと思うんですが、以前も言いました未満児さんの部屋がずっと足りないままできていると。町長も保育士の先生方と話をされていて、この問題については痛感というか、よく分かっていらっしゃると思うんですけれども、その辺も場所のこともありますけれども、ぜひ整備をしていただきたいと、先生方からも本当に、未満児さんこれだけいる中で、そうじゃない部屋で保育をしている。危ないという声も聞いているので、ぜひその辺も考えていただきたいと思います。</p> <p>児童館に関しての予定はどうなっていくでしょうか。お願いします。</p>
子育て	<p>児童館につきましても、やはり施設的に老朽化があって、今まで大規模な修</p>

<p>支援課長</p>	<p>繕は特に行っていなかったということでございます。現在の児童館の敷地につきましてもやはり限られているということで、隣接する土地ですけれども、現在は水田として活用されておるんですが、なかなか取得が難しいという状況も現実でございます。</p> <p>現在の施設から近いところに新たに土地を取得いたしまして、施設を建設してはというご意見もいただいておりますので、そういった現在の状況も踏まえ、そういった形で、これも同じく長振のローリングの中でお示しさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>5番議員</p>	<p>本日1番目の的埜議員もおっしゃっていましたが、いかに多くの住民に参加してもらって、まちづくりをするというところで、こういった保育園や児童館の整備に関してもアンケートや協議会になるのか、より多くの保護者、またこれから保護者になるであろう方たちの意見もぜひともたくさん取り入れていただく体制をつくっていただきたいと思っております。忘れてはいけないのが、子供たちの声もぜひともそこに反映されるようお願いしたいと思っております。</p> <p>以前も言いましたけれども、子どもの権利条約の4つの原則を小海町の子育て支援事業作成の根本に据えていただきたいと思っております。その中に、子供の意見の尊重し、参加できることということがあります。4つの中の一つに。これが今回重要だと思っております。子供は自分に関係ある事柄について、自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子供の発達に応じて十分に考慮しますと。大人たちだけではなくて、当事者の子供たちの意見もぜひとも取り入れるような子育て環境の整備をお願いしたいと思ひ、私の一般質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p> <p>これより、3時50分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時35分)</p>
<p><u>第1番 黒澤 敦史 議員</u></p>	
<p>議長</p>	<p style="text-align: right;">(ときに15時50分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>1番、黒澤敦史です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず質問の前に、元町長、黒澤栄太郎さんがこの11月14日にご逝去されました。そのことに対しまして、深く哀悼の意を表します。</p> <p>黒澤元町長は、幾つもの功績を残されました。特に、日赤小海病院から佐久総合病院、小海分院への大規模な土木工事も伴った移管事業は、現在私たちが当たり前のように享受している恵まれた医療環境の礎となったものであり、元町長の偉大な功績として、将来にわたって語り継がれていくものでしょう。私は、たとえ少しでもこの社会をよりよくして、私たちの子や孫、次の世代に引き継いでいくことが、今を生きる、生かされている私たちの使命であると考えておりますが、元町長のこの功績は、そういう点から、今を生きる、生かされている私たち、特に政治に関わる者へ示唆を与えてくれているものではないかと思えます。</p> <p>それでは、1つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>1つ目のアルルの町有化についての町の考え、商店街活性化のための創業への支援についてです。私からかねてより一般質問で申し上げていますが、商店街の活性化については、もはや待ったなしの状況であることは誰の目にも明らかです。10年後、この町の高齢化が進んだとき、移動が不自由となる方は当然今よりも多くなります。そのような方々が近い地域で買物や外食ができるということは、住民の幸せや暮らしやすさに直結するものです。しかし、このまま手を打たずにいれば、商店街はますます疲弊し、機能を果たすことができなくなってしまうのではないかと思います。</p> <p>商店街の活性化が審議会など、公の場で議論されるようになってから何年もたつというのに、いまだに具体的な事業は示されておりません。特にこの課題の中心であり、起点であるアルルの町有化について、町長の意思は示されているということであるのに、事業は進む気配がないように感じております。</p> <p>まずこのことについて質問させていただきますが、町はこのアルル町有化について事業の優先度をどのように考えているのか、お聞かせください。</p>
<p>町 長</p>	<p>黒澤敦史議員におきましては、その件についてこれで2度目の一般質問ということですので。非常に熱心にお考えいただいて、大変感謝申し上げます。</p> <p>私は、2度の議会の一般質問、そして去る令和4年3月29日の信濃毎日新聞の新聞記事等々で私の思うところ、意思是表明しているところでございます。</p> <p>その間、無償譲渡ということについての、ここで何かの法的なもの、それから今後、検討していかなければいけないものを精査しているよということ</p>

	<p>で、係のほうに指示を出しました。</p> <p>その結果、これで無償譲渡を受けられる条件が調いましたので、年度末目途にその契約を速やかに行い、できる限り早い譲渡の方向を受け、そして、その中での検討といたしますか、この町にとって一番いい方策を考えると。そして、現在そこで営業なさっている皆さんとも十分相談した中でこれを進めるということですが、そうしたときに、駅の駅舎一部、それから周辺の土地の取得ということが決まっておりますので、総合的に官民一体の施策をこれを考えて、早急にご提示したいということをお約束します。</p> <p>そして、それについては、年度末を目途にということでご理解いただければというふうに思っております。方針と時期について今、しゃべらせていただきました。よろしくお願ひします。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。今のお答えで、町長のご意思、そして今後のスケジュール感もある程度お聞きできたと思いますが、そういったもの、今初めて伺いましたので、ちょっと今後の私の質問内容、おかしい部分はないと思いますが、ご容赦ください。</p> <p>私は、アルルの町有化は、商店街活性化の一丁目一番地であると考えております。以前に、一般質問で申し上げましたが、屋内に広いスペースが確保でき、また、新たな区分けと改修が容易であり、さらには、JRと路線バスのハブ、中継地である小海駅に隣接したアルルは、商店街活性化の大きな資源であると思います。アルルの存在なくして、商店街の活性化は難しく、町有化は町と民間の協働による商店街活性化に向けた取組を力強くスムーズに進めるきっかけになるものだと思います。</p> <p>私は、喫緊の課題であるアルルの閉鎖、廃業のおそれを町有化により、まずは回避し、その活用方法、運営方法に関しては、町有化した後に町の責任で検討していく。その際には、商業施設としての機能に併せて町民のための公共施設であるという方向でもしっかりと議論し、また、実行をするという、そういった構成で事業を進めるべきではないかと考えています。</p> <p>そのためには、まず町に町有化のスケジュールであり、町としての意思、方向性を明確に示していただきたいと思います。今、先ほど町長はおっしゃっていただきましたが、我々議会においても特別委員会を立ち上げ、調査研究を進めていこうという話が進んでいるところでありますが、町から先ほど申し上げたような何かしらの方向性が示されたほうが、その我々議員の議論もより具体的で明確なものになろうかと思ひます。ぜひそのあたり、今の町長のお答え、何かしら文書というか、表というか、そういった具体的な資料と</p>

	<p>してまた頂ければ、我々の議論の参考に大いになるんじゃないかと思いません。</p> <p>再度申し上げますが、私は、過去の答弁から町長はアルルの町有化を進めていくお考えと認識しておりますが、町は議会に対して具体的なスケジュール、意思、具体的な方向性をしっかり示していただきたいと思えます。</p> <p>冒頭に申し上げたように、黒澤栄太郎元町長は、町の未来の医療福祉のために強い覚悟を持って、大変大がかりな土木工事を伴う、日赤から分院への移管を進めました。私は、町の未来の商業と買物や外食の場所の確保による住民福祉のために、この事業に強い覚悟を持って取り組むべきではないかと考えます。そして、町有化した後、アルルをどのように活用、運用していくかについてですが、殊、商店街活性化のような事業は地域それぞれに固有の課題があり、衰退化は共通していても固有の経過がありますので、こうすればうまくいくという唯一無二の方策があるものではありません。ですが、うまくいっていると言われるような地域で共通していることは、まず取りかかること、そしてトライ・アンド・エラー、試行錯誤を繰り返していくことで、活用の種を見いだしていくことしかないのではないかと思います。</p> <p>ここで質問ですけれども、今、申し上げた私の考えについて、町はどのようにお考えでしょうか。</p>
町長	<p>大変すばらしい考えだと思います。私もこのスピード感というものは必要だと思いますけれども、今回の案件につきましては、やはり契約に至るまでのプロセスをしっかりとすることで時間をいただきました。そこで関係各位、それから法律的なもの、全てを網羅した中で、契約できるという形に至っておりますので、そういったものを含めた中で、偉大な黒澤栄太郎町長がこの日本赤十字病院、皇后陛下の病院ですが、そこの立て直し、あるいは、篠原一族のお墓の移転、大量の土砂の処理等々を掲げて、東側にある分院を役場の隣に造るといふ、この偉業、こうしたものが小海の活力を生んできたものだと思自らは自負し、偉大な先輩が成し遂げたことにつきまして、今回の事業も私の選挙の公約の一部でもあります。必ずや成し遂げ、そして小海の商業の発展、これを目指すところでありますので、ぜひまた先ほどの意見プラスその若き情熱をいただければというふうに思います。</p> <p>お考えに対する返答ということですので、そういう返答にさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。大変前向きで、力強いお答えだったと思います。ぜひ、黒澤町長の長所であるそういうエネルギー、バイタリティーを十分に</p>

	<p>發揮していただいて、ぜひ議員と共に進めていただければと思います。過去に我々議員に示されたアルルの経営状況を鑑みたとき、今、町が町有化に踏み出さねば、我々は貴重な資源であるアルルを失い、商店街はもはや容易には再起できなくなってしまうかもしれません。商店街の未来を考えたとき、そのコア、中核であるアルルは、人々が集まる歴史、文化を持つ場所としてなくてはならない存在であると思いますし、繰り返しますが、まずはその存在を町有化により担保すべきであると思います。活用については、町有化後にしっかりと取り組んでいく必要がありますが、既に本年度予算においても、産業建設課が小海中学校の中学生、そして小海高校の高校生など、将来の小海を担う人材の集まる場所として活用方法を調査検討をしていると承知しております。どうか、タイミングを失い、取り返しがつかない事態に陥ることがないように、予算における事業費の計上、事業の開始を強く求めたいと思います。</p> <p>続きまして、商店街の活性化にも関係しますが、創業に係る町の支援について質問をさせていただきます。</p> <p>まず、町は町内での創業支援をする必要性についてどのように考え、そして具体的な支援はどのようなことを行っているのか、また、支援によりどのような町商業の未来を意図しているのか、すみませんがお聞かせください。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。創業を支援する必要性、あと具体的な支援というご質問でございます。</p> <p>創業する場合には、事業を行う場所の確保から始まり、事業内容の決定や資金等の調達が必要であり、また事業の収益性や将来性など、継続するに当たっての展望も確認しなければなりません。また、専門家に相談する費用もかかり、十分な資金の確保が必要です。このような意味で、創業に当たり、体制を整えることはとても大切なことだと考えております。</p> <p>具体的な内容については、まだ検討段階でございます。長振におきまして、創業支援補助等という項目を新たに設けましたが、内容についてはこれから検討してまいります。町内の経済の活性化について、本事業を目的とすることを商工会と連携をしながら、考えてまいりたいと思います。</p> <p>補助対象とする創業につきましては、商工会の経営支援員による創業相談やアドバイスを前提としまして、創業に係るソフト経費、ハード経費、双方を支援できる補助を検討しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>1番議員</p>	<p>ありがとうございました。町内では、最近、土村でハンバーガー屋さん、</p>

	<p>二タ小池では焼き芋屋さんが創業され、開店したことは皆さんも承知のとおりです。目に見え、私たち住人が日常に立ち寄ることができる店ですから、このような店が創業されることは、町民にとって、とても身近なことであり、私も一町民として大変うれしいことでもあります。</p> <p>そして、この事実は、アルルについて議論されるときにも聞かれる、もはや町内ではかつてのような商業は難しいという主張が、必ずしも事実ではないことを証明しているのではないのでしょうか。私たちはいつの間にか勝手に私たちの小海町が、もはや稼ぐことのできない場所であると決めつけ、諦めてしまっているのではないのでしょうか。</p> <p>このコロナ禍やSDGsによって変化した生活様式によって数年前までスタンダードであった大規模小売店での買物という一極集中は変化し、アマゾンのようなインターネットによる買物や地域の商店での買物も新たな選択肢となっております。かつては多くの買物が地元の商店街でなされていたのが、大規模小売店での買物中心になり、そして今では、大規模小売店での買物に加え、インターネットでもそして地域の商店でもというように変化しています。</p> <p>では、地域の商店での買物では何が買われているか考えてみると、私が思うには、生活必需品のほかに、生活に潤いを与えるものが買われているのではないかと思います。ハンバーガー屋さん、焼き芋屋さんは、まさにそのニーズに対応したものでしょう。町内の歴史ある商店でもそういった生活に潤いを与えるものを取り扱う商店はとても人気があり、繁盛しているように見えますので、この生活に潤いを与えるものの商売は、地域で成り立つということが分かります。これは、町のこれからの経済活性化にとって一つのヒントではないのでしょうか。</p> <p>そこで質問ですけれども、私は、町のこれからの経済活性化について、このようなニーズを捉えた創業に対して、積極的な支援を行っていただきたいと思いますが、ここで質問ですけれども、そのような考え、いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。生活に潤いを与えるようなそういうものを目指していく、まさにそのとおりだと思います。例とすれば、ほかにもございます。産業建設課でも総務課でも窓口をしたということでございますが、昨年、土村に新たに支社が設置された株式会社Vitalizeのケース、そして、同じく昨年開業した株式会社シャトレーゼリゾート八ヶ岳のYATSUDOKI TERRACE小海など、そのケースでは、それぞれ商工観光係や商會戦略が窓口となりました。</p>

	<p>創業自体には、財政的な支援や法律的な支援、税制上の支援など、行政が支援できる面が幾つかあります。総合的な支援によりまして、町内における創業の環境を整えて、町内経済の活性化、これができればということと考えております。</p> <p>以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。このコロナ禍で目の当たりにしたように、生活様式は変わっていきます。経済は生き物ですので、役割を終えるサービスもあれば、新たに必要とされるサービスもあるでしょう。しかし、その中でも変わらないことは、顧客、消費者はあり続けるということです。商業は顧客、消費者が持続する以上、その変化に対応していきます。町は創業への手厚い支援を行うことで、この変化への対応を促進し、その結果として得られる生活に潤いを与えるものを手に入れることができる、住民が幸福を感じることができる町を目指してほしいと思います。</p> <p>事業承継も歴史ある商店が変化に対応し、新たなサービスを開始する重要な手段であります。ぜひ、創業への支援に併せて事業承継への支援についてもご検討いただきいただければと思います。</p> <p>それでは、2つ目の質問に移ります。</p> <p>2つ目の質問は、乳幼児への新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種についての町の考えとこのワクチン接種に関する情報提供についてです。私は、以前に、一般質問で、新型コロナウイルス感染症に関するワクチンの接種について、その期待される効果や副作用等について、町は住民へ正確で十分な情報提供を行う必要があることを指摘し、それが難しいのであれば、県、国の協力を得て、県内や佐久地域の感染状況などの情報を活用し、住民へ情報提供してはどうかと提案いたしました、その際、町からは、引き続き、国・県からの情報を正確に住民へ伝えていきたいとの回答を得ていたものと存じております。</p> <p>さて、この10月からは、全国で生後6か月から4歳の子供へのワクチン接種が始まるとのことでありましたが、質問ですけれども、町はどのようにその対象となる子供を持つ家庭へその接種への手続きを説明、というか進めているのか、まずはお聞かせください。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。乳幼児へのワクチン接種ということでございます。小海町の生後6か月から4歳までの乳幼児、ワクチン接種対象者は、今現在105名ということでございます。乳幼児のコロナワクチン接種手続きの進め方でございますが、町といたしましては、集団接種で実施する方向で動いております。</p>

	<p>す。</p> <p>場所は、小海分院にて日時を指定いたしまして、小児科医が接種を実施することとなっております。乳幼児につきましては、3回の接種が1セットになっておりまして、接種間隔が1回目接種後、2回目までが3週間、2回目接種から3回目の接種の間が8週間以上というようなことでございます。</p> <p>生後6か月から4歳までの子供用のオミクロン株対応ワクチンは、日本では薬事承認がされておりませんので、従来型のワクチンを3回接種することでオミクロン株の予防効果を高める方法を取っているということでございます。</p> <p>現在、生後6か月から11歳までのお子様については、南佐久の南部5市町村では、小海分院にて接種をお願いしているところであります。</p> <p>役場からは、まず保護者の皆さんへは、場所、日時等、あと持ち物等を記載した案内文、あとは申込書、あと接種券付きの問診票、それから県の接種用の説明パンフレット、Q&A、国からの接種説明パンフレット、あと製薬会社からの説明の書類を同封いたしまして、お送りしているところではございます。こちらのほうにつきまして、保護者の皆さんのほうで、その中身、内容につきまして確認していただきまして、接種を希望される方は、接種券付きのその問診票に保護者が同意署名欄に同意していただくというような形で行っております。</p> <p>ですので、あくまでもこれはやはり、接種をされる保護者の皆さんの判断ということになりますので、そこを重視しております。</p> <p>接種後は母子手帳に接種済みの記載をするというような形で接種が完了したようなことを管理しておるようなところでございます。</p> <p>流れといたしましては、このような形で接種を行っております。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。接種券含めて、説明資料等々、いろいろと送っていただいているということだったと思います。特に、接種券のほうなんですけれども、既に送っておられるということで、今さらという話ではあります。が、突然接種券を送られては、ワクチン接種を当然のように受けなくてはならないと誤解してしまう人もいるかもしれません。よくよく判断した上で接種したい人は、改めて申請をしてもらって、その申請を受けて接種券をお渡しするという方法も考えてもよかったですのではないかと思いますし、実際、そのような対応を取られている自治体もあるというふうに聞いております。</p> <p>今の町民課長のお話のとおり、この小海町でも11月には生後6か月から4歳の子供へのワクチン接種の申込書が送付されており、希望者には集団接種会場が準備され、12月24日から接種が始まるとのことです。申込書を送付したと</p>

きに同封している町からの資料を拝見すると、このワクチンはファイザー社製、3回接種で1セットとのことで、人によっては接種を始めており、また集団接種の当町の予定は、1回目が12月24日、2回目が令和5年1月14日、3回目が令和5年3月11日に接種予定とのことです。

国、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症対策のため推奨している対策であり、その業務を遂行する立場として、町が粛々とその業務を行うことは当然で、正しいことではあります。その業務執行に対しては、私としても何ら異論を挟むものではありませんが、一方で、常々申し上げている住民への情報提供も重要な業務の一環であります。

私は医者でも研究者でもなく、新型コロナやワクチンに関して、ずぶの素人であることをまずは前提としますが、その素人ながらも町議会議員としての立場を与えていただいております、その立場から町民、そして子供たちの明るい未来を心から願う一人の人間として、質問をさせていただきます。

今回の乳幼児へのワクチン接種により、今後は、全世代がワクチンを打つこととなりますから、私がこのような場でワクチン接種に関して注意を呼びかける機会もこれで最後になるのではないかと思います。以前より申し上げているとおり、私は個人的には、この新型コロナに関する今回のワクチン、特にメッセンジャーRNAタイプのワクチン接種には、極めて慎重、懐疑的な立場を取っておりますが、その理由としては2点あります。

まず1点目は、メッセンジャーRNAの技術を用いたワクチンの中長期の安全性があまりに疑わしいからです。開発されて2年足らずのワクチンですから、中長期の安全性データがないのは当然です。実際、先ほど町民課長がおっしゃっていた今回の乳幼児への案内文の中にも、そのような一文が実際載っています。今回のワクチンは新しいタイプのワクチンだから、今までなかった副作用が出る可能性があるというような一文、当然書いてあります。今回の新しいワクチン、人体に史上初めて使用する遺伝子ワクチンですから、それにより10年後、20年後、さらにその先、接種した人にどのような影響があるのか、あるいはないのか、それは世界の誰にもそれは分からないということです。そのような懸念を多くの専門家、研究者が同様に指摘しております。

実際、厚生労働省がホームページで公開している令和4年、先月11月11日に開催された第88回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会の資料を見ると2021年2月、このワクチン接種が始まったときから、現在まで新型コロナワクチン接種後に死亡として報告された症例の数は1,885件と

され、その大多数はワクチン接種との因果関係はいまだに不明とされています。そのワクチン接種が原因とは決して断定しておりませんが、その可能性もいまだに否定できていないわけで、ワクチン接種が死亡の原因かもしれないということがまだ言えるわけです。

重篤な副反応の報告件数はその何倍にも上るわけで、そのような可能性のある薬剤を生後6か月の赤ちゃんに本当に打っていいのかと私は本当に心配になってしまうわけです。

そして、2点目が、そもそも新型コロナがそのような危険性を秘めているワクチンを接種してまで予防しなければならない病気なのかということです。現在の流行はオミクロン株によるものであり、ウイルスの毒性、感染症の重症化率は以前のものに比べて低いと言われております。特に、子供の重症化率は著しく低く、死亡する例は極めてまれであると言われております。

国は、新型コロナ感染によるデメリットよりも、ワクチン接種により得られるメリットのほうが大きいとして、国民に接種を呼びかけていますが、私はぜひ、町民の方には国が接種を推奨しているからという理由ではなく、メリット、デメリットを勘案した上で、しっかりと自分で判断をしていただきたいと思います。国が言っているから、専門家がテレビで言っているからではなく、自分で考えることが重要だと思います。

今年3月の定例会の一般質問でも取り上げましたが、かつて、そう遠くない過去、日本でも大きな薬害事件というのが実際数多く起こっております。薬害エイズやサリドマイドに代表される事件です。国の言うことを信じていれば、それを避けられたかというところではなかったことが実際にあったわけです。我々大人は、自分の体に何を入れるかは、各自自分で判断すれば、それはよいでしょう。しかし、判断力がまだ未熟な子供、特に乳幼児なんかは判断力が未熟どころではなく、判断なんてできないわけです。我々大人より長く生き、未来が無限に広がっている子供、乳幼児へのワクチン接種の判断は、より慎重にしなければならないのは当然であります。どうかその慎重な判断のための情報提供を町にはお願いしたいし、また、町民の方にはくれぐれも慎重な判断をお願いしたいと私は思います。

何度も申し上げますが、絶対に接種が悪いことだと申し上げるつもりは毛頭なく、私が申し上げているのは、新型コロナがどういう病気で、それを予防したいがために選択するワクチン接種によるメリット、デメリットは、どんなことがあるのか、その情報をしっかりと得た上で、自分で判断することが必要であるということです。

	<p>ぜひとも、町は県、国と協力して町民が抱く、それらの疑問を解消できるだけの情報を把握し、またその周知に努めていただきたいと思います。</p> <p>ここで最後、すみません質問ですが、その今までの私の申し上げた考えに関して、町長はどのようにお考えでしょうか。</p>
町長	<p>私もコロナ経験者として、これは申し上げておきたかったことが一つございます。今の乳幼児のこととちょっと離れて申し訳ございません。</p> <p>65歳以上をこれ老人と言います。私も67歳ということで、老人の一部ということで、PCR検査で陽性というものをいただきまして、その後、どうしたかということ、家で隔離ということ。そういった形になって、どうしているかといいますと、例えば、発熱した場合どうしたらよろしいでしょうかという問いをしたところ、市販の解熱剤飲んでくださいと言われました。市販の解熱剤を求めに行くのに、私は感染者だから行けません、一緒に暮らしていますかみさんは濃厚接触者ということですから、これまた移動できません。そういう実情を申し上げましたところ、何らかの方法によって求めてくださいということでした。何らかの方法で求められるんでしょうかね。今、電話もあれば、いろいろありますからそれはいいと思うんですけども、そういった曖昧、あるいは敦史議員のおっしゃる判断、それを本当にしなければいけないのが、このコロナだなというふうに実感した次第であります。</p> <p>ただいまの国の基準で安全であるというものを疑った場合には、これは何の行動もできないと思います。したがって、その判断をできる資料をおつけするということがいかに必要かなというものを黒澤議員のお話を聞いて率直に思いました。じゃ、町で何ができるかということですね。ですから、それについては、ただいま申したような、自己判断であるよということをもまずどこそこに明記はしてあると思います。重ねて、町としてする必要があるかなと感じた次第であります。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。町にも、職員の方々限られている中で、お忙しい中、私もこの一般質問つくる際に国であり、県であり、ホームページ見て、資料等を見てみたんですが、やはり非常に分かりにくいです。たくさんありますし、何人がかかって、その年齢層がどうだとか、そういったことが出ていたのかも不明だし、出ていたとしてもそれを読み取るのは非常に私にはできなかつたです。私ができないということですから、恐らく多くの方々もできないんじゃないかなと。一般の人は同じだと私は思います。そういう状況ですので、だからそれを町にやってくれというのは、私も酷かなと思いますけれども、ぜひそういったことの解消に町としても努めていただきたいと思います。</p>

	<p>いうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で、第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして8日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については本間村上団地造成地です。服装は長靴、ヘルメットをお願いします。また、現地視察終了後、全員協議会を行ないます。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (とくに16時29分)</p>

令 和 4 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 16 日」	
* 開会年月日時	令和4年12月16日 午後 3時00分
* 閉会年月日時	令和4年12月16日 午後 4時42分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。今回の議会で町職員の定年延長について、全員協議会において、活発な議論がなされました。地方公務員のみならず、一般の会社でも定年の延長が進んでおり、国は70歳まで働られけるような社会を求めています。当然退職金もですが、年金の受給年齢にも影響が及ぶものがあります。確かに平均寿命の伸長や少子高齢化が進むなか、人口減少と相成り、社会活動が求められていることは理解するところであります。今回町から長期振興計画が示されましたが、社会行動の変化に伴う、町づくりが求められることは必要だと思います。私達議員もそして理事者、職員の皆さんも行政に携わるものとして、互いに協調しながら小海町のため、町民の皆さんのために一層の努力を惜しむことなく、それぞれの職務に励まれますよう期待をし、お願いをいたすところであります。</p> <p>ただ今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布、申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終</p>

	わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	ではご報告いたします。 今定例会中に、アルルを含めた駅前の再整備に関し、改めて私の考えをお伝えさせていただきました。今後、全員協議会などを通じ、協議をお願いする事になると思いますが、よろしく申し上げます。 また、企業版のふるさと寄付金を財源に公用車の電気自動車購入に関する財産の取得についての契約議決案件 1 件を追加上程させていただきますのでよろしくお願いいたします。 そして、本定例会にご提案しましたすべての案件に関しまして、可決・決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議事日程つづりの4ページ、5ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

<u>日程第4 「議案第36号」</u>	
議 長	<p>日程第4、議案第36号</p> <p>「字の区域の変更について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第36号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第36号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第36号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第5 「議案第37号」</u>	
議 長	<p>日程第5、議案第37号</p> <p>「小海町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	

議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 37 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
	<u>日程第 6 「議案第 38 号」</u>
議 長	日程第 6、議案第 38 号 「小海町公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 38 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 38 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) ×5、6
議 長	挙手多数と認めます。 したがって議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

<u>日程第 7 「議案第 39 号」</u>	
議 長	<p>日程第 7、議案第 39 号 「職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 39 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 39 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第 8 「議案第 40 号」</u>	
議 長	<p>日程第 8、議案第 40 号 「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
(要望事項—1 件)	
議 長	<p>ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
町 長	<p>回答を申し上げます。</p>

	<p>定年延長に伴う定員管理などについては、新規採用者の平準化、また計画的採用により人事の硬直化を防ぎ、新陳代謝を図るよう努めてまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第40号を採決いたします。</p> <p>委員長報告は、可決であります。</p> <p>議案第40号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第40号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第9 「議案第41号」</p>	
議長	<p>日程第9、議案第41号</p> <p>「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
	(委員長報告—可決と決定)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第41号を採決いたします。</p> <p>委員長報告は、可決であります。</p>

	議案第 41 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 10 「議案第 42号」</u>	
議 長	日程第 10、議案第 42 号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 42 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 42 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 11 「議案第 43号」</u>	
議 長	日程第 11、議案第 43 号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託

	してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 43 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 43 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 1 2 「議案第 4 4 号」</u>	
議 長	日程第 12、議案第 44 号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 44 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 44 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を

	求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 13～16 「議案第 45号～議案第 48号」</u>	
議長	日程第 13、議案第 45 号から日程第 16、議案第 48 号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義従 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	これより日程第 13、議案第 45 号「令和 4 年度小海町一般会計補正予算（第 6 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
6 番議員	令和 4 年度一般会計補正予算（第 6 号）に反対の立場で討論をいたします。委員会では賛成としたわけですが、改めて村上団地内舗装工事の議論を振り返り、今後の教訓となるようあえて反対の立場を取らせていただきます。同じ団地内の舗装工事がどうして本体工事の増工ではなく、新規工事なのか、どうして改めて舗装工事だけの入札なのかという珍事に腑に落ちないわけであります。そもそもの開発行為許可との関係で課題が残る事案だと思えます。私達は令和 3 年度当初予算から調査費も付けないで宅地造成設計委託料が出てくるのはあまりにも拙速ではないかということ指摘してきました。やはり県からの許認可がなかなか下りない事態を招きました。今年 6 月に入ってもなかなか進まず、この物価高騰のなか、1 年前の設計で現在価格で入札に耐えうるか指摘しましたが、手順はしっかりと進んでいると、そういうお答えでした。その結果がこうです。途中で修正をかけるタイミングが何回かあったわけですが、途中で修正をかけるタイミングが何回かあったわけですが、落札率含め、少しでも安価に仕上げるようにしていただきたいと思えます。以上反対討論といたします。

議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第 45 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 45 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) ×5、6
議 長	挙手多数と認めます。 したがって議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第 14、議案第 46 号「令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 46 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 46 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第 15、議案第 47 号「令和 4 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 47 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 47 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第 16、議案第 48 号「令和 4 年度小海町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 48 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 48 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 17 「陳情第 8 号」</u> <u>日程第 20 「発議第 6 号」</u>	
議 長	日程第 17、陳情第 8 号、 「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」、 日程第 20、発議第 6 号、 「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」、 は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 8 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、 委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 8 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第 8 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 8 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いた

	しました。
議長	事務局長に発議第 6 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 2 番 鷹野文則 君。
2 番議員	ただ今上程されました安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出につきまして、提案理由を説明申し上げます。意見書案にもありましたように新型コロナウイルス感染により、医療崩壊、介護崩壊が現実のものとなりました。これは医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因であります。安全・安心の医療・介護実現するためには、人員増とケア労働者の処遇改善が喫緊に必要です。また新たな感染症や災害対策に備える公衆衛生体制の拡充を図る要望であります。以上が安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提案理由であります。議員各位にはご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発議第 6 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 6 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって発議第 6 号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。 これより 4 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 15 時 51 分)
<u>日程第 18 「陳情第 9 号」</u>	
議長	(ときに 16 時 10 分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 日程第 18、陳情第 9 号

	<p>「最低制限価格の設定に関する陳情書について」を議題といたします。 陳情第 9 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、 委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
	(委員長報告—継続審査と決定)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 9 号を採決いたします。 委員長の報告は継続審査であります。 陳情第 9 号を委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方 の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって陳情第 9 号は、委員長報告のとおり継 続審査とすることに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 19 「陳情第 10号」</u> <u>日程第 21 「発議第 7号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 19、陳情第 10 号、 「要介護 1、2 の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に 移行すること等についての意見書提出に関する陳情書」、 日程第 21、発議第 7 号、 「第 9 期介護保険制度改正に関する意見書」、 は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 10 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、 委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 井出 幸実 君。</p>
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 10 号を採決いたします。 委員長報告は、採択であります。 陳情第 10 号を委員長報告にとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 10 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第 7 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 番 黒澤敦史 君。
1 番議員	ただ今上程されました第 9 期介護保険制度改正に関する意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。意見書案にもありましたようにデフレ不況による実質賃金の低下や長期化するコロナ禍やコストプッシュ型インフレによる生活費の負担増により、生活苦が続く国民が多いものと思われま。給付と負担の観点から膨らみ続ける給付負担に関する議論はあってしかるべきだと思いますが、昨今の経済、社会情勢を鑑みた時、第 9 期介護保険制度改正に関する提示は状況認識と十分な議論を踏まえておらず、あまりに拙速ではないかという意見は理解できます。また市区町村の地域支援事業の現状が専門性という観点から未だ不十分であること、市区町村の体制整備に対する取り組みにばらつきがあり、能力に差があることから訪問介護と通所介護の事業主体を市区町村とすることにより、サービスの質に地域ごと差が出てしまうことは最終的に国家が責任を持つべき介護医療の持つべき姿ではありません。もちろん訪問介護のうち生活援助サービスの実態に不適切なサービスが算定されていることなどの事案があることを承知した上でこれらを適切な形に改めていかないといけないことを前提としつつも、介護サービスの利用控えを招きかねない今回の改正には給付と負担の両面からの十分な議論が必要です。以上のことから要介護者の尊厳ある生活と重度化防止のため今回上程された 4 項目に関して現状を維持することが適切だと思います。以上が第 9 期介護保険制度改正に関する意見書の提案理由であります。議員各位にはご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い申

	し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発議第7号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第7号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって発議第7号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第22 「議案第49号」</u>	
議長	日程第22、議案第49号 「財産の取得について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
12番議員	電気自動車の国内にもメーカーがたくさんあるわけですけど、三井住友の保険会社から900万の寄付金をもらって、こういうものを買ってくださいとかこういうものに利用してくださいとか言葉悪いけどひも付き寄付金だったかい。そのようにとれるんですけど、どうでしょうか。そこら辺は。
総務課長	企業版のふるさと寄付金、ふるさと納税というような制度であります。これにつきましては寄付をされた方が町の計画に沿うものの中で、それを目的として使途することに寄付をされるということで、寄付をされる企業さんがゼロカーボン、環境に配慮したそういうものに使っていただきたいというなかで電気自動車の購入に充ててもらいたいという意向の中で頂戴した寄付金であります。 以上です。

12 番議員	<p>随意契約のところに購入条件として、来庁者、観光客満足度向上とあるけどもこれは車のことじゃなくて、電気のスタンドのことを指しているのですか。これみると来庁者に車を貸したり、便利に使ってくださいととれるんですけど。満足度向上というのは電気のスタンドのこと。 そこら辺お願いします。</p>
総務課長	<p>来庁者、観光客満足度はスタンドではなく自動車のことでありますが、通常公用車は業務に使っております。そういう中でありますが、来庁者の町へのお客さん、そういう方がお見えになることがたまたまございます。憩うまちこうみ事業でお越しになる企業の皆さん、そういう皆さんがお見えになった時に例えば佐久平の駅までお迎えに行くとか、そして町内の案内、そういうものをする。また観光客の皆さんについてはやはりそういう環境へ取り組んでいるそういう町ですということを改めて、アピールしたい、そういうなかで説明の文字にさせていただきました。ちょっと説明が不足した部分があるかと思いますが内容はそのようなことでございます。 以上です。</p>
12 番議員	<p>テスラモーターズは日本には会社がないということですが、もし壊れた時に整備関係はどうなるのかね。テスラ、アメリカでちょっと車の心臓部がちょっとおかしくて、アメリカで大問題になったことがあったけど、そういったことはどうなりますかね。昔ベンツを買った人達がベンツ壊れると半年がかりで直すと、部品も高い、とてもかなわないと一時期嫌われたことがありましたけど、今そんなことないようですけど、そこら辺テスラ会社ないということですけどどうでしょうかね。</p>
総務課長	<p>壊れた時の修理であります。たまたま昨日、一昨日ですかヤフーのニュースであります。電気自動車の故障の修理が町の整備工場では直せないというか、難しい、それが55%に上るといようなニュースがありました。そういう中でこのテスラ社の修理、これにつきましてはサービスマンが全国に点在しているということでございます。だいたいこの地域でいいますと甲府、その他上田と聞いております。そういう所にサービスマンが点在しておりますので、壊れた時はそこへ電話をする、そうしますと大体1時間くらいで駆けつけてくれる、そういう仕組みになっているようです。 以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑のある方は、ございますか。 これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 49 号を採決します。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。
<u>日程第 2 3 小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会の設置</u>	
議 長	<p>日程第 23、小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会の設置について議題とします。</p> <p>小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会については、小海駅舎・アルルの再整備、活用、活性化について調査、研究を目的に、お手元に配布した事項を審査及び調査する委員 6 人で構成する特別委員会を設置し、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査及び調査することにしたと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員 6 人をもって構成する小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p> <p>ただいま設置されました小海駅舎・アルル再整備検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長においてお手元に配布した名簿のとおり指名いたします。</p>
議 長	<p>次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することと決定いたしました。</p>
<u>○ 散 会</u>	

議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和 4 年第 4 回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 <p style="text-align: right;">(ときに 16 時 42 分)</p>
------------	--

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

12 番 議 員

2 番 議 員